



第2次 石岡市男女共同参画基本計画

平成30年3月

石 岡 市

はじめに



近年、我が国では少子高齢化と人口減少が進行し、家庭や地域をはじめとする社会全体の在り方が大きく変わり始めています。そのような中、ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進による男女がともに働きやすい環境の整備や、多様なライフスタイルへの対応などが大きな課題となっております。その解決手段として、男女が互いの人権を尊重し喜びと責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められております。

国においては、大きな潜在力である「女性の力」が十分に発揮される環境を整備するため、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されました。また、多様な働き方が可能となるよう、平成 29 年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」により、長時間労働の是正など意識や社会制度の改革に乗り出すとともに、男性の暮らし方・意識の変革にも取り組み始めています。

このような状況の中、本市では、これまでの成果や課題、さらには最新の国・県などの動向を踏まえ、ここに「第 2 次石岡市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この基本計画は、平成 18 年に制定した「石岡市男女共同参画条例」に掲げる 5 つの理念に基づき、長期的な視野に立ち男女共同参画を推進するための基本方針となっております。この計画に基づき、市・市民・事業者など本市を支えるすべての人々が一体となって、男女がともに理解しあい、誰もが笑顔でイキイキと暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、意識調査等において貴重なご意見をいただきました市民及び市内事業所の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会委員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

石岡市長 今泉 文彦

目 次

第Ⅰ章 基本計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の基本理念	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の構成と期間	4
第Ⅱ章 計画策定の背景	5
1. 男女共同参画に関する国内外の動き	5
2. 男女共同参画をめぐる本市の現状	8
(1) 人口と世帯の状況	8
(2) 結婚や離婚の状況	12
(3) 出生の状況	15
(4) 就業の状況	16
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況	21
(6) 国際化の状況	23
3. 男女共同参画に関する市民意識	24
(1) 男女の地位の平等に関する意識について	24
(2) 性別による固定的な役割分担について	27
(3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと	30
4. (第1次)石岡市男女共同参画基本計画の総括	31
第Ⅲ章 基本計画	33
計画の体系	33
基本目標が目指す考え方	34
基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進	35
基本施策① 経済分野における男女共同参画の実現	35
基本施策② 行政分野における男女共同参画の実現	38
基本施策③ 地域活動における男女共同参画の実現	40
基本施策④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し	43
基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備	46
基本施策① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	46

基本施策② 働く女性，働きたい女性への支援	50
基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備	52
基本施策① 男性の家事・育児等への参画促進	52
基本施策② 仕事と子育ての両立支援.....	54
基本施策③ 仕事と介護の両立支援	56
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現.....	58
基本施策① 女性に対するあらゆる暴力の根絶	58
基本施策② 生涯にわたる男女の健康支援.....	60
基本施策③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立.....	62
基本施策④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援	64
第2次石岡市男女共同参画基本計画 成果指標.....	67
第IV章 計画の推進.....	68
1. 計画の推進体制	68
2. 進行管理の体制	68
資料	70
1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過	70
2. 石岡市男女共同参画審議会規則	72
3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿	74
4. 石岡市男女共同参画基本計画策定専門部会委員名簿.....	75
5. 石岡市男女共同参画条例	76
6. 意識調査結果の概要	81
(1) 市民意識調査.....	81
(2) 小中学生意識調査.....	93
(3) 事業所意識調査	104

第 I 章 基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

男女がお互いの人権を尊重しつつも責任を分かち合い、女性も男性も個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を前文で掲げる「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「(第 1 次)石岡市男女共同参画基本計画」が策定されてから 10 年が経過しました。この間にも少子高齢化は一段と進み、高齢者を支える生産年齢人口や未来を支える年少人口はその数・割合ともに減少を続け、労働力不足が現実の問題となっています。それに対し、能力を存分に發揮したいと考える女性の希望が叶う社会を実現することは、女性自身にとって、また社会の問題解決の点でも、望ましいものといえます。

一方、地域や社会からの支援を必要とする核家族世帯や母子・父子世帯が増加したり、配偶者やパートナー等からの暴力など、ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害や児童・高齢者等への虐待など、人権が侵害される問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが求められています。

さらに、近年、地震や豪雨をはじめとする自然災害が国内各地で頻繁に発生しており、防災・減災の観点から、災害発生時に弱者になりがちな女性や子ども、高齢者に配慮した日頃からの備えが重要になっています。

こうした現代社会の課題を解決するために、男女がよりよく互いを理解し、合理性の乏しい性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性が無理をすることなくその能力を發揮し活躍することを可能とする男女共同参画社会を実現することの重要性が、ますます高まっています。

「第 2 次石岡市男女共同参画基本計画」は、「(第 1 次)石岡市男女共同参画基本計画」の計画期間の終了にあたり、これまでの取り組みの成果やその検証結果、男女共同参画に関する住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、予測される今後 10 年の課題に取り組むことで、本市における男女共同参画社会の実現を目指すために策定をするものです。

■男女共同参画社会とは■ 男女共同参画社会基本法第 2 条から抜粋

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

2. 計画の基本理念

第2次石岡市男女共同参画基本計画の基本理念は、石岡市男女共同参画条例に基づき、以下のとおりとします。

■男女の人権の尊重

「個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」など男女の人権が十分尊重されることが重要です。

■社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動が自由に選択できる社会を目指し、結婚、出産・子育て、就業等の社会活動の選択を妨げる制度・慣行の見直しが必要です。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場面で、政策等の立案やその決定に共同で参画する機会が確保されることが必要です。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が協力し合い、育児・介護休業制度など社会的な支援の下に、仕事をしながら子育てなどの家族的責任を果たし、地域活動なども互いに協力し合いながら両立することができる環境づくりが重要です。

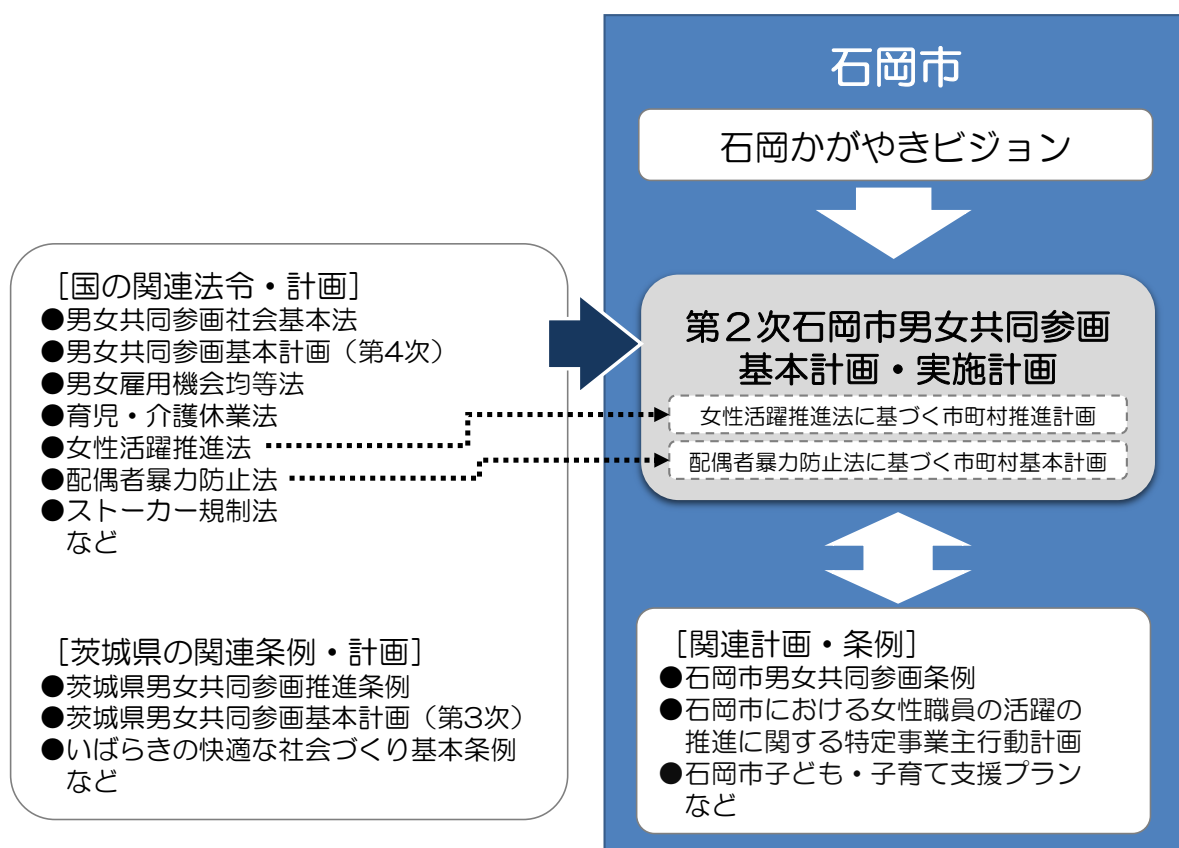
■国際的協調

男女共同参画社会の実現は、国際的な動向を踏まえたうえでの施策展開が求められています。国際的な指針との協調を図りながら施策を進めていくことが必要です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「茨城県男女共同参画推進条例」の第12条第1項並びに「石岡市男女共同参画条例」の第8条に位置付けられた、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向け取り組むための指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、男女共同参画に関連する法令、国の「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「男女共同参画基本計画（第3次）」等を勘案するとともに、市の最上位に位置し、その進むべき方向性を示す「石岡かがやきビジョン」が示す政策目標の下、男女共同参画に関わる条例や他の部門計画との整合性を図っています。



また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定された市町村推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含んでいます。

4. 計画の構成と期間

本計画は、「基本計画」及び「実施計画（前期・後期）」をもって構成します。
計画期間は以下のとおりです。

基本計画 : 10年間（平成30年（2018年）度～平成39年（2027年）度）
 実施計画（前期）：5年間（平成30年（2018年）度～平成34年（2022年）度）
 （後期）：5年間（平成35年（2023年）度～平成39年（2027年）度）

年度		2016 平成28	2017 29	2018 30	2019 31	2020 32	2021 33	2022 34	2023 35	2024 36	2025 37	2026 38	2027 39
石岡かがやきビジョン		将来ビジョン											
		アクション プラン	アクションプラン										
石岡市 男女共同参画 基本計画	基本 計画	第1次		第2次									
	実施 計画	後期		前期				後期					
茨城県 男女共同参画基本計画		第3次											
国 男女共同参画基本計画		第4次											

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。

第Ⅱ章 計画策定の背景

1. 男女共同参画に関する国内外の動き

昭和 23 年（1948 年）の第 3 回国連総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の前文に「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念の再確認」が掲げられて以降、世界、国、茨城県そして本市のなかで、男女共同参画に関して有機的に連動した、様々な動きが生まれてきました。

以下に主な内容を時系列で紹介します。

年	区分	内 容
昭和 50 年（1975 年）	世界	「国際婦人年 ¹ 」設定 「第 1 回女性会議」開催
昭和 52 年（1977 年）	国	「国内行動計画」策定
昭和 53 年（1978 年）	県	「青少年婦人課」設置
昭和 54 年（1979 年）	世界	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 55 年（1980 年）	県	第 2 次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」記述
昭和 60 年（1985 年）	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約 ² 」批准
昭和 61 年（1986 年）	県	新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」記述
昭和 62 年（1987 年）	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3 年（1991 年）	県	「いばらきローズプラン」策定 「茨城県女性対策推進本部」設置
平成 6 年（1994 年）	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 7 年（1995 年）	世界	「行動綱領」、「北京宣言」採択
	国	「育児・介護休業法」公布
	県	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」位置づけ
平成 8 年（1996 年）	国	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定

¹ 国際婦人年：1972 年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975 年を「国際婦人年」と決定された。

² 女子差別撤廃条約：昭和 54 年（1979 年）に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指し、法律・制度だけでなく、各国の慣習・慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年（1980 年）に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年（1985 年）に批准した。

年	区分	内 容
平成 11 年 (1999 年)	国	「男女共同参画社会基本法」公布
平成 12 年 (2000 年)	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画 ³ 」閣議決定 「ストーカー規制法」公布
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成 13 年 (2001 年)	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画会議」設置 「配偶者暴力防止法」公布
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
平成 14 年 (2002 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定
平成 15 年 (2003 年)	国	「次世代育成支援対策推進法」公布 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 平成 32 年 (2020 年) までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記
	県	
平成 17 年 (2005 年)	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 年 (2006 年)	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
	市	「石岡市男女共同参画条例」制定 「石岡市男女共同参画社会市民意識調査」実施
平成 19 年 (2007 年)	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 年 (2008 年)	市	「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」策定
平成 22 年 (2010 年)	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 23 年 (2011 年)	世界	「ジェンダー ⁴ 平等と女性のエンパワーメント ⁵ のための国連機関 (UNWomen)」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらきハーモニープラン」策定

³ 男女共同参画基本計画：政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされている。

⁴ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と呼ぶ。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府）

⁵ エンパワーメント：一般的には、個人や集団が力をつけることを指す。「女性のエンパワーメント」は、「女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること」とされる。

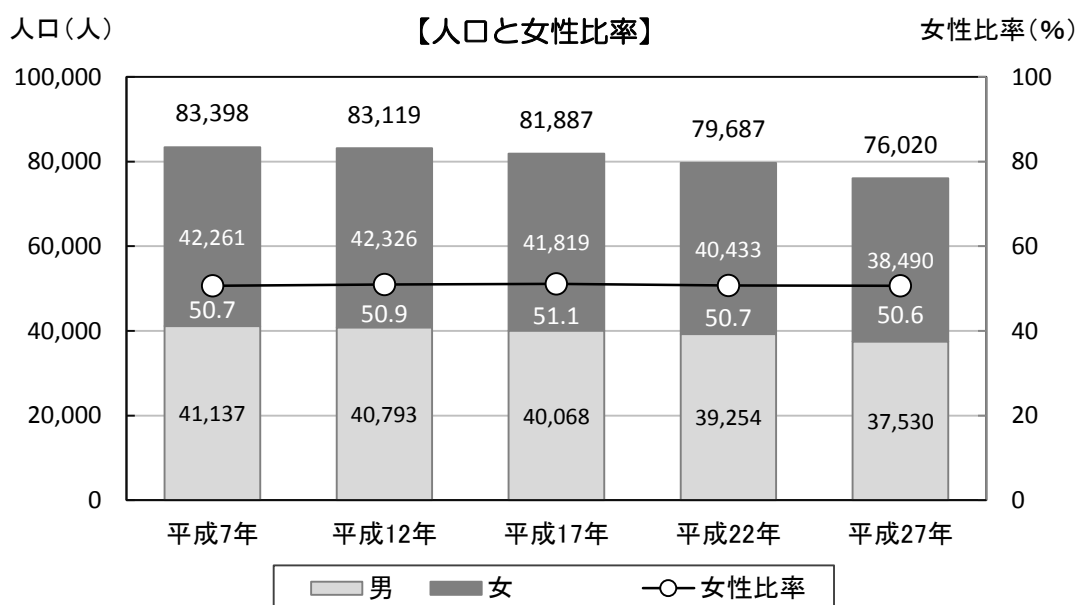
年	区分	内 容
平成 26 年 (2014 年)	世界	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択
	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
平成 27 年 (2015 年)	世界	『北京宣言及び行動綱領』, 第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し, 完全実施に取り組むための宣言」採択
	国	「女性活躍推進法」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 年 (2016 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定
	市	「石岡市男女共同参画に関する市民意識調査」, 「石岡市男女共同参画に関する小中学生意識調査」, 「石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査」実施

2. 男女共同参画をめぐる本市の現状

(1) 人口と世帯の状況

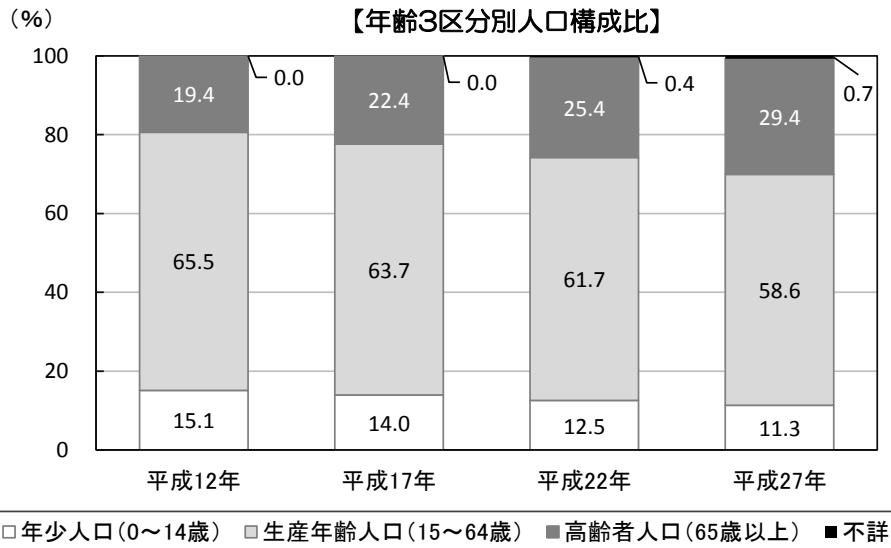
本市の人口は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年10月1日時点で76,020人と、5年前の平成22年から3,667人（4.6%）減少しました。

総人口に占める女性の割合は、平成17年以降ゆるやかに減少しており、平成27年では50.6%となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

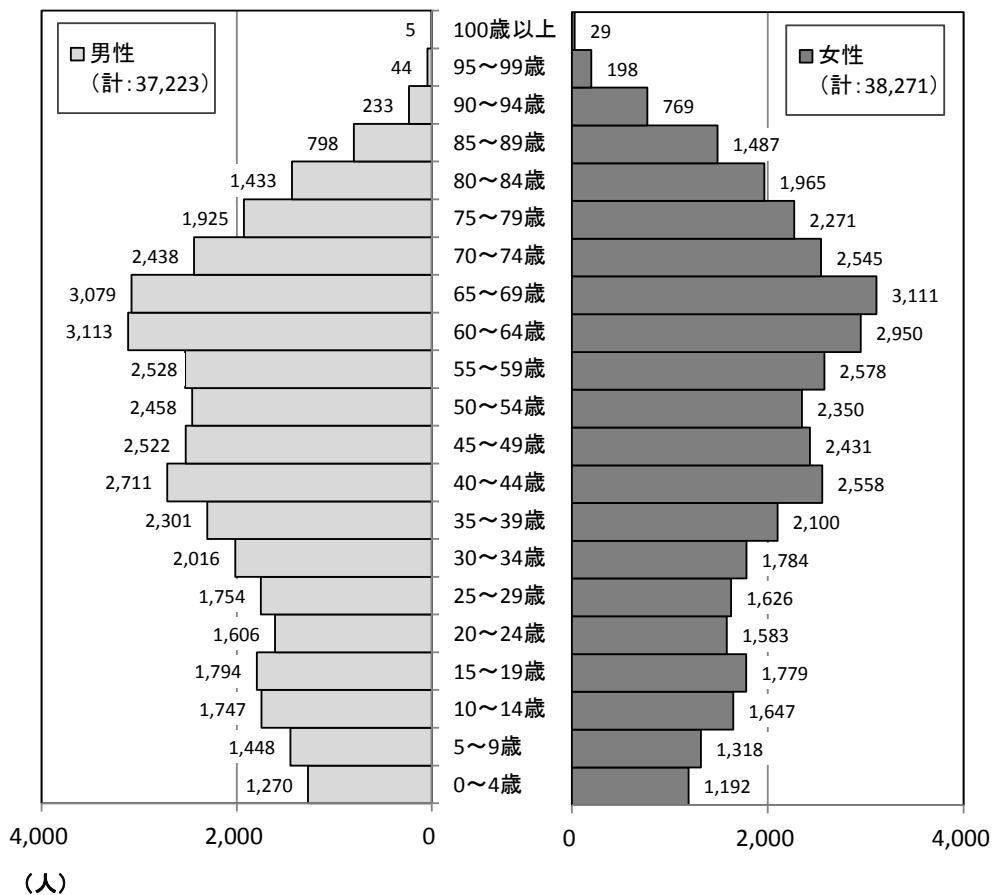
年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成27年10月1日時点で29.4%（22,330人）と、5年前の平成22年から4ポイント（2,081人）、平成12年からは10ポイント（3,997人）の増加となっています。一方、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は減少が続いており、平成27年10月1日時点でのそれぞれの割合は11.3%（8,622人）と58.6%（44,542人）で、平成22年から年少人口は1.2ポイント（1,367人）、生産年齢人口は3.1ポイント（4,614人）の減少となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

本市の5歳ごとの年齢で区分した人口分布で最も多い年齢区分は男性が60~64歳、女性は65~69歳となっています。その下には、40~44歳及び15~19歳にピークがみられますが、全体として年齢の低下とともに、人口は減少しています。

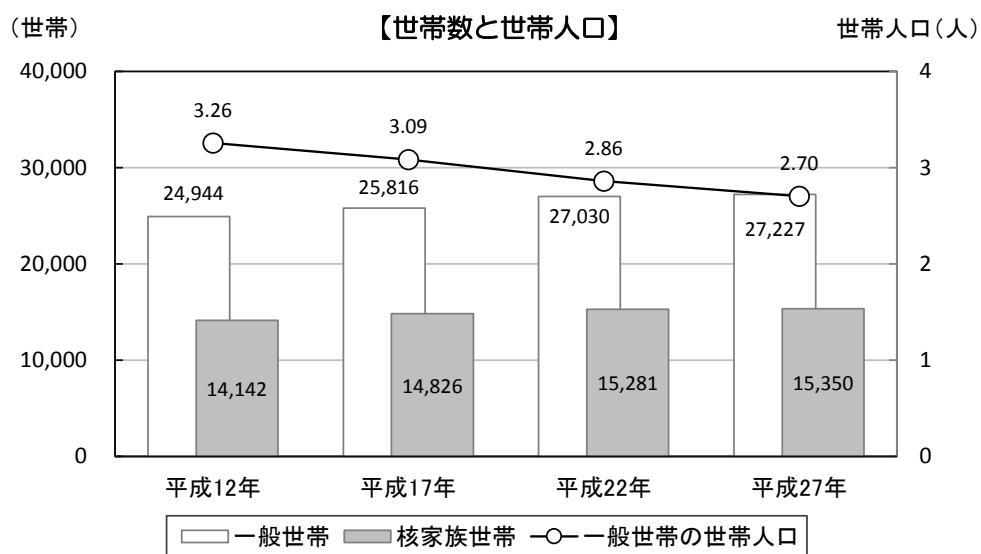
【年齢5歳区分別人口分布（人口ピラミッド）】



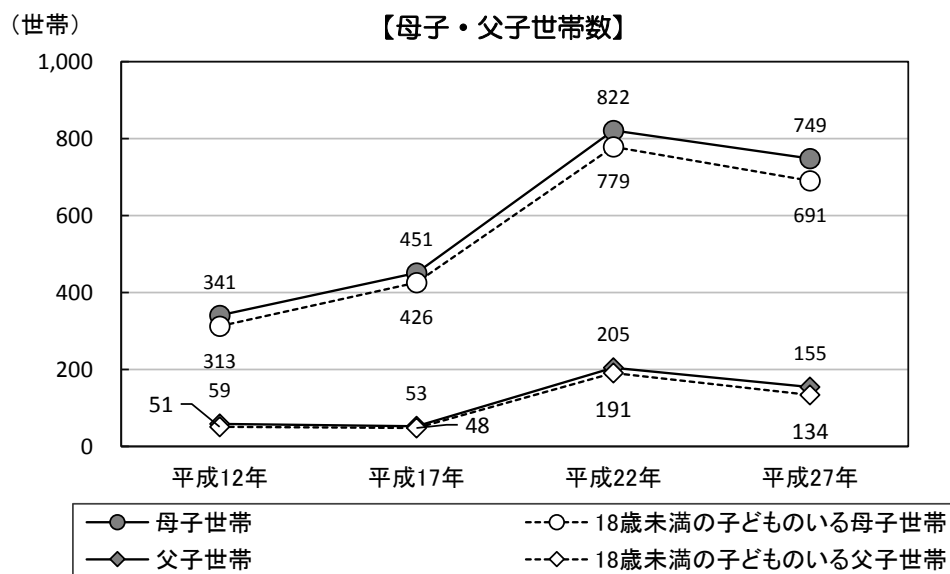
出典：平成27年国勢調査（10月1日時点）

人口が減少傾向である一方、一般世帯数は平成12年以降、調査の度に増加し、平成27年10月1日時点では27,227世帯と5年前の平成22年から197世帯増加しました。この結果、世帯あたりの人員（世帯人口）は、平成27年では2.70人となり、5年間で0.16人減少しました。

母子世帯数、父子世帯数の推移をみると、平成12年から平成22年まではともに増加していましたが、平成22年から平成27年にかけては母子世帯、父子世帯とも減少しました。しかし、減少後でも、18歳未満の子どもがいる母子世帯数はおよそ700世帯に上っています。

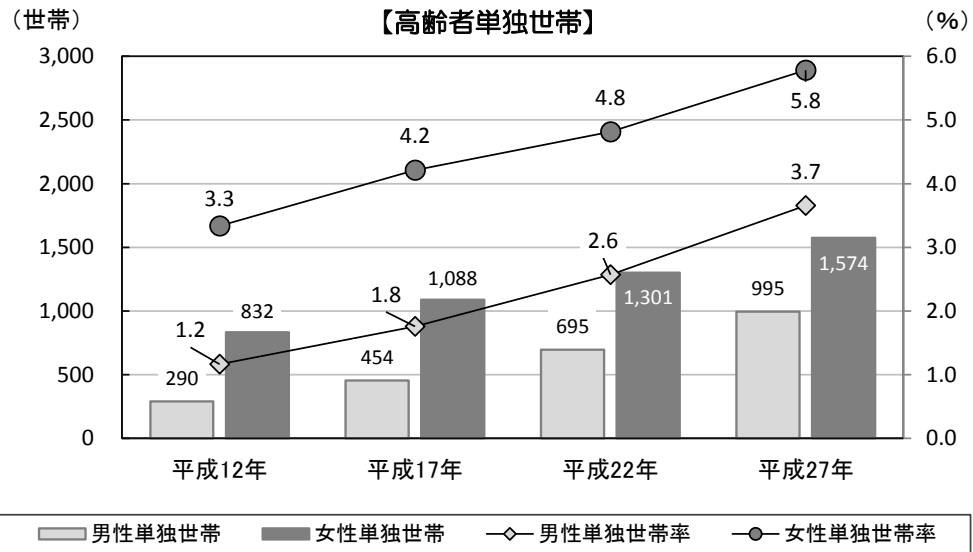


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

65歳以上の高齢者の単独世帯についてみると、平成12年から平成27年まで、男女いずれの単独世帯も、その総数及び一般世帯に占める割合（単独世帯率）は増加傾向が続いています。この期間を通じて、女性単独世帯数は男性単独世帯数よりも常に600世帯前後多くなっていますが、平成12年から平成27年にかけて男性単独世帯では705世帯（3.4倍）、女性単独世帯では742世帯（1.9倍）の増加と、増加の割合では男性単独世帯のほうが大きくなっています。

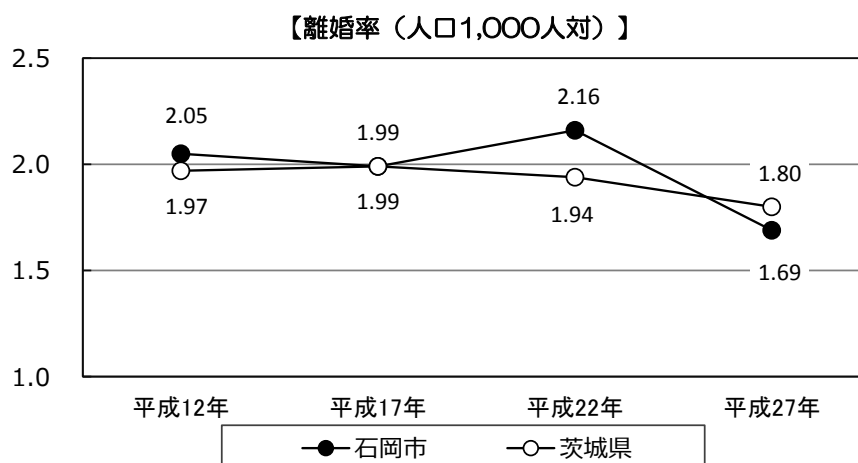
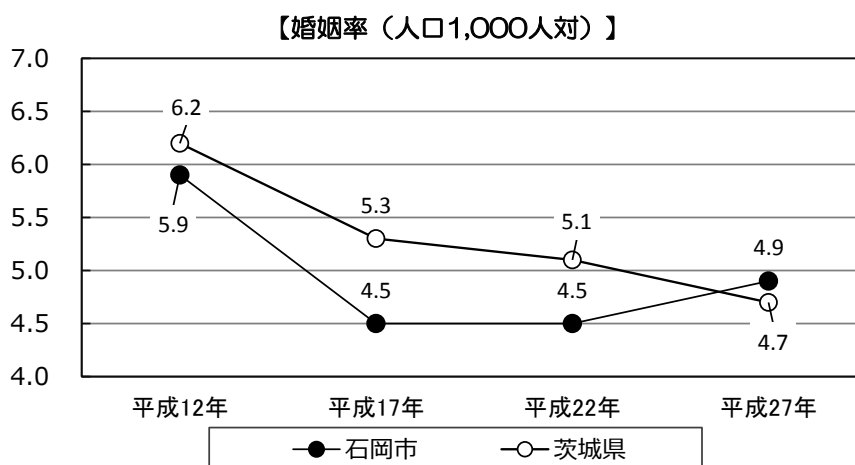


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

(2) 結婚や離婚の状況

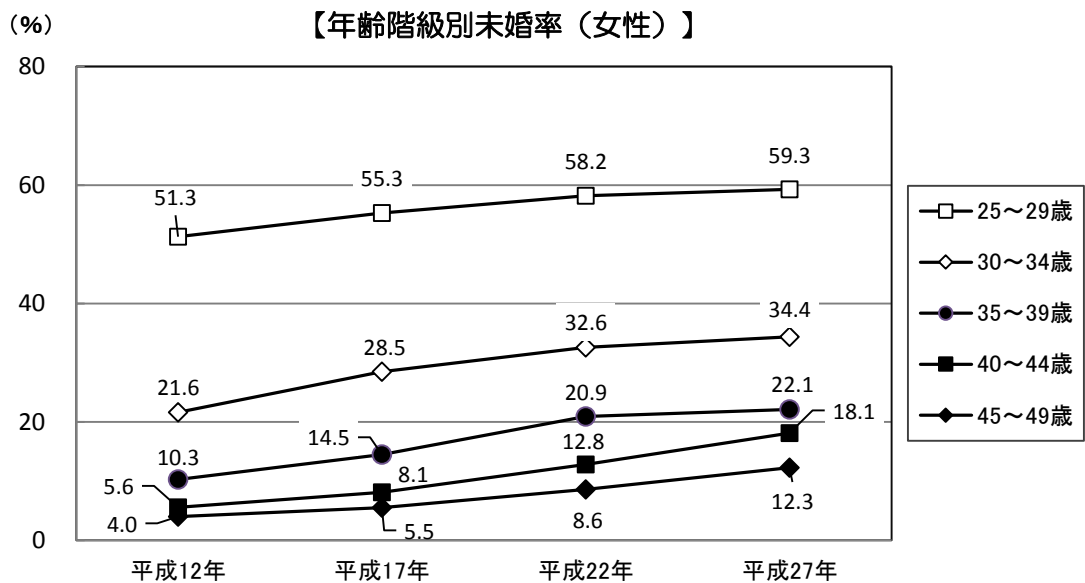
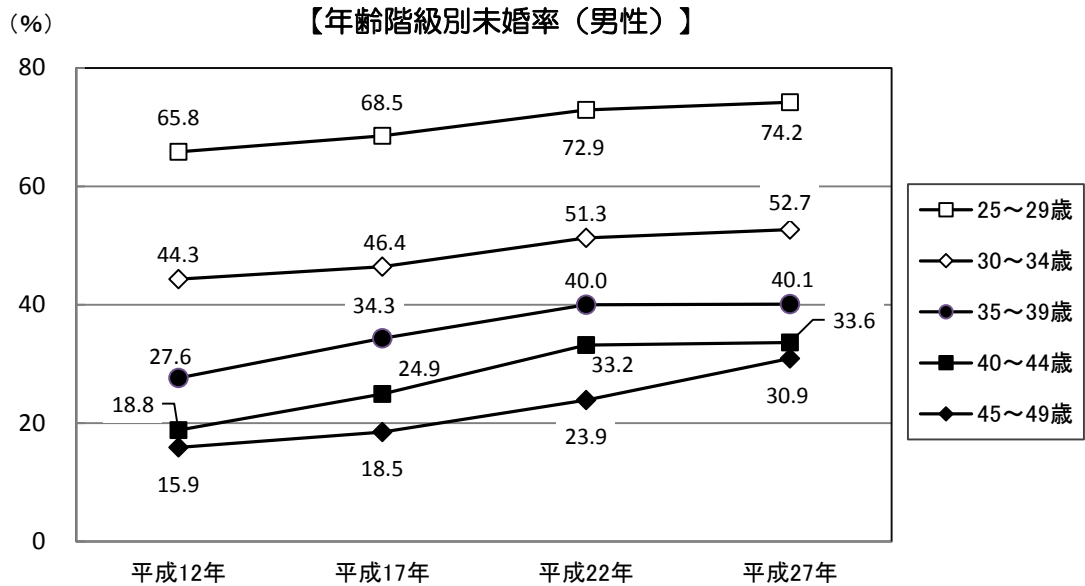
本市の婚姻率（人口1,000人対）は、平成12年から平成22年まで茨城県全体よりもやや低く推移していましたが、平成27年は、平成22年の4.5から0.4上昇し4.9となった結果、減少傾向が続く茨城県全体の婚姻率（4.7）を上回りました。

一方、本市の離婚率（人口1,000人対）は、平成17年の1.99から平成22年には2.16と大きな上昇が見られましたが、全体としては平成12年以降、本市も茨城県全体も減少傾向にあります。



出典：茨城県人口動態統計

本市における年齢階級別の未婚率は、平成12年以降徐々に高まっています。特に平成12年から平成22年までの未婚率の上昇が大きく、平成22年から平成27年にかけては、男性の45～49歳と女性の40～44歳、45～49歳を除くと、5年間で増加は1.0ポイント台かそれ以下と、比較的ゆるやかな上昇に留まっています。



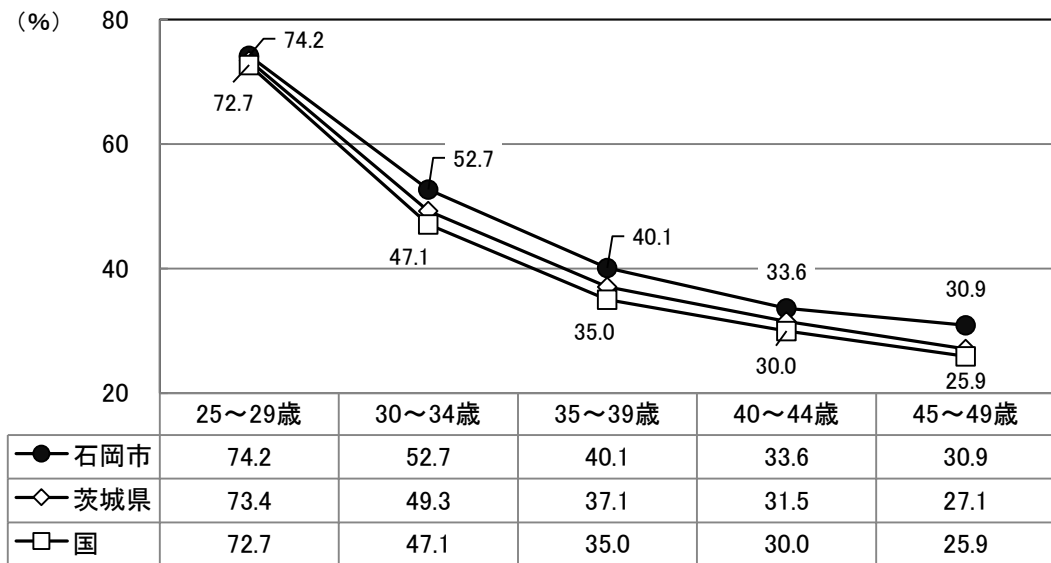
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

平成 27 年における年齢階級別未婚率を国・県と比較すると、特に本市の 25 歳から 49 歳までの男性では、国よりも常に高く、その差は 5 ポイントを超える場合もみられます。

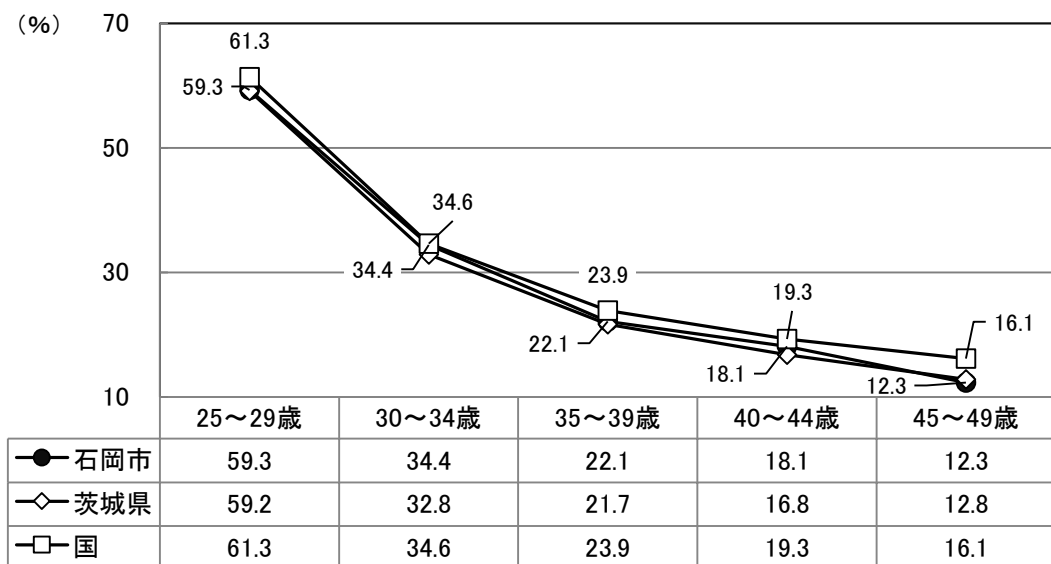
一方、本市の 25 歳から 49 歳までの女性については、国の未婚率を下回っています。

9 ページの人口ピラミッドに示された、一般的に「結婚適齢期」といわれる 25～34 歳の人口と未婚率から求められる未婚者数は、男性 2,363 人に対し女性は 1,577 人であり、結婚適齢期の未婚男女の人口は、男性が 800 人近く多くなっています。

【国・県と比較した年齢階級別未婚率（男性）】



【国・県と比較した年齢階級別未婚率（女性）】

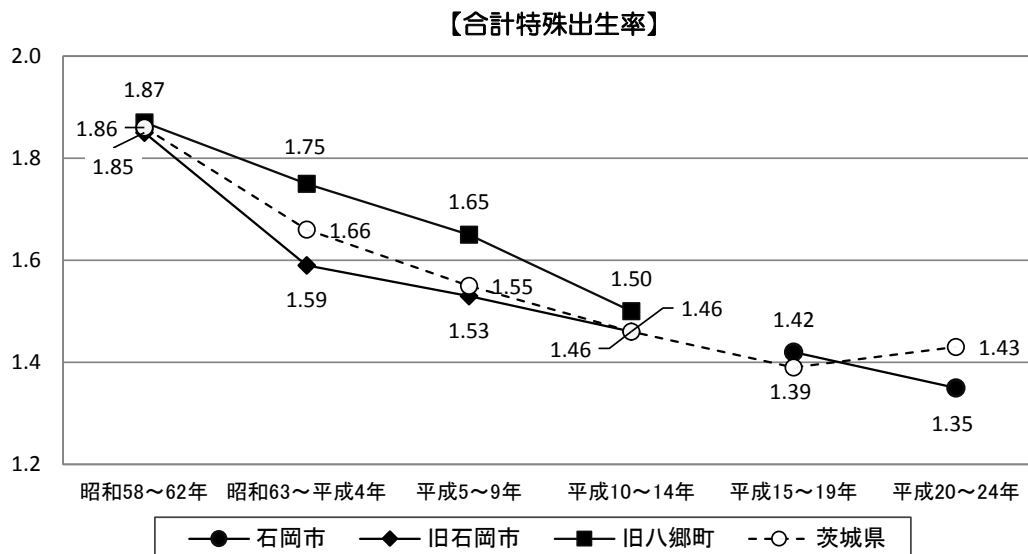
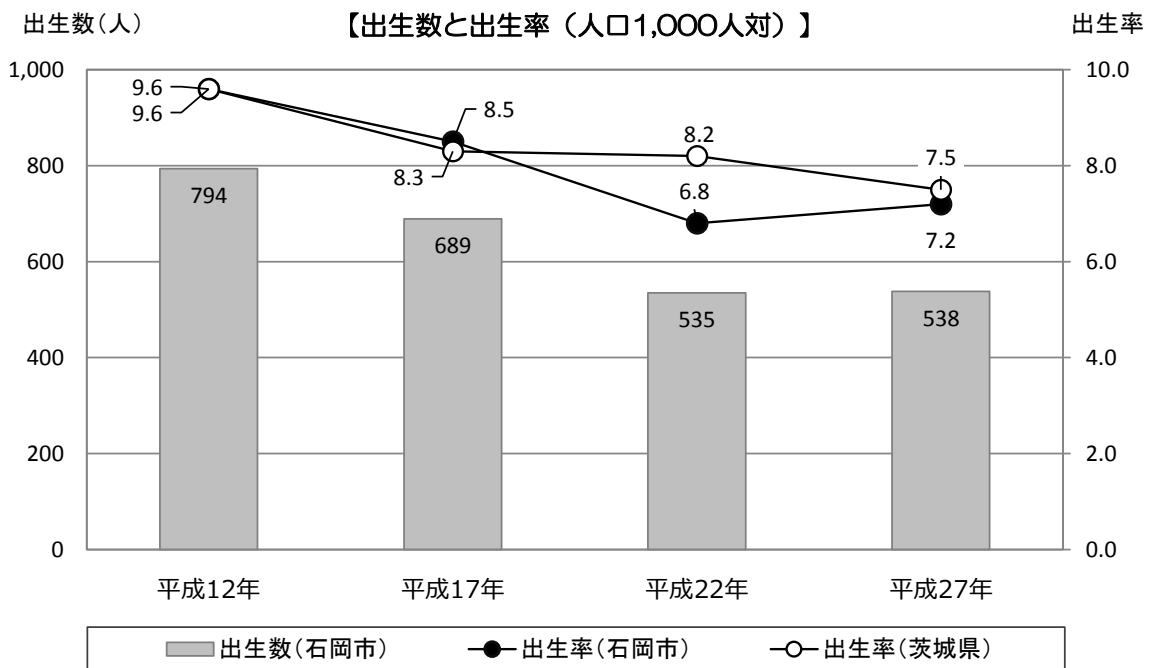


出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）

(3) 出生の状況

本市の出生数は、平成12年から平成22年まで減少傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけては530人台で下げ止まり、出生率(1,000人あたりの出生数)にも持ち直しが見られます。一方、茨城県の出生率は、平成12年から平成27年まで、ゆるやかな減少傾向が続いています。

5年ごとの合計特殊出生率⁶では、合併前の昭和58年から平成24年まで、本市では減少傾向が続いています。

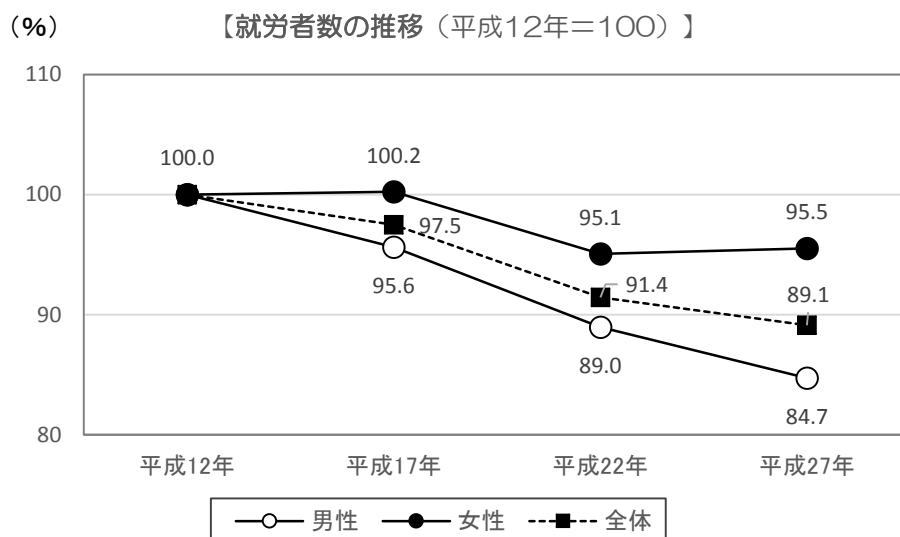


出典：茨城県人口動態統計

⁶ 合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(4) 就業の状況

本市の平成 12 年を起点とした就労者数の推移は、全体として減少傾向にあります。しかし、平成 12 年から平成 27 年にかけて男性が 15 ポイント余り減少したのに対し、女性は 4.5 ポイントの減少に留まっており、生産年齢人口が減少する中、女性の就労の高まりが伺えます。



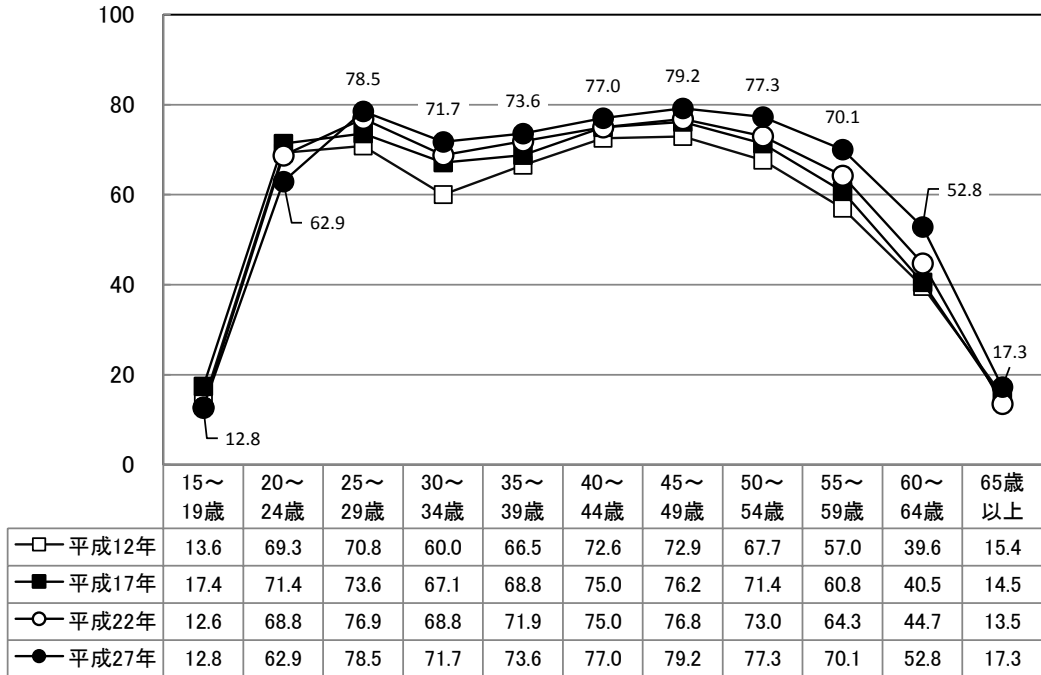
出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）※平成 12 年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

また、女性の年齢別労働力率⁷は、平成 12 年以降、25 歳以上 64 歳までのすべての年代で調査の度に上昇しており、30～34 歳の年代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字カーブ⁸」は、緩和されてきていることがわかります。しかし、婚姻形態（未婚・既婚）別の労働力率をみると、20 歳から 39 歳までの年代において既婚女性の労働力率は未婚女性の労働力率を大きく下回っており、両者の値が接近する 40 歳代までは、婚姻、さらには子どもの有無が女性の労働力率に依然として大きな影響を及ぼしていることが伺えます。

⁷ 労働力率：15 歳から 64 歳までの生産年齢人口に対する労働力人口（就業者人口＋完全失業者数）の割合のこと。

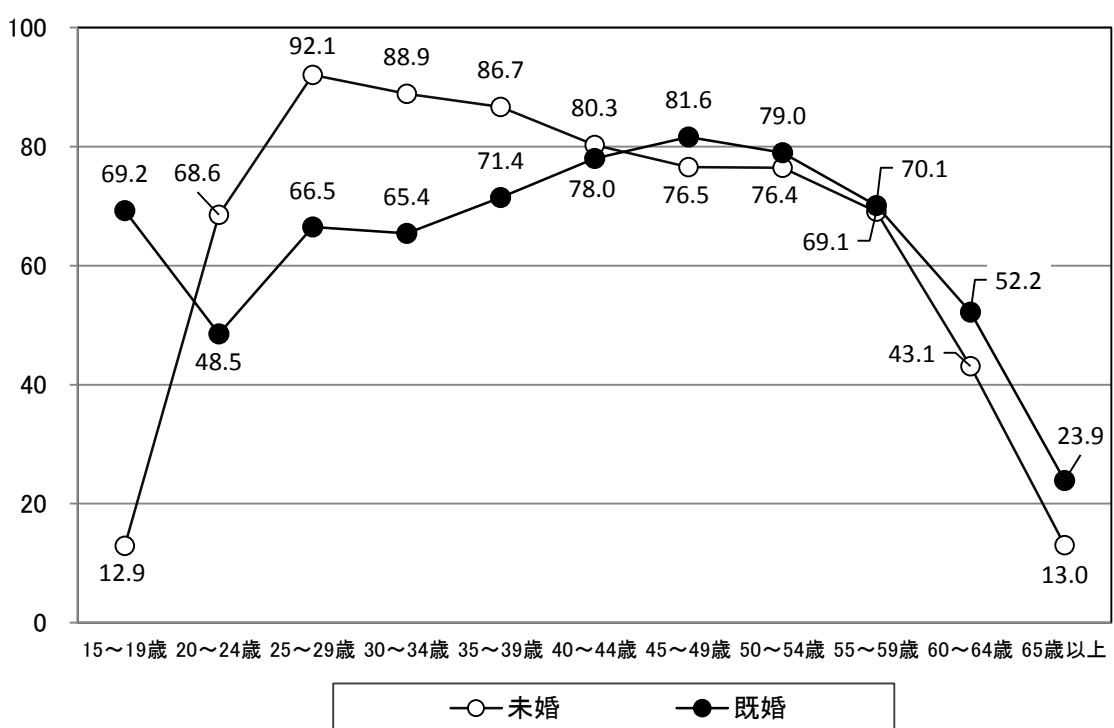
⁸ M字カーブ：女性の労働力率が、20 歳代でピークを迎えたのち、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び高くなることで描かれる M 字型の就労曲線を指す。性別役割分担意識の強い国に独特の特徴で、欧米諸国では、M 字ではなくほぼ台形に近いカーブを描く。

【女性の年代別労働力率】 ※労働力率の算出には「不詳」を含む



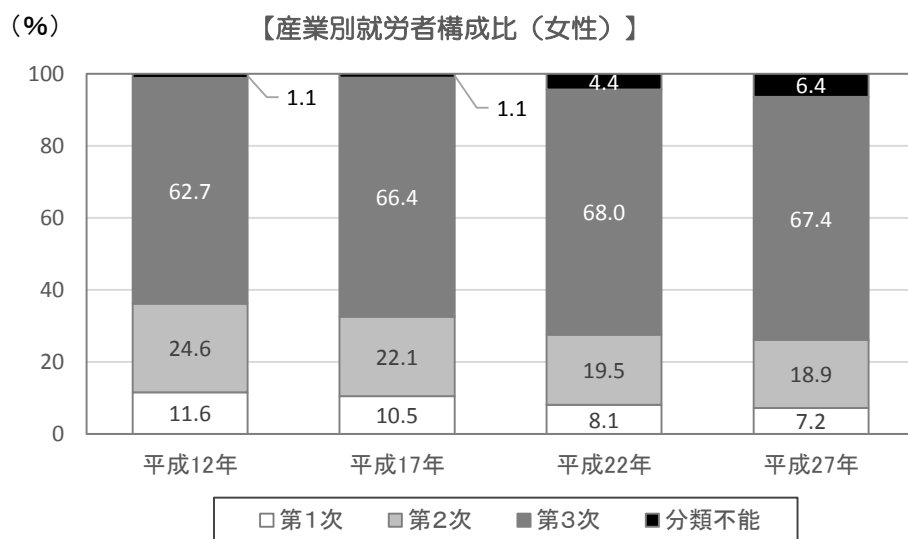
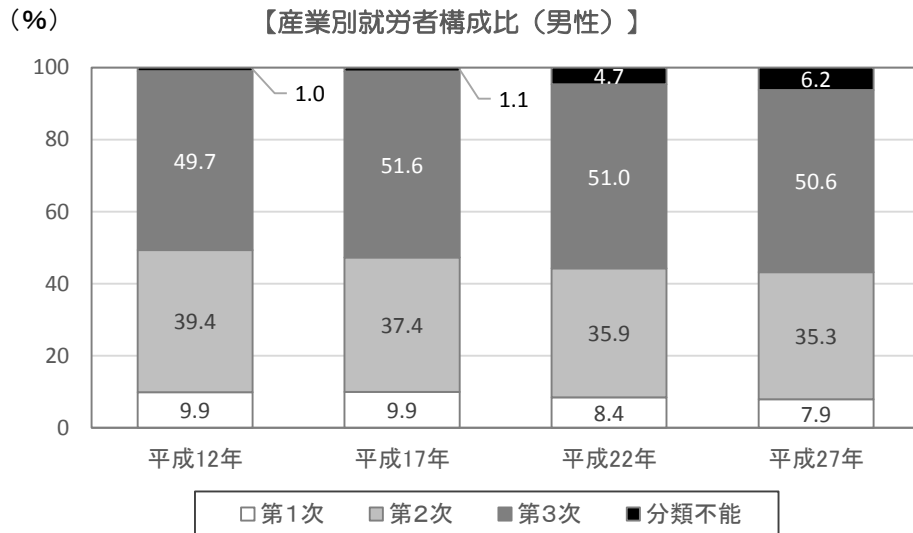
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

【女性の婚姻形態別の労働力率】 ※労働力率の算出には「不詳」を含まない



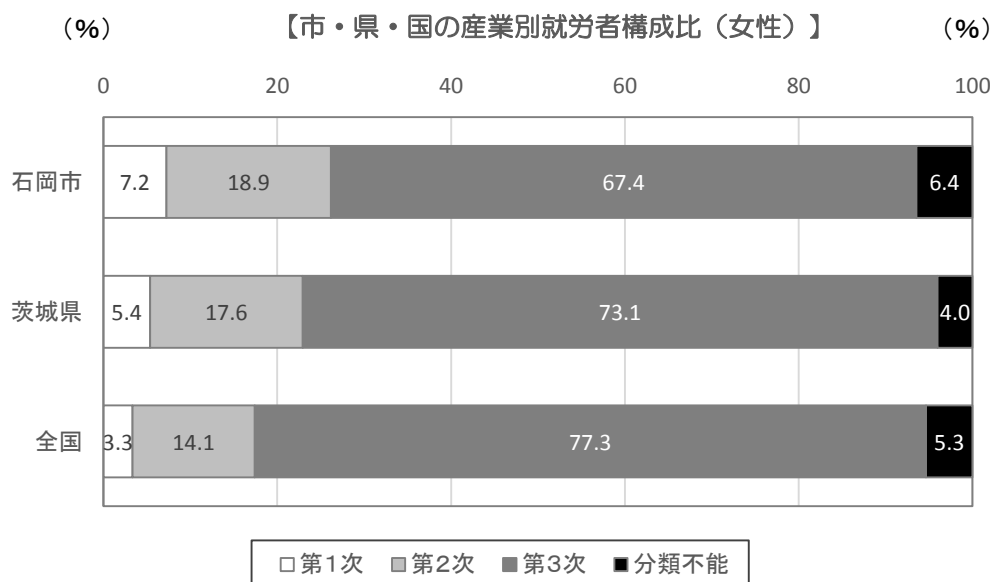
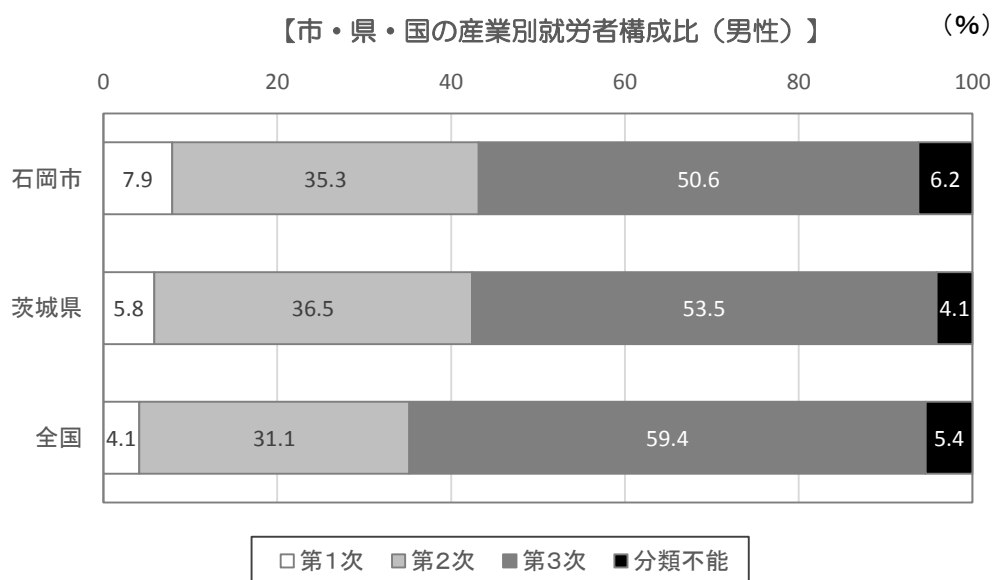
出典：国勢調査（平成27年10月1日時点）

本市における産業別の就労者の構成比は、平成12年から平成27年まで、男女とも第3次産業が最も多くなっています。第1次産業、第2次産業に従事する人の割合は調査ごとに減少する一方で、第3次産業に従事する人は特に女性で増加していましたが、近年では「分類不能」の割合が徐々に高まっています。



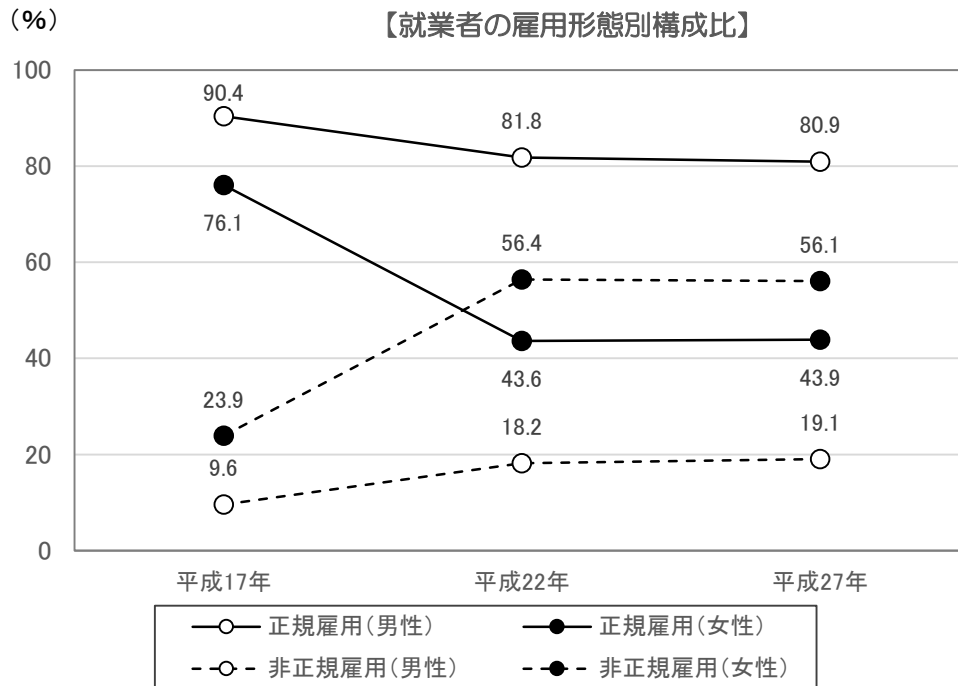
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

平成 27 年における産業別の就労者構成比を茨城県及び全国と比較すると、男性・女性とも第 3 次産業の割合が最も大きく、第 2 次産業が続く構成は共通していますが、本市の男性では、第 3 次産業の割合が県や国よりも小さく、第 1 次産業の割合はやや大きくなっています。また、女性についても、第 3 次産業の割合は県や国よりも小さく、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合は大きくなっています。



出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）

男女それぞれについて、就業者の雇用形態別の構成比をみると、平成17年と平成22年の調査間で、非正規雇用の割合が男性で1.9倍、女性で2.4倍と大幅に増加し、特に女性では非正規雇用の割合が5割を超えました。平成22年から平成27年にかけては、非正規雇用の割合に大きな変化は現れておらず、雇用環境の不安定さには、一定の歯止めがかかっていることがわかりますが、女性の正規雇用の割合は男性の半分程度、女性の非正規雇用の割合は男性の3倍程度という男女差は、固定化されていると言えます。

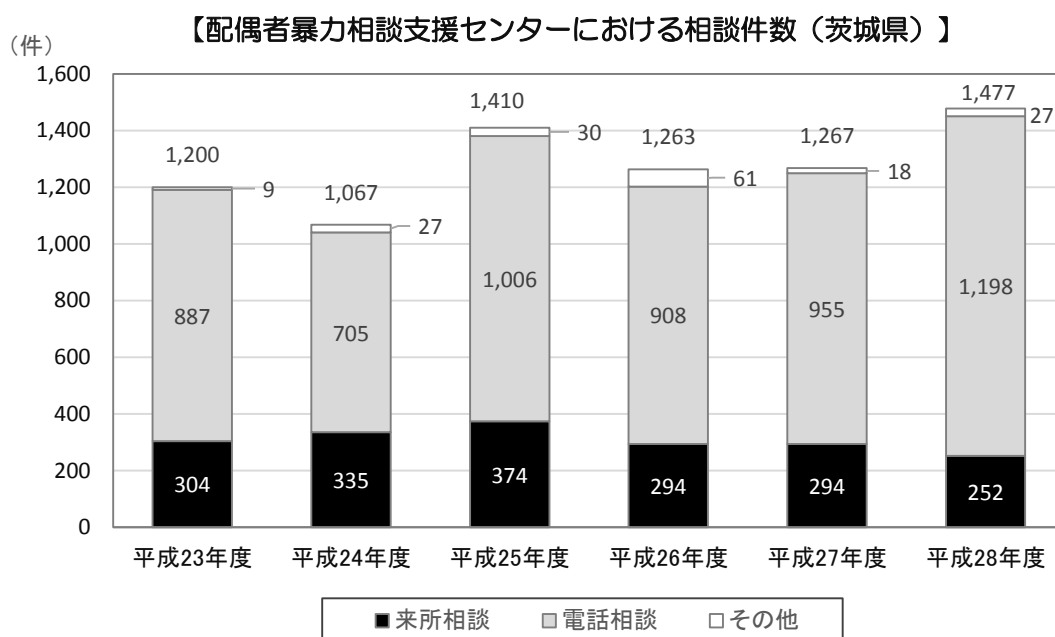
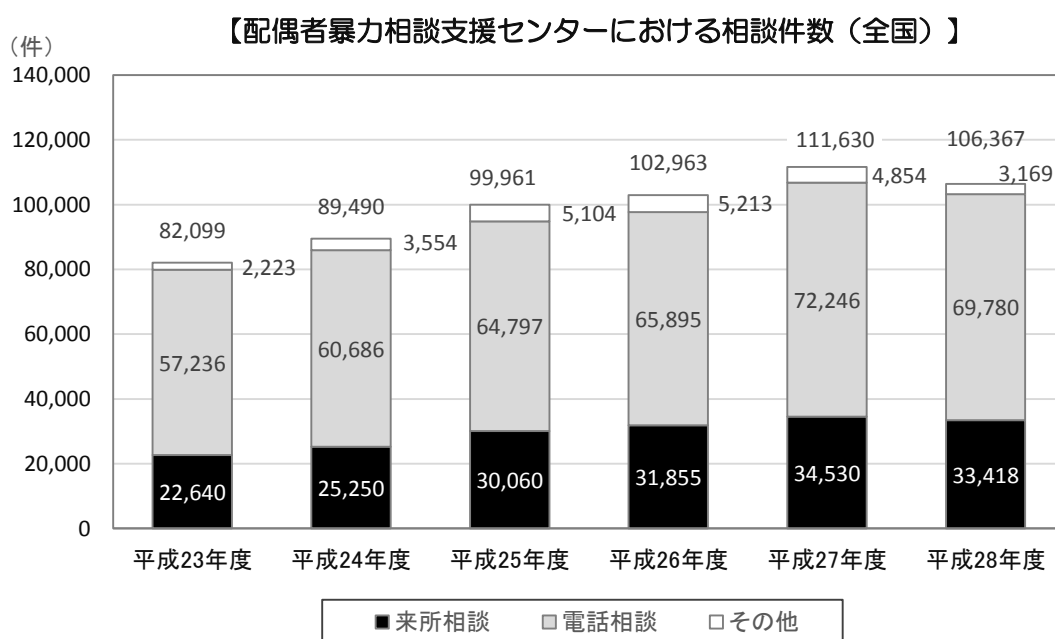


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

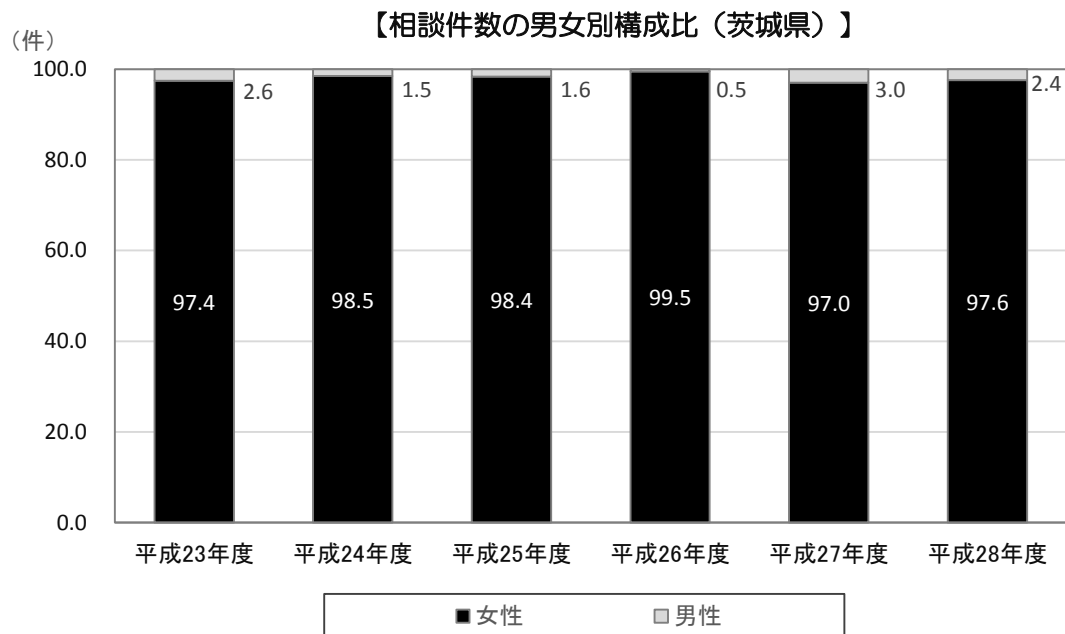
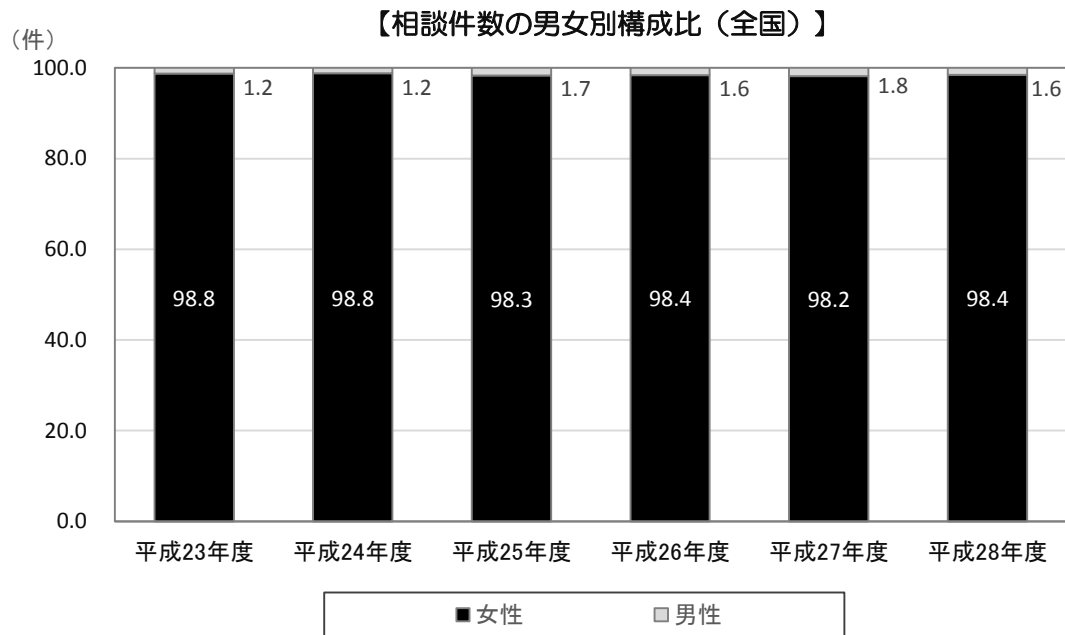
全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は年々増加し、平成27年度は111,630件と平成23年度からおよそ3万件（36.0%）増加しましたが、平成28年度は106,367件と対前年で5,263件減少しました。

一方、茨城県における相談件数は、増減を繰り返しながらも全体としては増加傾向にあり、平成28年度には1,477件と平成23年以降で最も多くなっています。



出典：内閣府

また、相談者の性別では、全国、茨城県ともほぼすべてが女性となっています。



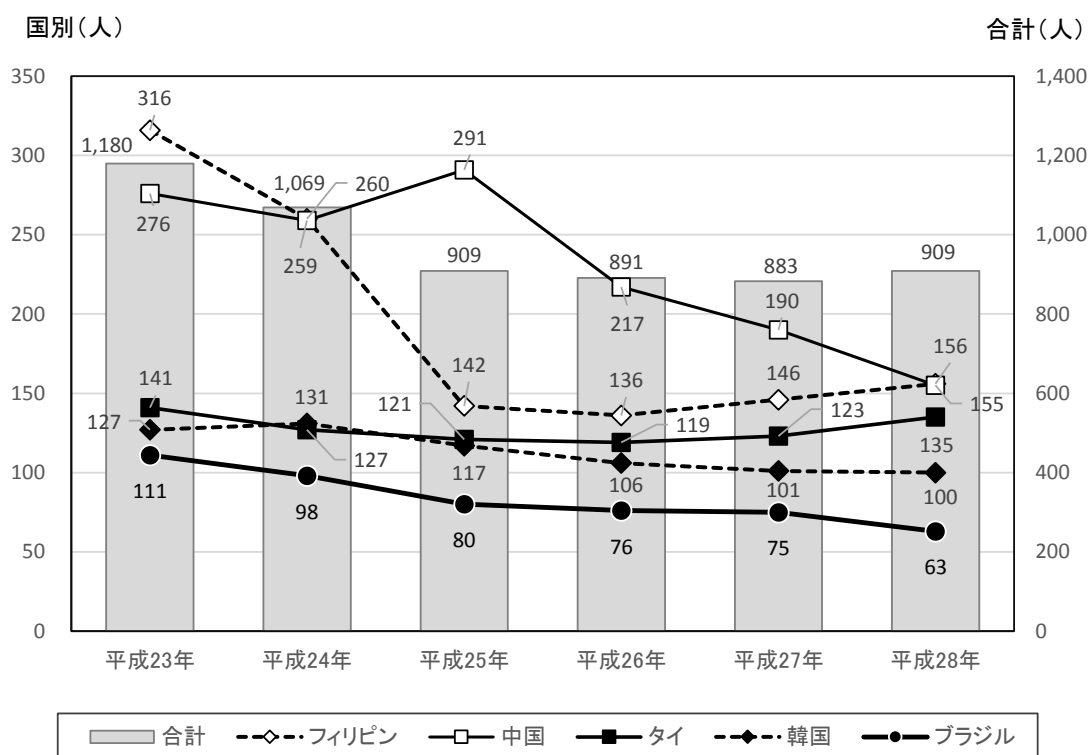
出典：内閣府

(6) 国際化の状況

平成28年4月1日時点での本市の外国人住民数は39カ国909人です。平成23年から平成25年にかけて大きく減少しましたが、それ以降は、900人前後で安定して推移しています。国籍別にみるとアジア圏の国からの人が多く、平成28年では、フィリピン、中国、タイ、韓国の上位4カ国で全体の6割を占めています。

【国籍別外国人住民数】

国名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
フィリピン	316	260	142	136	146	156
中国	287	276	259	217	190	155
タイ	141	127	121	119	123	135
韓国	127	131	117	106	101	100
台湾	—	—	—	61	63	64
ブラジル	111	98	80	76	75	63
インドネシア	36	34	32	32	30	41
ベトナム	14	10	6	9	18	32
ペルー	39	30	24	27	28	27
その他	121	120	96	108	109	136
計	1,180	1,069	909	891	883	909



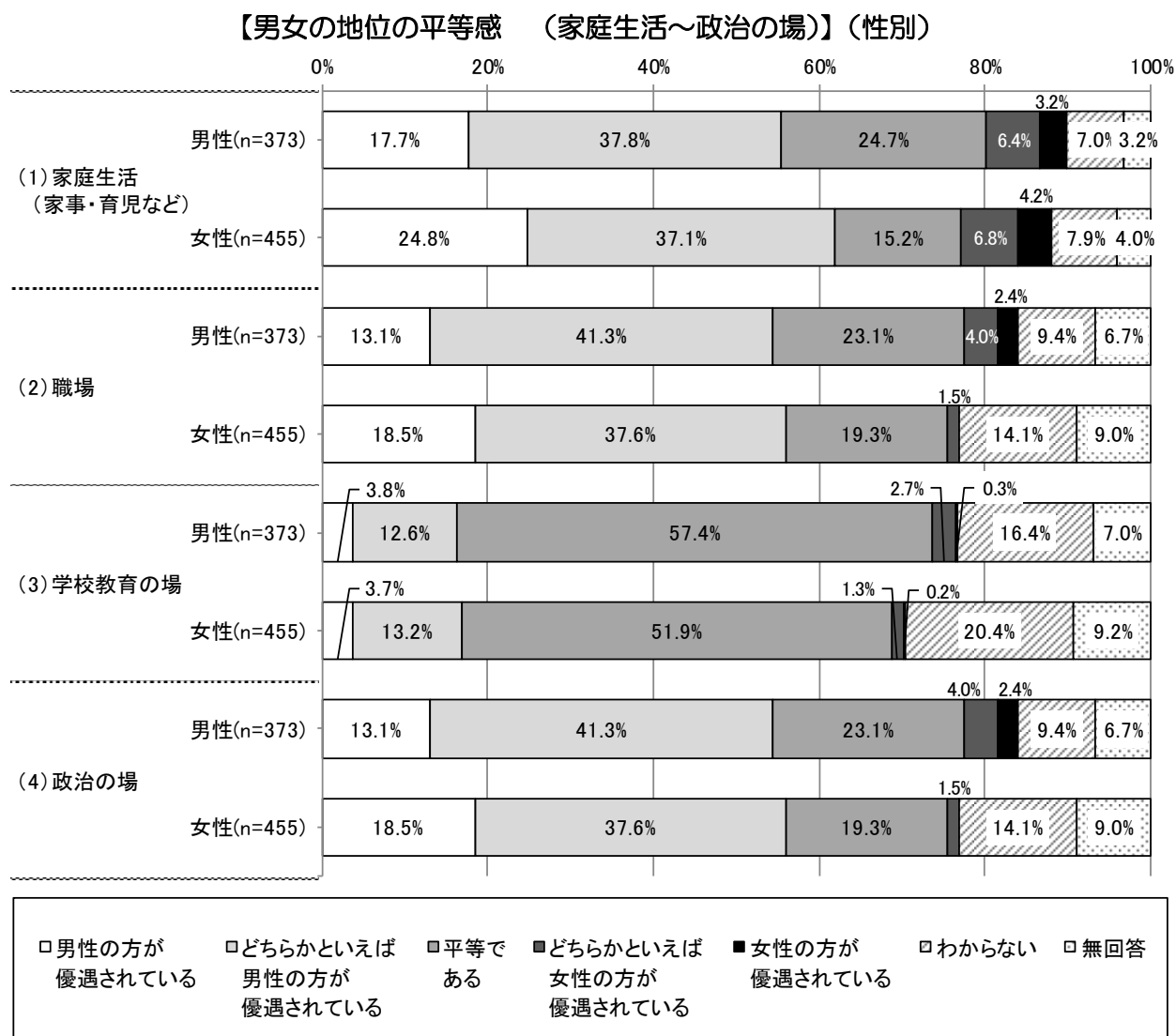
出典：市民課（各年4月1日時点）

3. 男女共同参画に関する市民意識

(1) 男女の地位の平等に関する意識について

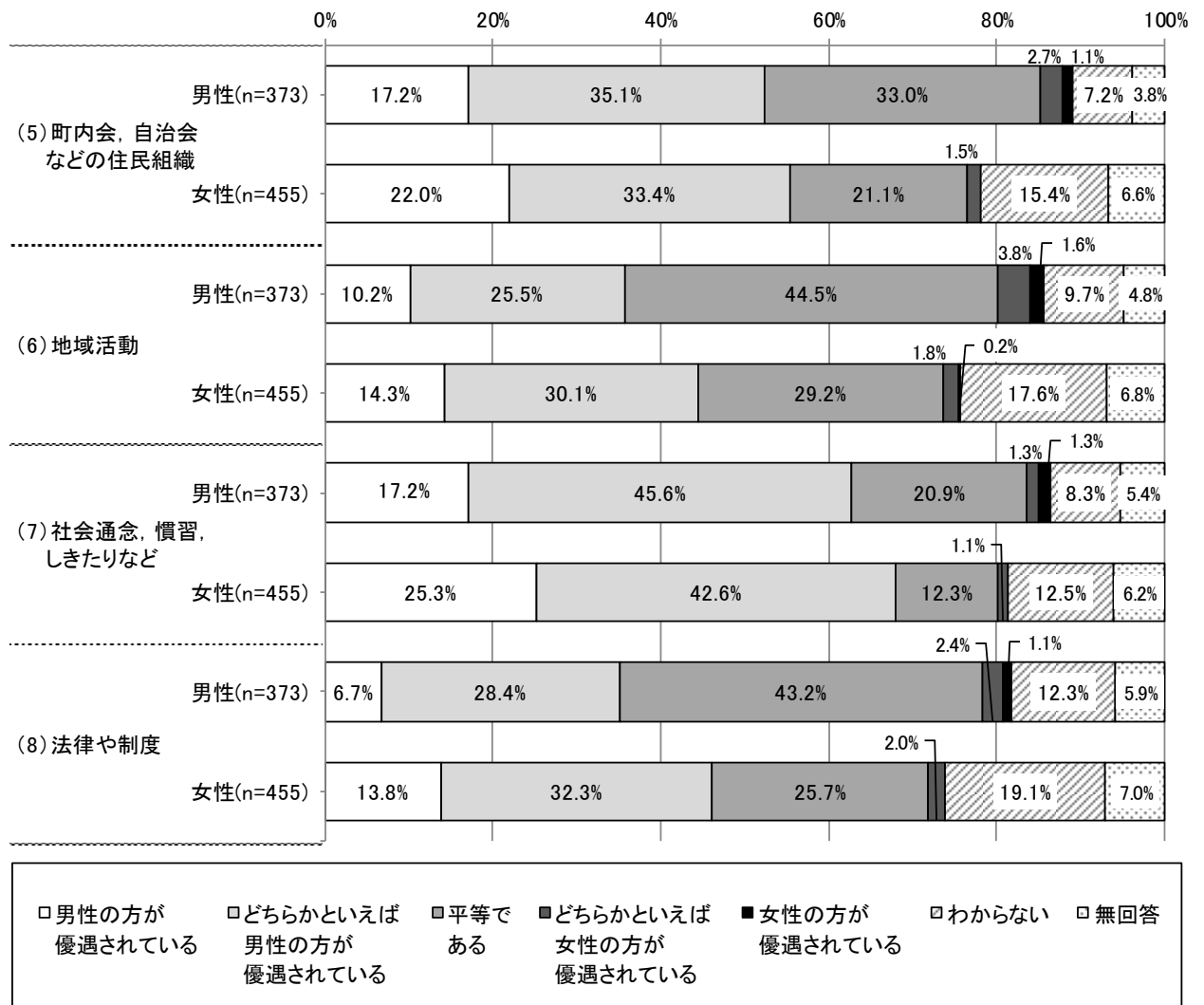
男女の地位の平等感については、家庭生活をはじめすべての分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の回答が「女性優遇」の回答を上回っており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」、「家庭生活」で「男性優遇」の回答が多くなっています。

また、「男性優遇」との回答の割合を性別で比較すると、すべての分野で女性の回答割合が男性の回答割合よりも多く、なかでも「法律や制度」（男性 35.1%，女性 46.2%）、「地域活動」（男性 35.7%，女性 44.4%）、「家庭生活」（男性 55.5%，女性 62.0%）などでその差が大きく、「学校教育の場」（男性 16.4%，女性 16.9%）では小さくなっています。



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

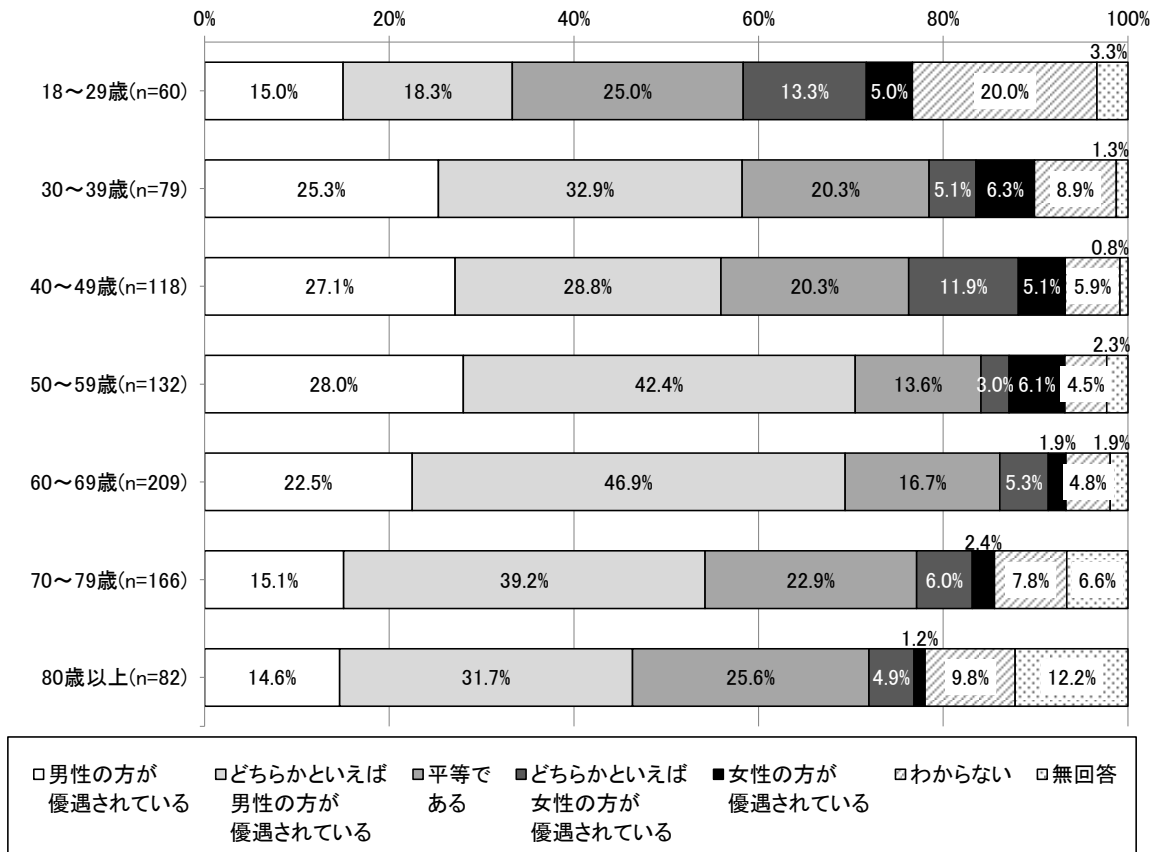
【男女の地位の平等感 (町内会, 自治会などの住民組織～法律や制度)】(性別)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

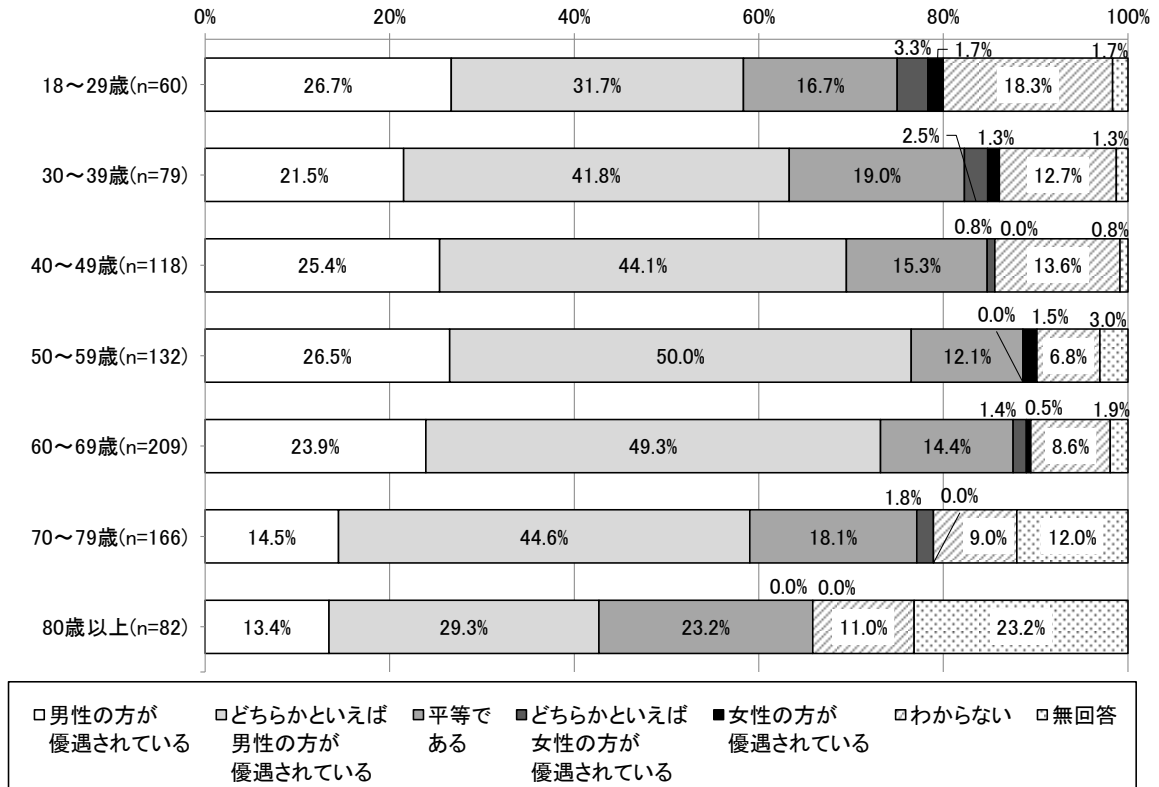
さらに、「家庭生活（家事・育児など）」における男女の地位の平等感を年代別にみると、「男性優遇」との回答の割合は 50 歳代が 70.4%で最も多く、前後の年代では徐々に少なくなっています。この傾向は「社会通念，慣習，しきたり」においても同様にみられますが，18～29 歳代の「男性優遇」の回答は 58.4%で、「家庭生活」での回答割合（33.3%）よりも多くなっています。

【家庭生活（家事・育児など）における男女の地位の平等感】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

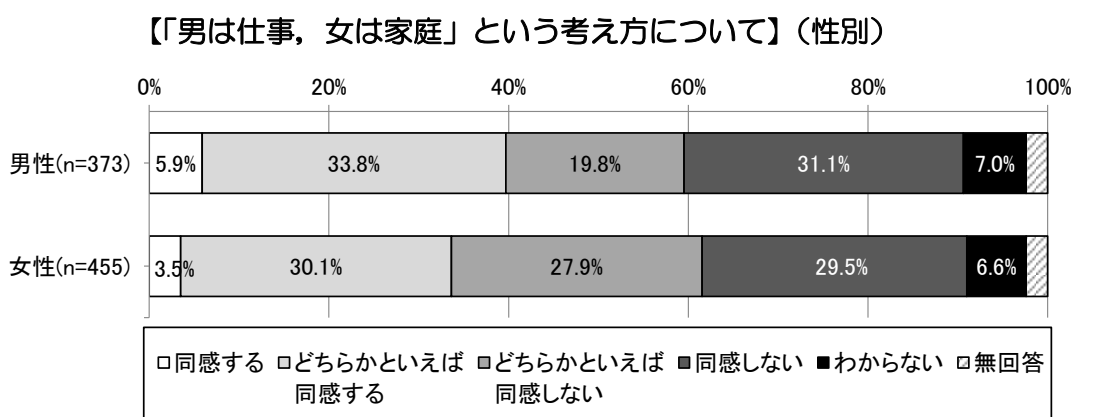
【社会通念、慣習、しきたりにおける男女の地位の平等感】（年代別）



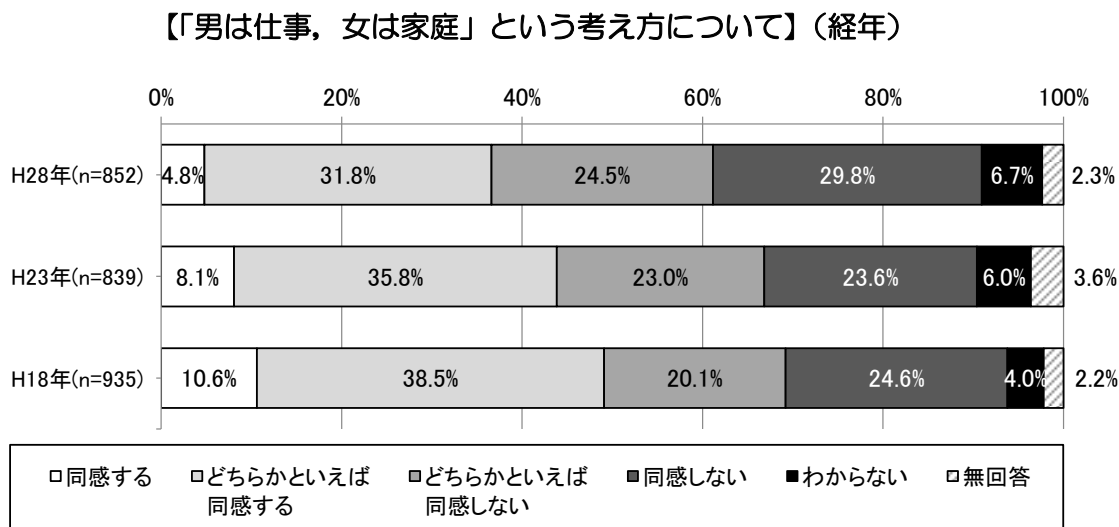
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

(2) 性別による固定的な役割分担について

「男は仕事，女は家庭」という考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた肯定的な回答の割合は男性で 39.7%，女性で 33.6%と，男性が約 6 ポイント多くなっています。また，男女を合わせた肯定的回答の割合の経年変化をみると，平成 18 年が 49.1%，平成 23 年が 43.9%，平成 28 年が 36.6%と徐々に減少し，逆に否定的な回答の割合は平成 18 年が 44.7%，平成 23 年が 46.6%，平成 28 年が 54.3%と増加しました。性別による固定的な役割分担の意識は，調査の度に着実に解消に向かっていると言えます。



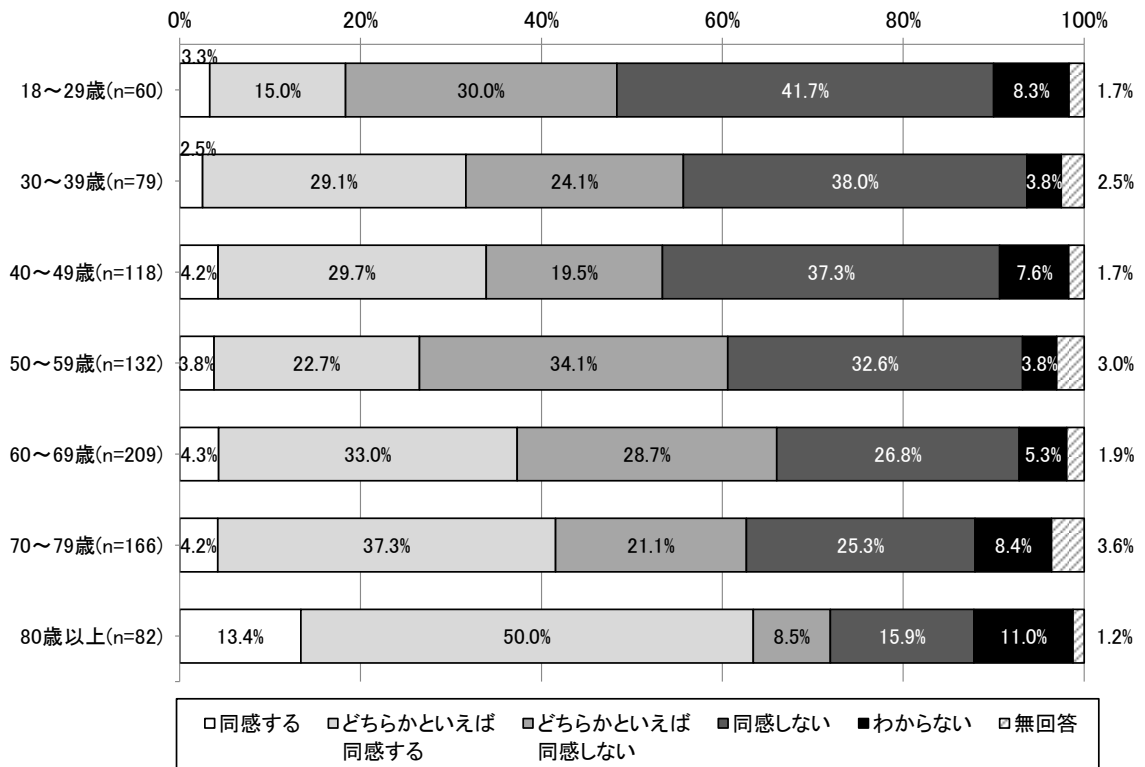
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）

年代別にみると，80 歳以上を除くすべての年代で，否定的な回答が肯定的な回答を上回り，特に 18～29 歳までの年代では否定的回答が 7 割を超えています。

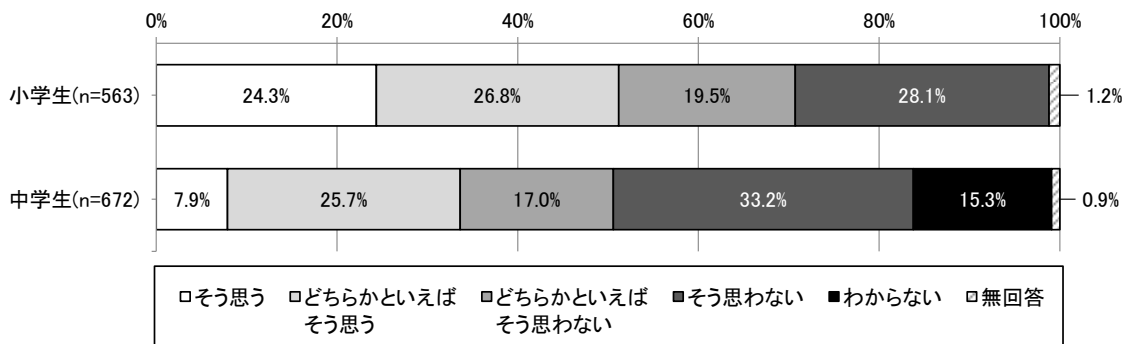
【「男は仕事，女は家庭」という考え方について】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

また，平成 28 年に市内の小学 4 年生と中学 2 年生を対象に実施した意識調査における，「男は仕事・女は家庭」という考え方について「そう思わない」，「どちらかといえばそう思わない」を合わせた回答は，小学生で 47.6%，中学生では 50.2%であり，18～29 歳の市民の「同意しない」，「どちらかといえば同意しない」を合わせた 71.7%の間には大きな違いがあります（※）。

【「男は仕事，女は家庭」という考え方について】（小・中学生）

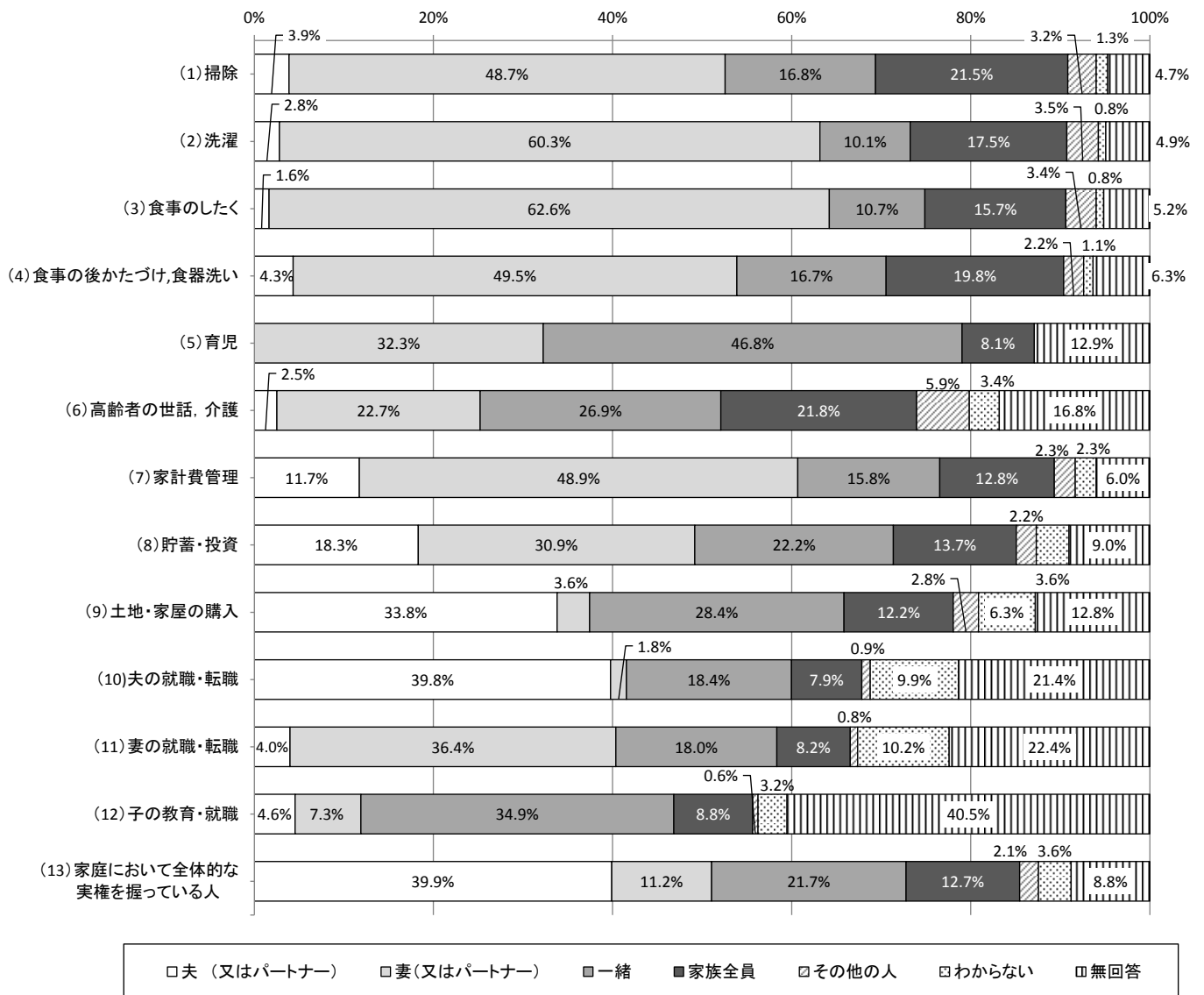


※小学生に対する設問の選択肢には「わからない」が設けられていないため，「わからない」があった場合，小学生の 47.6%はさらに少なくなる可能性があります。

出典：石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査（平成 28 年）

一方、平成 28 年調査で、家庭における様々な家事等に関し、実際の役割分担がどのようにされているのかについてみると、「掃除」、「洗濯」、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ、食器洗い」などは依然「妻（又はパートナー）」への偏りが大きいことが示されています。また、「育児」や「高齢者の世話、介護」については、「一緒」や「家族全員」の回答を合わせると、それぞれ 54.9%、48.7%に達し、家族で支え合う状況が中心になっていることがわかります。

【家事等における役割分担】 (n=852 ※但し(5)は n=62, (6)は n=119)



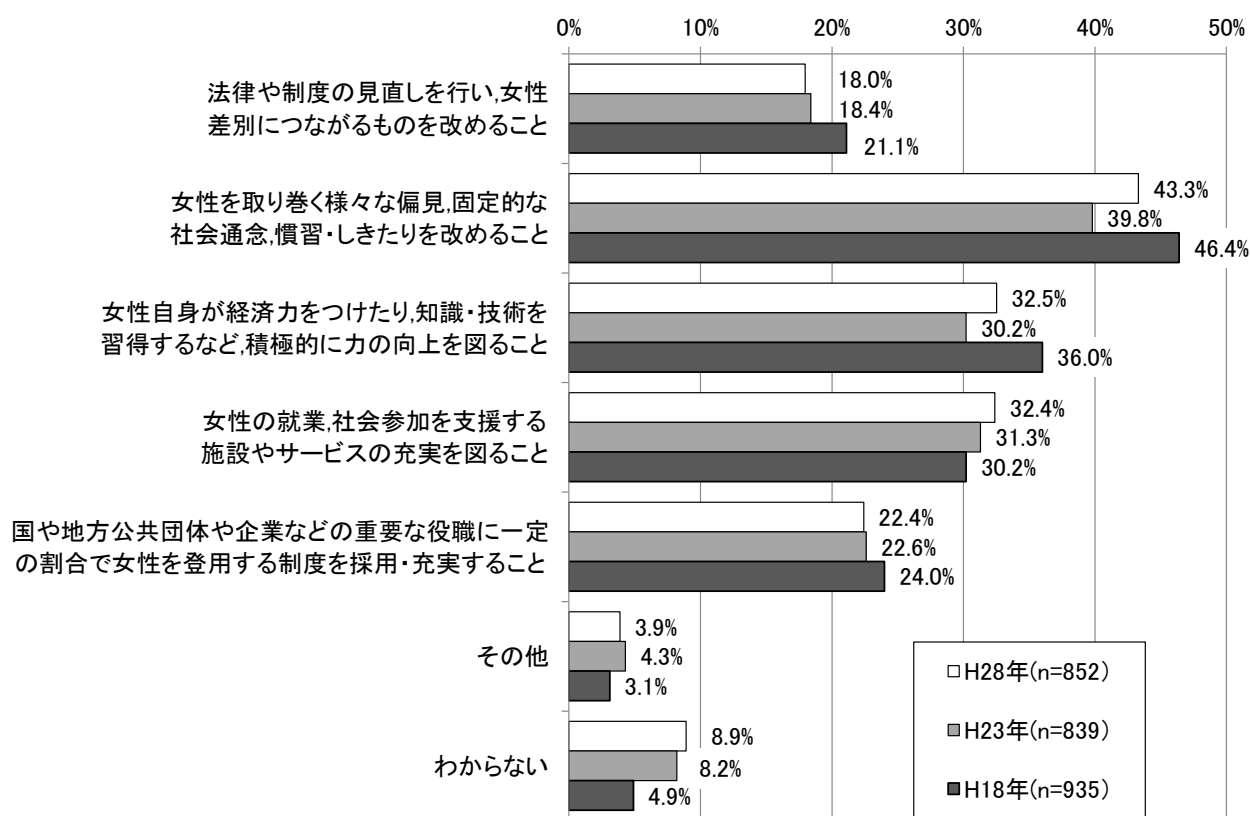
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

(3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことについて、過去3回の調査での傾向はほとんど変わらず、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が上位を占めています。

「法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」は調査の度に減少する一方、「わからない」との回答が徐々に増加していることから、男女共同参画の理念や目的の周知、男女共同参画社会形成の意識の啓発は、今後も継続して行う必要のあることが示されています。

【男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと】(経年)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18・23・28年）

4. (第1次) 石岡市男女共同参画基本計画の総括

① 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発

男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合については、この5年間で7.7ポイント上昇し、平成29年度の目標値に近づいています。

平成28年度の女性相談窓口の相談件数は、平成23年度からほぼ半減しており、相談内容についての精査が必要な状況です。

小中学生向け出前講座の開催数については、平成28年度実績値は2回ですが平成29年度は3回実施しています。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合	44.7%	46.6%	54.3%	55.0%
女性相談窓口の相談件数(年)	— (3.0時間)	58件 (3.8時間)	30件	70件
小中学生向け出前講座の開催数(年)	—	—	2回	3回

② 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し

社会通念・慣習・しきたりなどの分野での「男性の方が優遇されている」と感じている市民の割合については、平成23年度から平成28年度にかけて改善がみられず、むしろ後退しています。また、「男女共同参画社会」という用語の周知度も、平成29年度の目標値には、大きな隔たりがあります。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
社会通念・慣習・しきたりなどの分野での「男性の方が優遇されている」と感じている市民の割合	70.7%	63.2%	65.7%	50.0%
「男女共同参画社会」という用語の周知度	—	64.6%※	20.8%	80.0%

※平成21年国調査の実績

③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画

ここでの3つの指標は、いずれも平成23年度から平成28年度にかけて大きな改善が見られていますが、市の審議会や市の役職者に占める女性の割合については、平成29年度での目標達成は困難な状況です。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
市の審議会等における女性委員の占める割合	18.2%	13.1%	23.6%	30.0%
市の役職者（係長以上）に占める女性の割合	19.9%	15.9%	23.0%	30.0%
「石岡市男女共同参画人材名簿」の登録者数	—	5人	29人	30人

④ 職場での平等，家庭や地域での生活と仕事の両立

ここでの3つの指標については、いずれも平成28年度の実績値が平成29年度の目標値の半分程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている市民の割合	23.7%	14.4%	13.4%	30.0%
市男性職員の育児休業取得率	—	4.5%	4.8%	10.0%
がん検診受診率	—	子宮がん 10.0% 乳がん 10.7%	子宮がん 10.5% 乳がん 10.1%	子宮がん 20.0% 乳がん 20.0%

⑤ 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

市民団体等が行う国際交流活動についての周知が進み、毎年多くの市民に参加していただいております。平成28年度において既に目標値を上回りました。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
国際交流活動参加者数	350人	1,000人	1,200人	1,000人

第Ⅲ章 基本計画

計画の体系

本計画は、4つの基本目標とそれぞれの基本目標から展開される基本施策により、以下のとおり体系化されています。

基本目標（基本方針）	基本施策
1 あらゆる分野での女性の活躍促進	① 経済分野における男女共同参画の実現 女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 行政分野における男女共同参画の実現 女性活躍推進法による市町村推進計画
	③ 地域活動における男女共同参画の実現
	④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し
2 男女がともに働きやすい就業環境の整備	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 働く女性，働きたい女性への支援 女性活躍推進法による市町村推進計画
3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備	① 男性の家事・育児等への参画促進
	② 仕事と子育ての両立支援
	③ 仕事と介護の両立支援
4 安全・安心に暮らせる社会の実現	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 配偶者暴力防止法による市町村基本計画
	② 生涯にわたる男女の健康支援
	③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立
	④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

基本目標が目指す考え方

4つの基本目標の考え方は、それぞれ以下の考え方を踏まえています。

基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

国が女性の活躍促進を図る中、本市では、指導的地位に占める女性の割合は低い状況にあります。そのため、経済、行政、地域活動のあらゆる分野において女性の参画を促進するとともに、女性活躍を阻害する要因として考えられる、性別による固定的な役割分担意識や男性中心の社会制度・慣行を見直すための啓発に取り組みます。

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

結婚・出産・子育て・介護などのライフイベントが女性の就業に大きな影響を及ぼしている現実があります。

本市では、女性の継続就業や再就職を積極的に支援するため、職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、就労支援セミナーの開催や情報提供を行う等の支援に取り組みます。

基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

女性の活躍を促進するためには、パートナーである男性の意識を変えるとともに、保育・介護の環境等を充実させることが重要な課題となっています。

本市では、家事・育児への参加に関する男性の意識改革や、育児・介護休業制度等の利用拡大に取り組むとともに、仕事と子育て・介護が両立できるよう支援に取り組みます。

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性へのあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ国が示す方針等に従い、防災施策に対して、男女共同参画の視点を導入します。

非正規雇用労働者やひとり親世帯、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

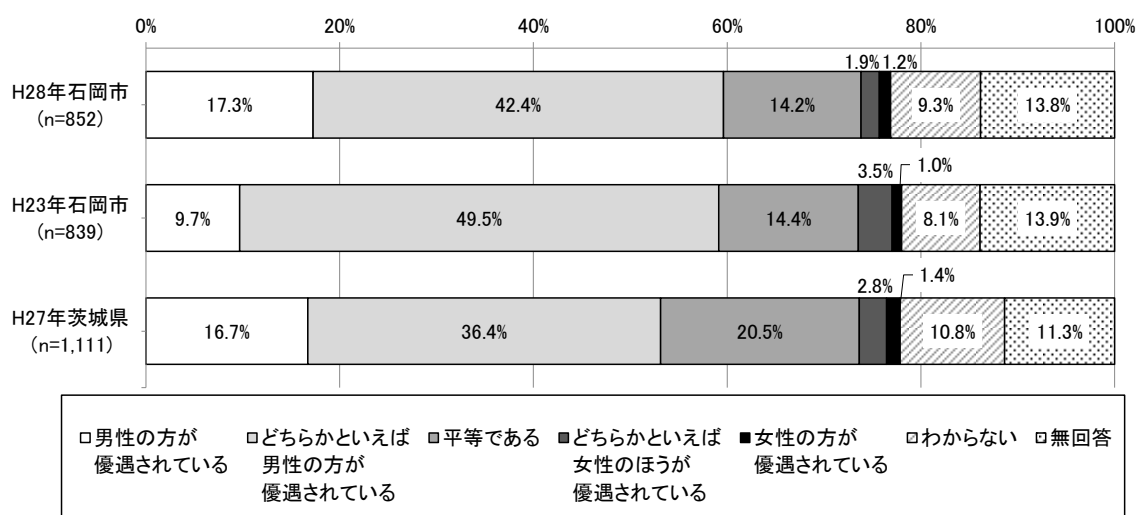
基本施策① 経済分野における男女共同参画の実現

現状と課題

職場における男女の地位に関しては、本市・茨城県とも「男性の方が優遇されている」との回答が過半数を超え「女性の方が優遇されている」との回答を大きく上回っています。また、本市における「男性のほうに優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうに優遇されている」を合わせた割合は、平成28年が59.7%、平成23年では59.2%とほぼ同様の結果ですが、「男性の方が優遇されている」の回答割合だけに限ると、平成23年は9.7%、平成28年は17.3%と、2倍近く増加しています。さらに、本市における「平等である」との回答の割合は、茨城県全体よりもおよそ6ポイント低く、本市では男性優遇の意識が強くなっているとともに、県全体よりも平等感は低い状況です。

さらに、年代別にみると、「男性優遇」の回答は、60歳代が67.4%で最も多く、20歳代以外の年代でも50%を超えています。また、「平等である」との回答は、20歳代（15.0%）から年代とともに増加し、50歳代の23.5%で最大となり、その後は再び減少する傾向を示しています。

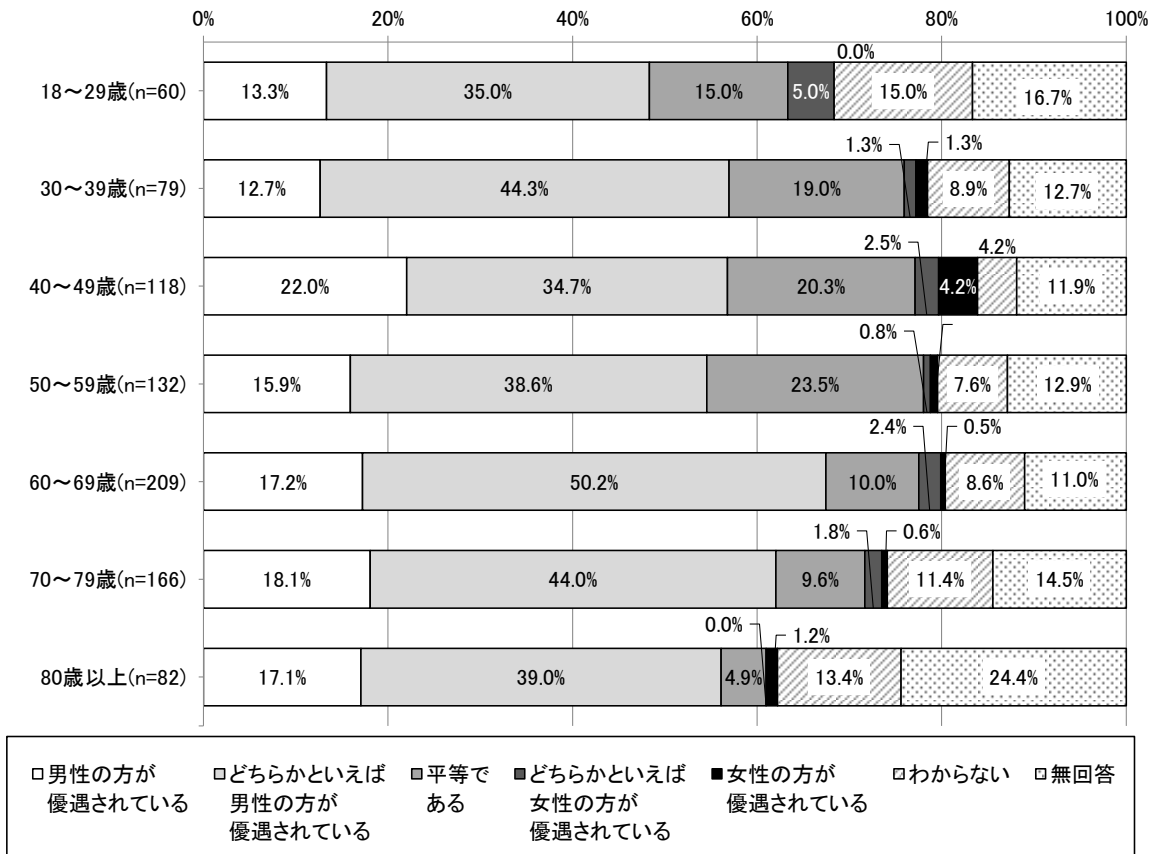
【職場における男女の地位】（経年）



出典：茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成27年）

石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成23・28年）

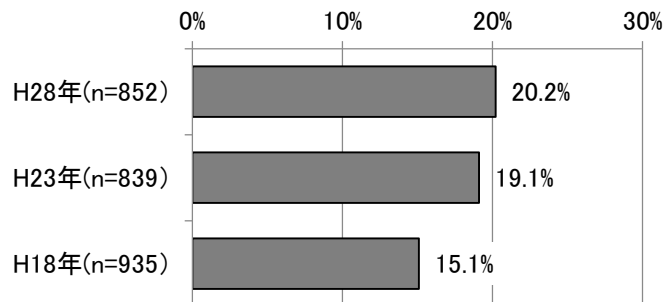
【職場における男女の地位】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

また、女性が働きやすくするために必要なこととして「昇進・昇格や賃金，仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する」を回答した人の割合は，平成 18 年の意識調査以降，調査の度に増加しています。

【女性が働きやすくするために労働条件面での男女間格差の是正が必要との回答割合】（経年）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）

1 指導的立場への女性の積極的登用の促進

経済分野において、女性の採用や登用に関する障壁の解消推進のために、企業に対して、雇用に関する法令の周知を進めるとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての普及啓発を図ります。

また、管理職への登用に向け、指導的地位にたって持てる能力を十分に発揮することができるよう、女性に対し意識の変化やキャリアアップへの積極的な取り組みを促すためのセミナー等の施策を推進します。

2 男女間の不均等の改善へ向けた意識啓発

茨城労働局と連携し、市内事業所等に対して、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、啓発等を行います。

特に、農業分野は、従事者の割合が国の2倍、茨城県との比較でも1.3倍に達する、本市の主力産業のひとつですが、家庭生活と仕事が密着し、その境界があいまいになりがちな分野でもあります。そのため、経営者を含む家族のすべての人がこれまで以上に意欲的にやりがいを感じることができるよう、農林水産省が推進する「家族経営協定」の普及を図ります。

基本施策② 行政分野における男女共同参画の実現

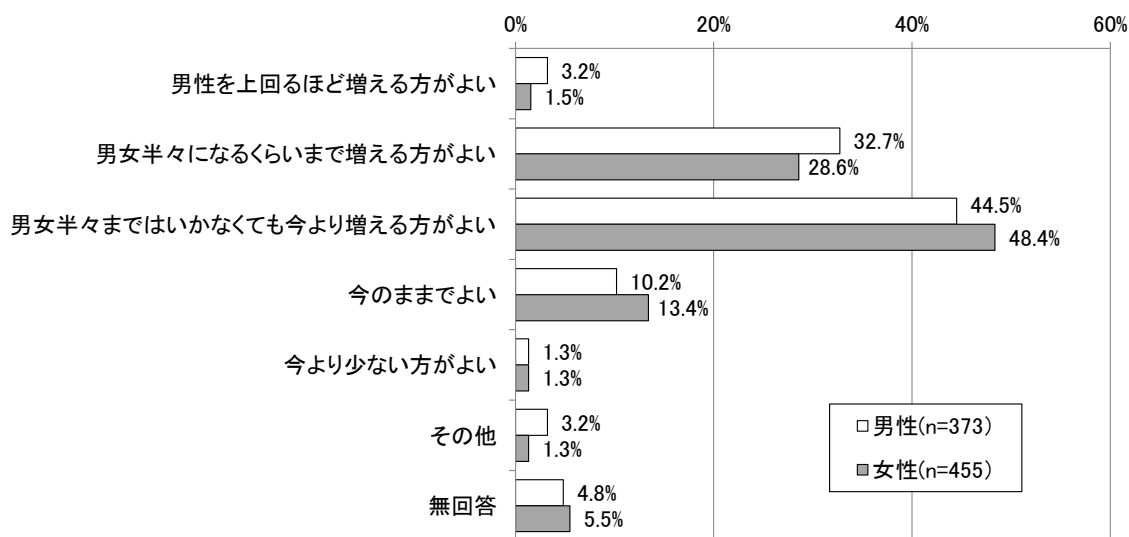
現状と課題

行政分野における男女共同参画に関しては、「(第1次)石岡市男女共同参画基本計画」の総括のとおり、過去5年に着実な進展がみられ、「市の審議会等における女性委員の占める割合」は平成23年の13.1%から平成28年には23.6%へ10.5ポイント増、また「市の役職者(係長以上)に占める女性の割合」については同じく15.9%から23.0%へ7.1ポイントの増加となりました。

しかしながら、両者の平成29年度の目標である30%までにはまだ差が大きく、2003年に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で国が示した「平成32年(2020年)までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」の点からも、今後さらなる取り組みの推進が必要な状況です。

市民意識調査の結果からは、議員や審議会委員など、政策方針決定の場に女性が参画することについて、「男性を上回るほど増える方がよい」や「男女半々になるくらいまで増える方がよい」との回答は女性よりも男性のほうが多く、男性の方が女性の参画をより肯定的に捉えていることが伺えます。

【政策方針決定の場に女性が参画することについて】(性別)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年)

今後、審議会等への女性の参画をさらに増やすためには、女性が参画しやすい環境整備に加えて、女性自身の意識改革に向けた働きかけが大切になっています。

- 1 指導的立場への女性の積極的登用の推進
- 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 指導的立場への女性の積極的登用の推進

行政の分野においては、採用の際の差はないものの、現実として存在する管理職についての男性への偏りを解消に向かわせるため、管理職登用に向けた人材の育成強化を図ることで、性別に関わらず指導的な立場に相応しい資質を備えた人材の確保に努め、結果として女性職員の指導的立場への登用が進むよう支援を行います。

2 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

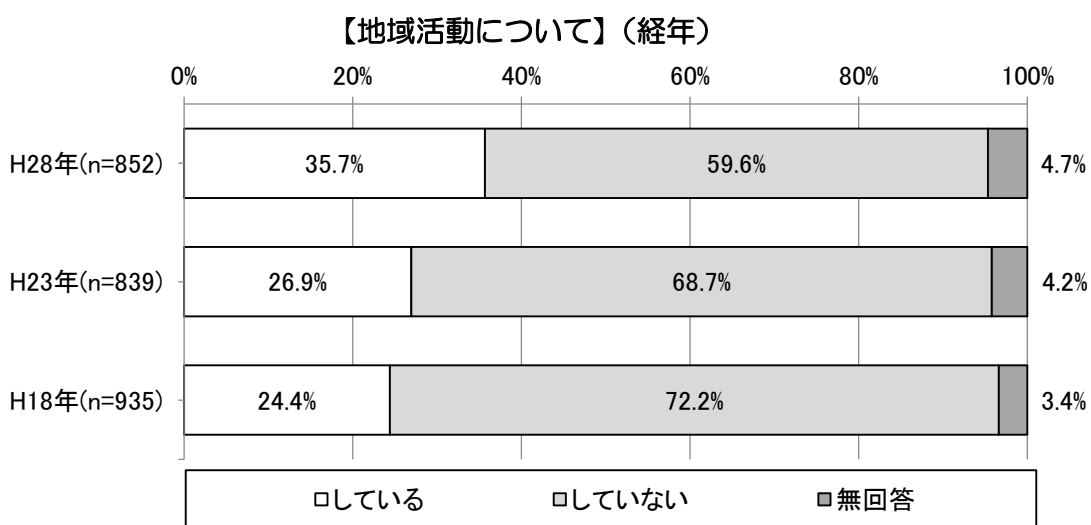
市の審議会等に占める女性委員の割合を高めるために、石岡市女性人材登録制度に基づく女性人材名簿の充実を図り、女性委員をより選出しやすくなる環境整備に努めます。



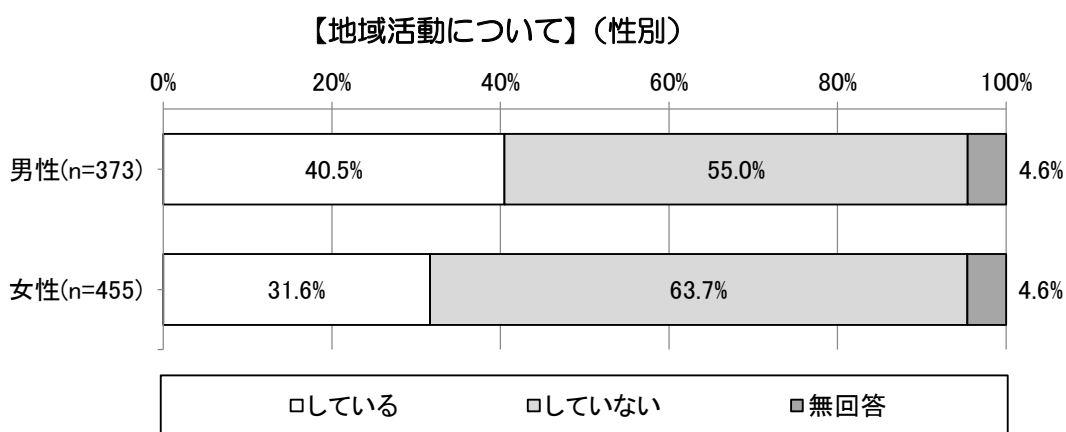
基本施策③ 地域活動における男女共同参画の実現

現状と課題

市民意識調査の結果では、平成 18 年以降、地域活動に参加する人は、平成 18 年の 24.4% から平成 28 年の 35.7% まで、徐々に増加していることが示されています。しかし、性別で見ると、地域活動に参加している女性は 31.6% で、男性よりもおよそ 9 ポイント少なくなっています。また、年代別では 40 歳代と 50 歳代で参加している人がそれぞれ 46.6% と 48.5% で他の年代と比較して多く、20 歳代以下では 23.3% に留まっています。

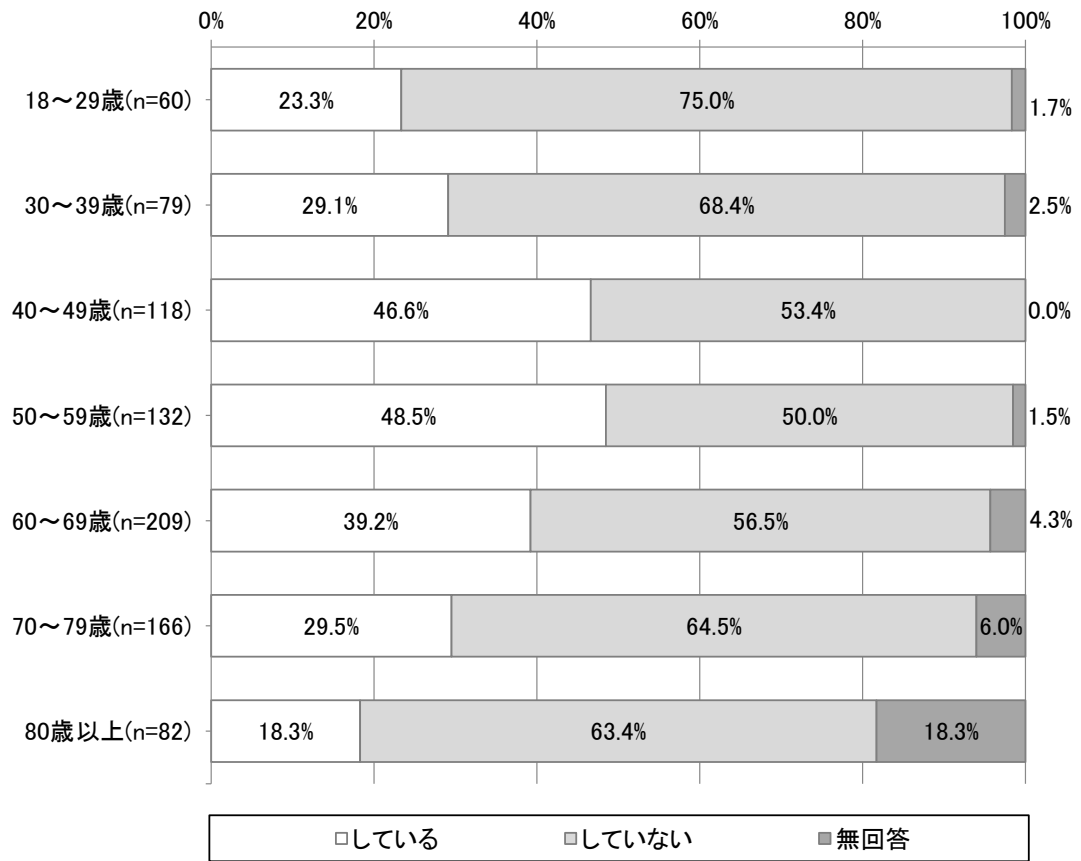


出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

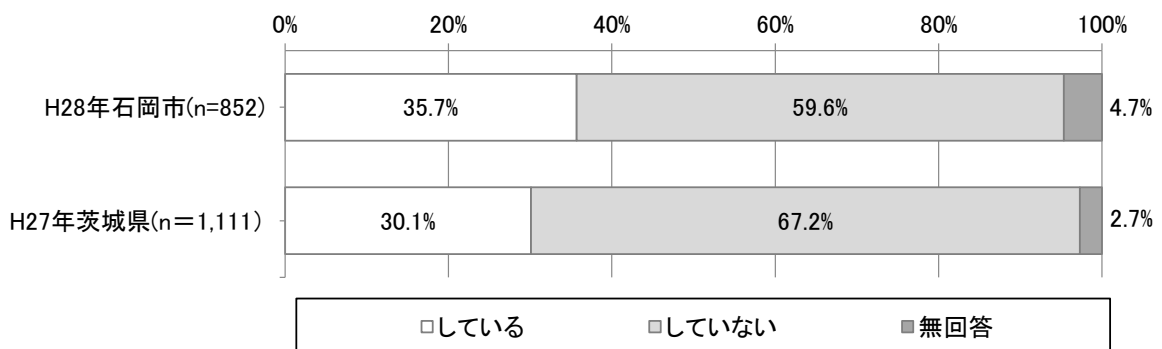
【地域活動について】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

一方，地域活動への参加の状況を茨城県と比較すると，本市のほうが参加「している」と回答した割合は5ポイント以上多くなっています。

【地域活動について】（市・県）

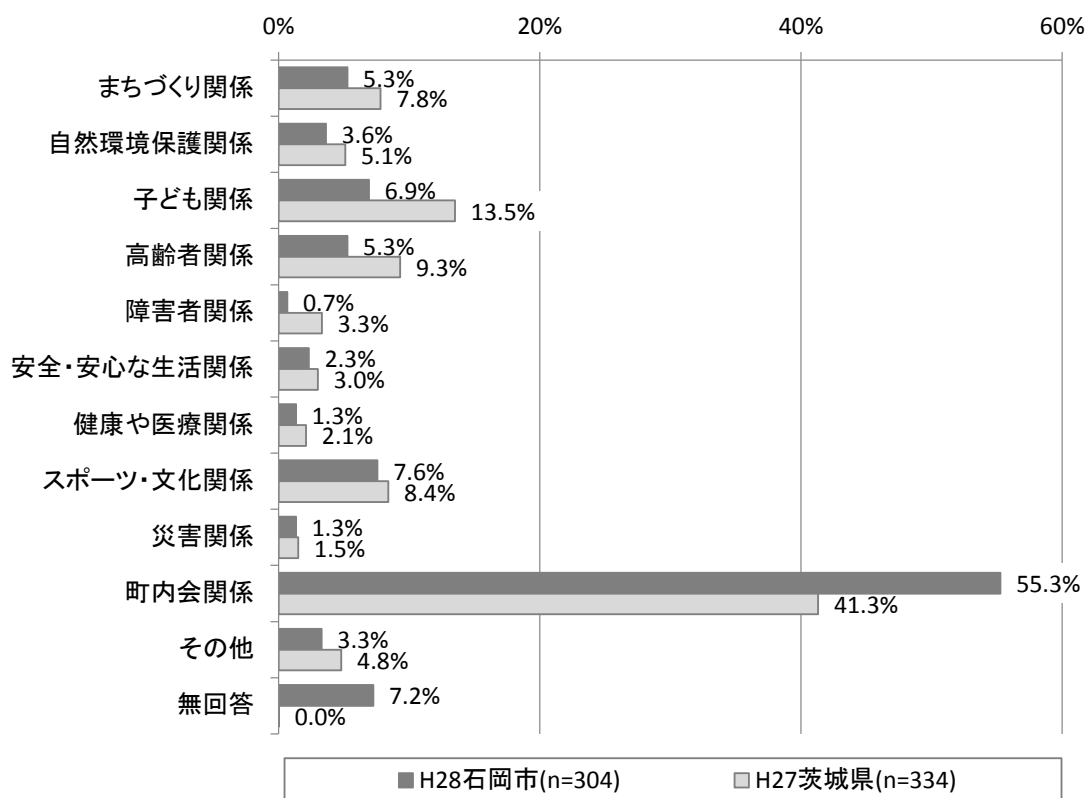


出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）
茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成 27 年）

参加している地域活動の分野をみると、本市では「町内会関係」が 55.3%と突出し、「スポーツ・文化関係」が続きますが 7.6%に過ぎません。一方、茨城県全体でも「町内会関係」が 41.3%で最も多くなっていますが、「子ども関係」(13.5%)、「高齢者関係」(9.3%)などがこれに続いており、本市と比較すると活動分野は分散しているといえます。

男女共同による地域づくりを今後さらに進めるために、特に若い世代を中心に、市内で活動を行っている市民団体への女性の参加を促したり、より多様な地域活動が広く活性化される取り組みが期待されます

【参加している地域活動の分野について】(市・県)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）
茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成 27 年）

施策の方向性

1 地域づくりへの女性の参画促進

1 地域づくりへの女性の参画促進

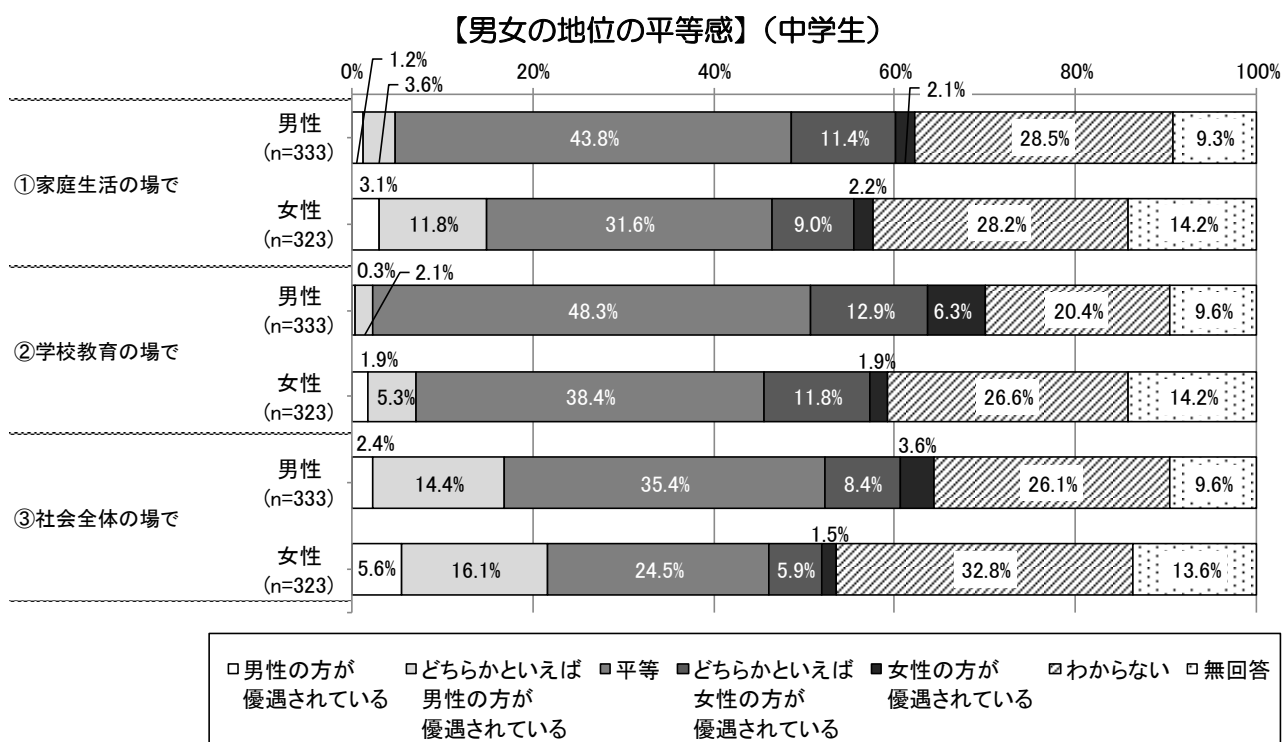
女性の視点を活かし、よりよいまちづくりを推進するために、まちづくりの理念の市民への浸透を図るとともに、市内の女性団体の発展につながる支援を行います。

また、これからのまちを支える若い世代の健全な育成に寄与する、青少年相談員活動の充実に努めます。

基本施策④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し

現状と課題

平成 28 年に中学 2 年生を対象に実施した意識調査では、「家庭生活」、「学校教育」、「社会全体」のいずれの場でも「平等」との回答が最も多く、特に学校教育の場では、「女性優遇」の回答が「男性優遇」よりも、男性で 16.8%，女性も 6.5% 上回っています。



出典：石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査（平成 28 年）

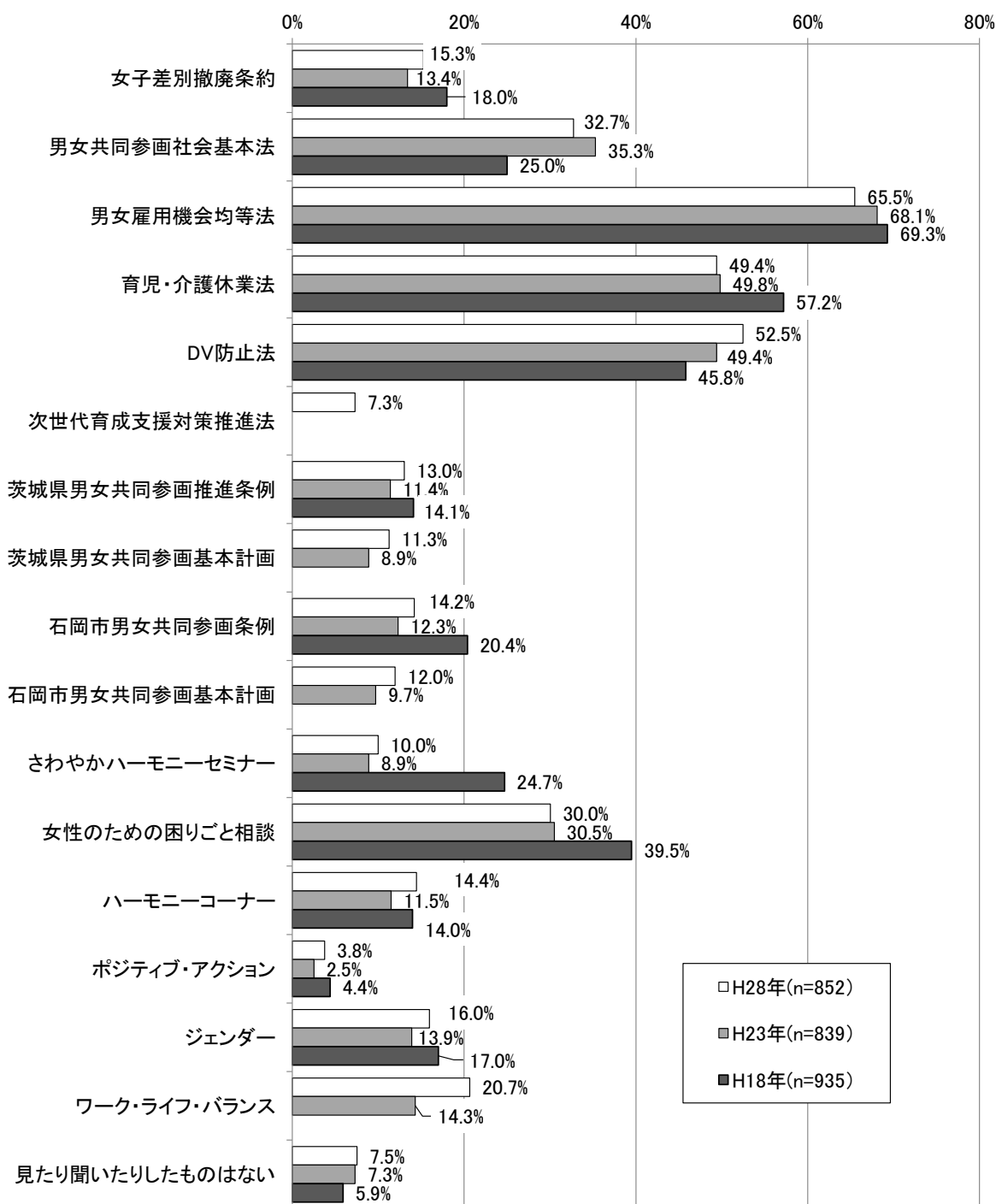
市民意識調査（24 ページ）でも、「学校教育の場」は男女ともに 5 割を超える人が男女の地位は「平等である」と回答しており、社会の様々な場面のなかでも最も男女平等が進んでいると認識されています。しかし、学校卒業とともに「職場」や「家庭生活」、「政治の場」、「社会通念やしきたりなど」での平等感は大きく後退しています。

卒業してからも家庭や社会などの様々な場面で男女の平等感を維持・継続できるよう、第一歩として家事や育児に参加する男性を増やさなければなりません。そのために、学校教育における男女共同参画の視点を見直す必要があります。

また、男女共同参画に関連する言葉や施策等についての認知度をみると、平成 18 年以降、徐々に認知度が高まっているものは「DV 防止法」の他になく、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「女性のための困りごと相談」等は認知度が調査の度に低下、その他では、平成 23 年と平成 28 年で認知度は横ばい状態などとなっています。

男女共同参画社会づくりを推進するためには、平成28年において認知度が10%台に留まる「石岡市男女共同参画条例」(14.2%)、「石岡市男女共同参画基本計画」(12.0%)、「さわやかハーモニーセミナー」(10.0%)等や、20%台の「ワーク・ライフ・バランス」(20.7%)、30%台の「男女共同参画社会基本法」(32.7%)や「女性のための困りごと相談」(30.0%)の周知・啓発をさらに進めることが重要となっています。

【男女共同参画に関する言葉や施策の認知度】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18・23・28年）

- 1 学校教育を通じた男女共同参画の推進
- 2 意識改革のための啓発推進と社会制度・慣行の見直し

1 学校教育を通じた男女共同参画の推進

茨城県と連携して、小中学生に対する男女共同参画の意識づけのための施策を推進します。また、人権教育を推進するために、教職員に対する支援を、計画的・包括的に進めます。

2 意識改革のための啓発推進と社会制度・慣行の見直し

男女共同参画社会の実現に向け市民の意識改革を図るために、セミナーの開催や市職員による説明会の開催、男女共同参画パンフレットの作成と配布など、様々な機会を捉え啓発活動を推進します。

また、男女の固定的役割分担意識の転換を図る契機となるよう、行政上の手続き等について、男女共同参画の視点から点検を進めます。

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

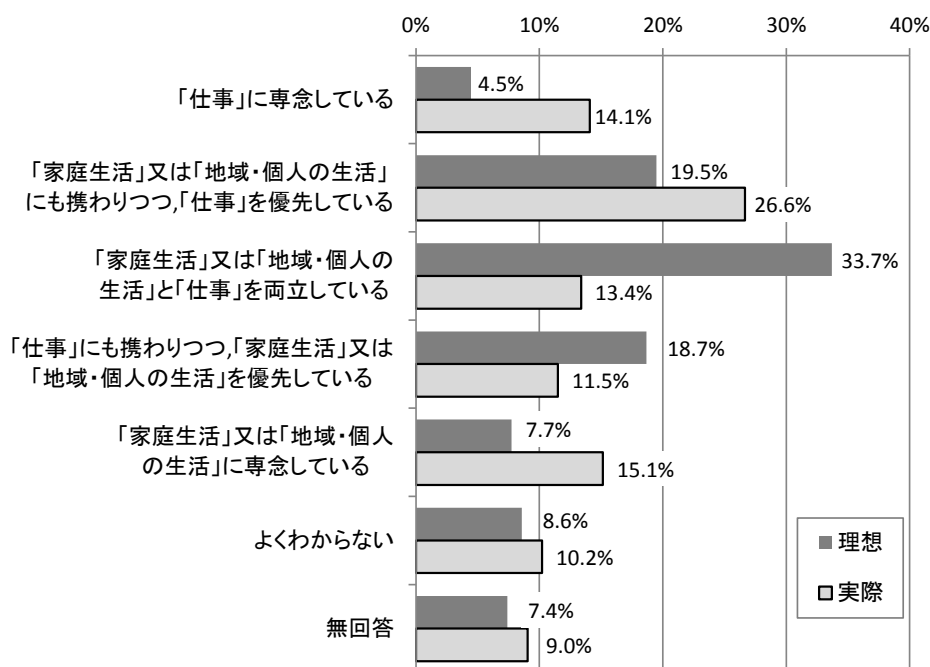
基本施策① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

市民意識調査結果から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する理想と現実をみると、実際に『仕事』に専念している人は、『仕事』に専念することを理想とする人よりも3倍多く、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』の両立を現実とする人は「理想」とする人の4割程度しかいません。

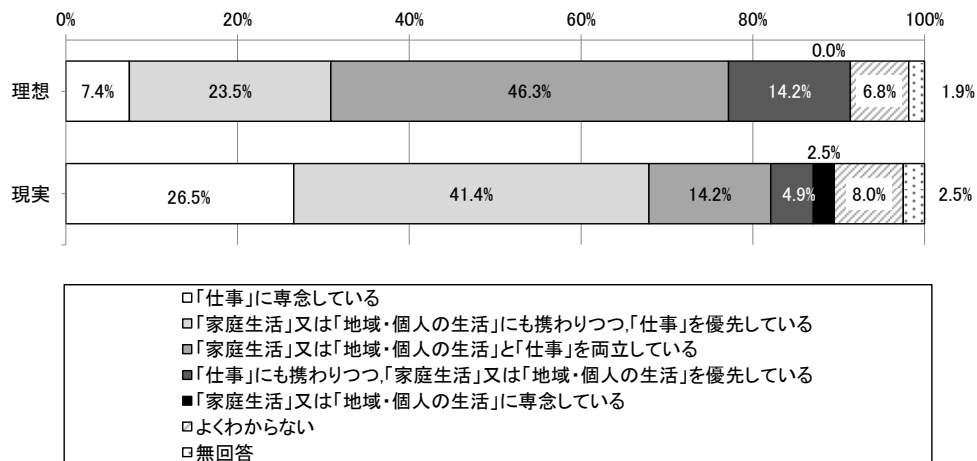
さらに、就労の中心となる20～50歳代について男女別の状況をみると、男性では『仕事』に専念することを理想とする人は7.4%に対し、実際に『仕事』に専念している人は26.5%、女性では『仕事』に専念することを理想とする人は0.9%に過ぎないのに対し、実際に『仕事』に専念している人は11.4%に達しています。また、男性で『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』の両立を現実とする人は「理想」とする人の3割、同じく女性では4割弱と、状況は一層厳しくなっています。

【ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】(n=852)



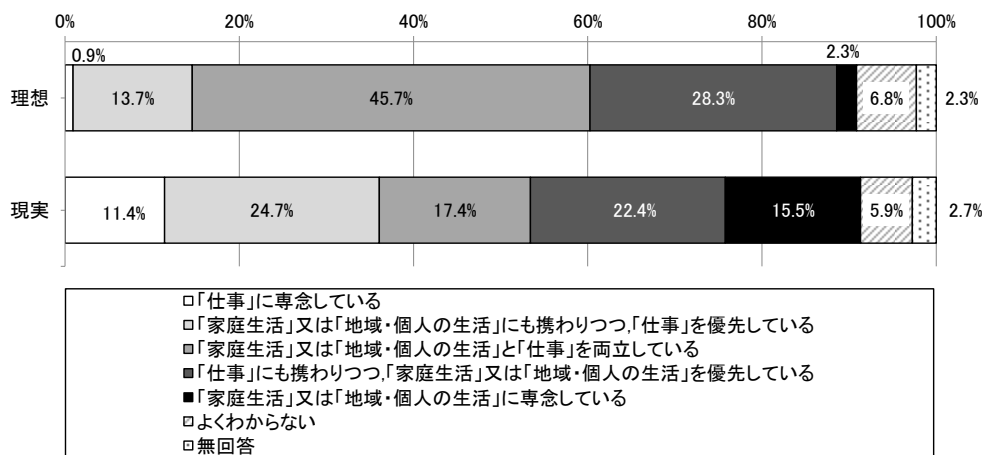
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

【20～50 歳代男性のワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】(n=162)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

【20～50 歳代女性のワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】(n=219)

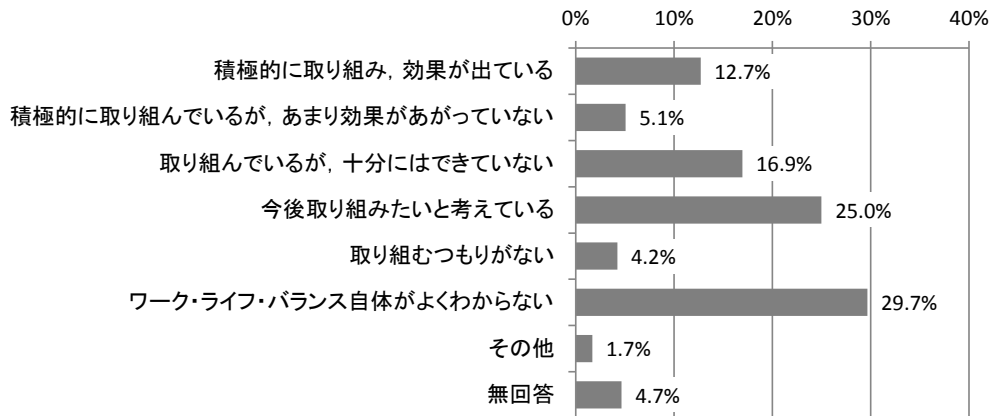


出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

一方、平成 28 年に市内の事業所を対象に実施した意識調査における、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況をみると、取り組んでいる事業所はおよそ 1/3 (34.7%) で、そのうち 63.4%は「あまり効果があがっていない」または「十分にはできていない」と回答しています。

また、ワーク・ライフ・バランスに「取り組むつもりがない」との回答は、全体の 4.2%に過ぎませんが、「ワーク・ライフ・バランス自体がよくわからない」との回答が全体の 3割 (29.7%) を占めています。

【ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況】(n=236)



出典：石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査（平成 28 年）

ワーク・ライフ・バランスが適正に維持できるよう、特に男性に多い長時間労働⁹を是正するなど、職場の環境整備が必要です。そうした環境整備の促進を図るために、企業に対する好事例の紹介や啓発などの支援が求められています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると云えます。

それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。（内閣府ホームページから抜粋）

⁹ 長時間労働：厚生労働省「過労死白書」（平成 29 年度版）によれば、月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合は、女性は 4.9%に対して男性は 14.3%で、特に男性の 40～49 歳では 16.9%、30～39 歳では 16.4%に達している。

また、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「データブック国際労働比較 2017」によれば、2015 年において週 49 時間以上働いている労働者の割合は、アメリカ 16.4%、イギリス 12.3%、ドイツ 9.6%、フランス 10.1%に対し日本は 20.8%と、主要先進国の中で最も高くなっている。

施策の方向性

- 1 経営者や管理職の意識改革
- 2 育児・介護休業制度等の積極的な活用促進
- 3 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

1 経営者や管理職の意識改革

先進事例などの情報提供やセミナー等を通じ、「ワーク・ライフ・バランス」に関する正しい理解の浸透を図り、経営者や管理職の意識の改革につなげます。

2 育児・介護休業制度等の積極的な活用促進

茨城県と連携し、市内事業所における育児・介護休業制度等の活用拡大を図るために、制度の周知を図るとともに、積極的に制度を導入または利用するよう働きかけを行います。また、市職員が先頭に立ち、育児・介護休暇及び休業の取得事例の実現に努めます。

3 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

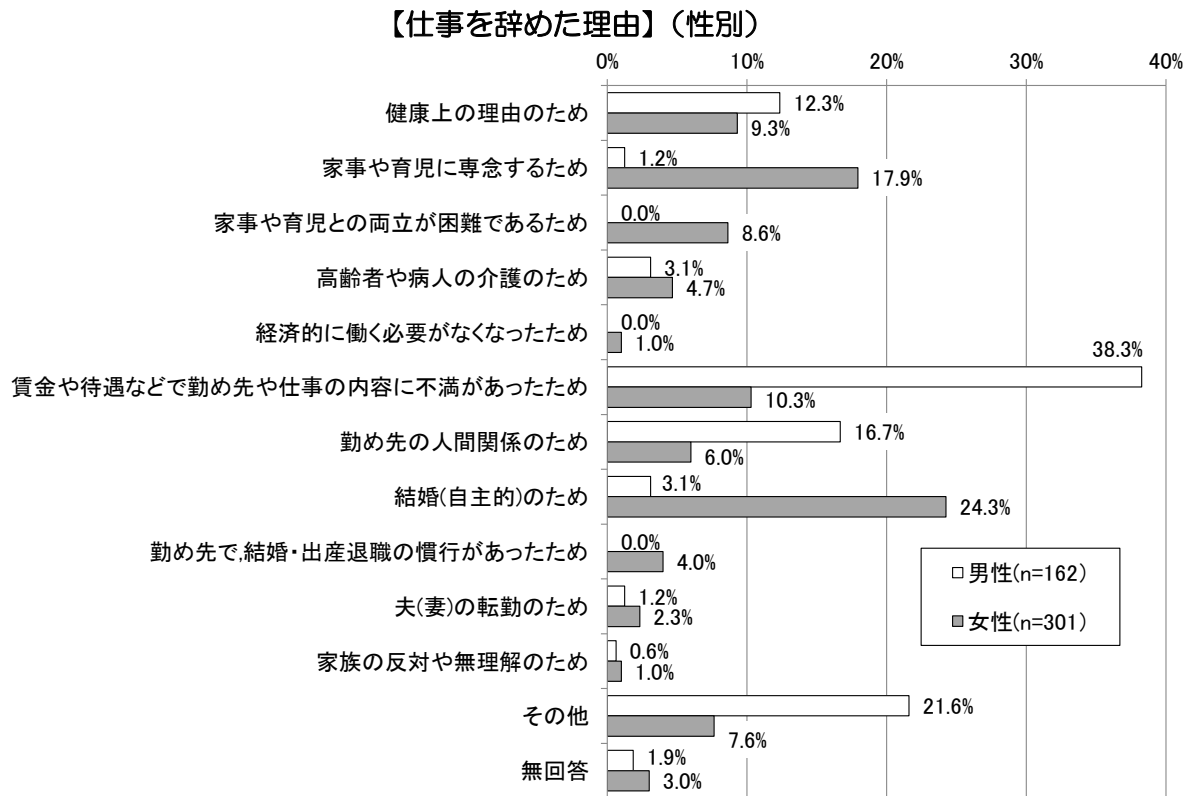
茨城労働局と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを行おうとする事業所に対して情報の提供等を行い、仕事上の責任と個人の豊かな生活が調和することによってもたらされるやりがいや充実感を、誰もが感じながら働くことができるよう支援します。また、取り組みに係る経費の一部を補助する制度の導入に向けて検討を行います。

基本施策② 働く女性，働きたい女性への支援

現状と課題

国勢調査結果（17 ページ）で，出産やその後の育児期間に該当する 20 歳代後半から 30 歳代後半の年代において，本市の既婚女性の労働力率は未婚女性よりも 15～25%低く，女性自身のみならず，女性のさらなる活躍を期待する社会的視点からも，大きな課題であることが示されています。

市民意識調査によれば，途中で仕事を辞めた経験は，男性 43.4%に対し女性は 66.2%に上り，その理由として，男性は「賃金や待遇への不満」が多い一方，女性は「結婚」や「家事や育児に専念するため」が多く挙げられています。



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

女性が結婚や出産を経ても仕事を継続し，管理職や専門職としてキャリアアップできるようにすること，また一旦退職した場合であっても，より良い条件で再就職が可能となるようにすること，さらにマタニティ・ハラスメントで退職を余儀なくされる場合が多い中，ハラスメントの防止により，女性が安全・安心に働くことができる職場環境を実現することなど，「働く女性」，「働きたい女性」を総合的に支援することが求められています。

施策の方向性

- 1 女性の継続就業・キャリアアップ支援
- 2 女性の再就職支援
- 3 ハラスメントの防止

1 女性の継続就業・キャリアアップ支援

茨城県と連携し、事業者に対し女性の継続就業に向けた働きかけを行います。また、ハローワーク、隣接市と連携して就職や企業についての説明会を開催するなど、女性や若者の就労やキャリアアップへの支援を行います。

2 女性の再就職支援

いばらき就労支援センターや茨城労働局などの関係機関と連携したキャリアカウンセリングや職業訓練を通じて、女性が自身のライフデザインやキャリアデザインを考え実現する力の獲得を支援するとともに、再就職につながる情報提供を行います。

3 ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する研修やセミナー等を開催するとともに、相談窓口や対応についての方策等の情報提供を行い、あらゆるハラスメントの防止に努めます。

基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

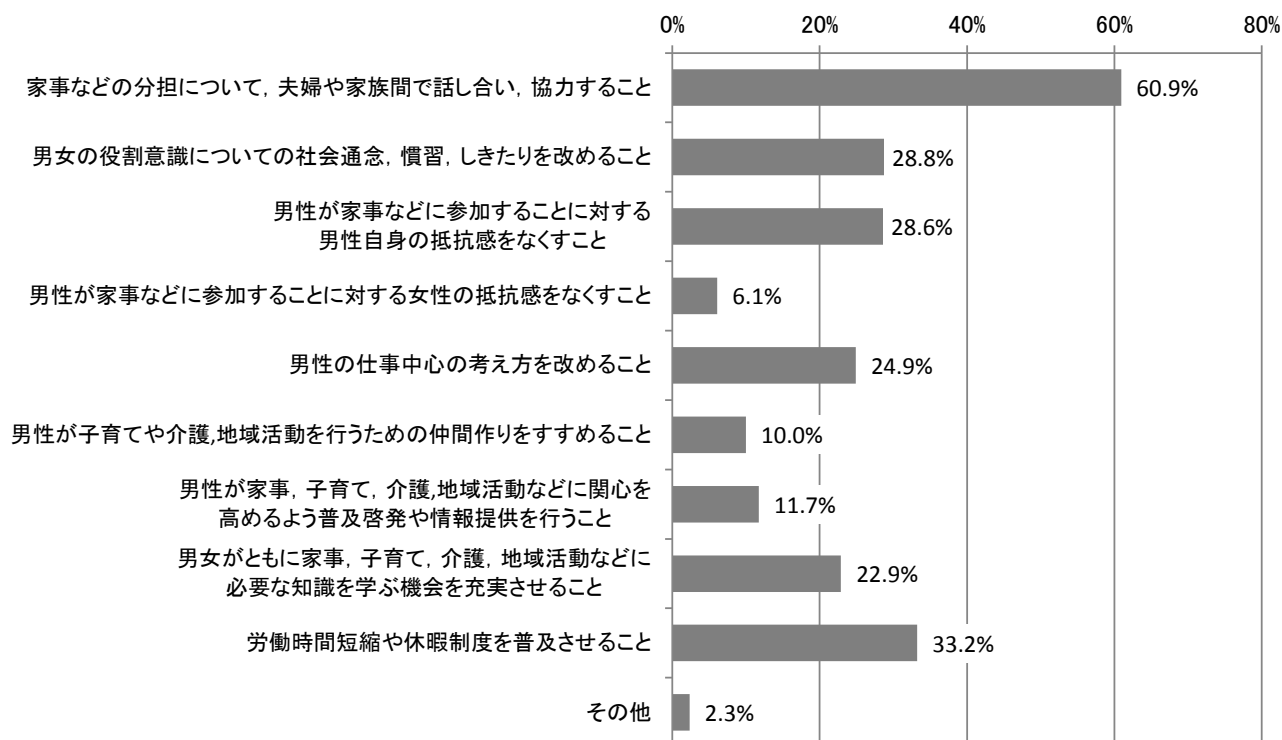
基本施策① 男性の家事・育児等への参画促進

現状と課題

市民意識調査結果（27 ページ）で、「男は仕事，女は家庭」という性別での固定的役割分担の考え方に同意する人は徐々に減少する傾向にあり，平成 28 年には 36.6%と平成 18 年から 10 ポイント以上減少しました。しかし，実際に家事等における役割分担をみると，「食事のしたく」や「洗濯」では 6 割以上，「食事の後片づけ」や「掃除」ではほぼ 5 割の人が「妻（又はパートナー）」が担当と回答しており，考え方と現実の間には依然としてかい離があることが分かります。

また，男性が女性とともに家事や子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくために必要と思うこととして，最も多い回答は「夫婦や家族間での話し合い，協力」（60.9%）ですが，「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が 33.2%で続いています。

【男性が家事や子育てなどに積極的に参加するために必要と思うこと】（n=852）※3 つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

ところが、32 ページに示されたとおり、「(第1次)石岡市男女共同参画基本計画」の成果指標「市男性職員の育児休業の取得率」の平成28年度実績値は4.8%と平成23年から0.3%の増加に留まっており、目標(10%)まで、依然として大きな隔たりが残されています。

性別による固定的役割分担に関する意識の改革を継続することは重要ですが、男性が家事や育児などについて具体的な行動を開始し、役割分担に係る指標改善に結実する施策にも注力が求められる段階となっています。

施策の方向性

- 1 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解と実践
- 2 出産、子育て、介護等に伴う休暇・休業取得の利用促進

1 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解と実践

男性が家事や育児へ参加することの重要性や分担することの必要性について理解を深めるため、男性向けや夫婦向けの各種講座等を開催するとともに、男性の実際の家事能力向上のための機会づくりに努めます。

2 出産、子育て、介護等に伴う休暇・休業取得の利用促進

茨城県と連携し、市内事業所における育児・介護休業制度等の活用拡大を図るために、制度の周知を図るとともに、積極的に制度を導入または利用するよう働きかけを行います。また、市職員が先頭に立ち、育児・介護休暇及び休業の取得事例の実現に努めます。

【再掲】



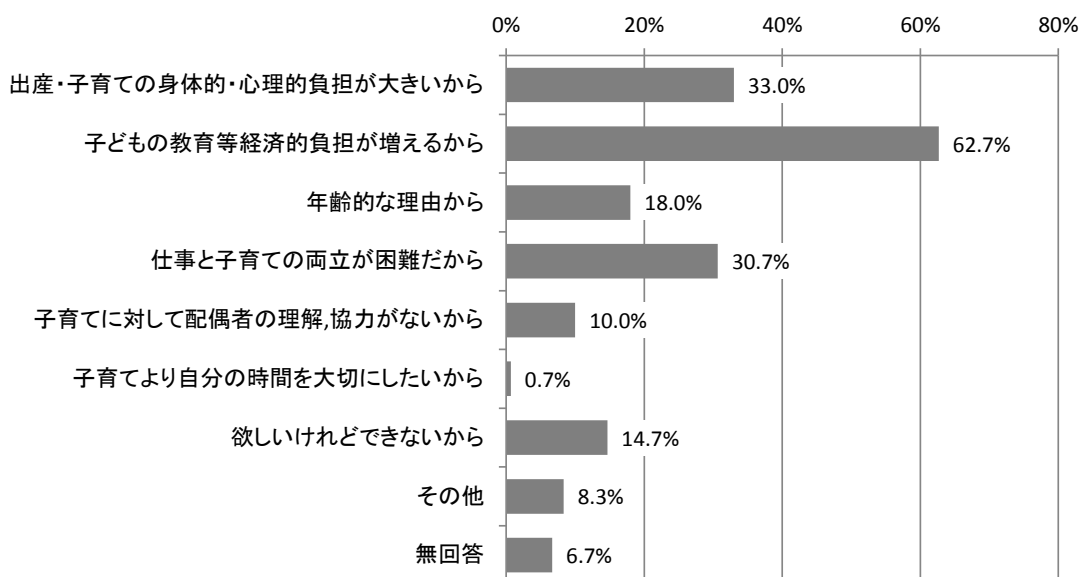
基本施策② 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

15 ページの「(3) 出生の状況」でみたとおり、本市の出生数並びに出生率は、平成 12 年から平成 22 年までは減少が続きましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけて回復傾向が現れています。

一方、市民意識調査において、子どもの実際の数が理想とする数よりも少ない人がその理由として最も多く回答したのは「子どもの教育等経済的負担が増えるから」で 62.7%、次いで「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」(33.0%)、「仕事と子育ての両立が困難だから」(30.7%) となっています。

【実際の子どもの数が理想よりも少ない理由】(n=300) ※3 つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

この結果は、出産や子育てに関する負担感が和らいだり、仕事と子育てを両立できる環境が整えられることで、子どもの数は理想に近づく可能性があること、すなわち仕事と生活の調和が図られた男女共同参画社会の形成が進むことによって、本市の出生数に現れている改善がより確かなものとなり、少子化の傾向も反転させる可能性があることを示唆しています。

1 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画など，市が実施している「子育て支援」を男女共同参画の視点から点検し，情報提供や支援事業，相談事業等の充実と推進を図るとともに，子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

2 両立のための環境整備

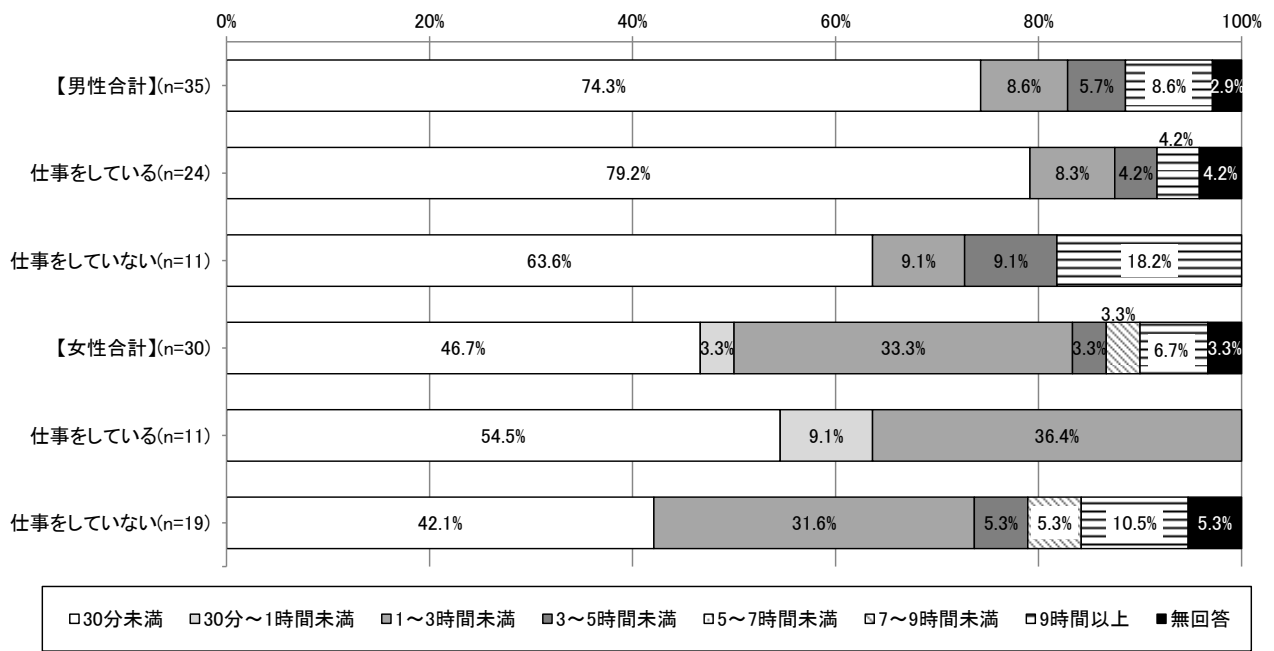
子育てと仕事の両立がしやすくなるよう，放課後や病気後の回復期などにおける子どもの育成・ケアに関する環境の整備を行います。

基本施策③ 仕事と介護の両立支援

現状と課題

市民意識調査結果では、介護を必要とする家族等がいる人が介護にかけている時間は、平日、仕事をしている男性の場合、介護時間は「30分未満」が79.2%、「1～3時間未満」が8.3%であるのに対し、女性では「1～3時間未満」が36.4%と、より長時間介護に携わっていることが明らかとなっています。

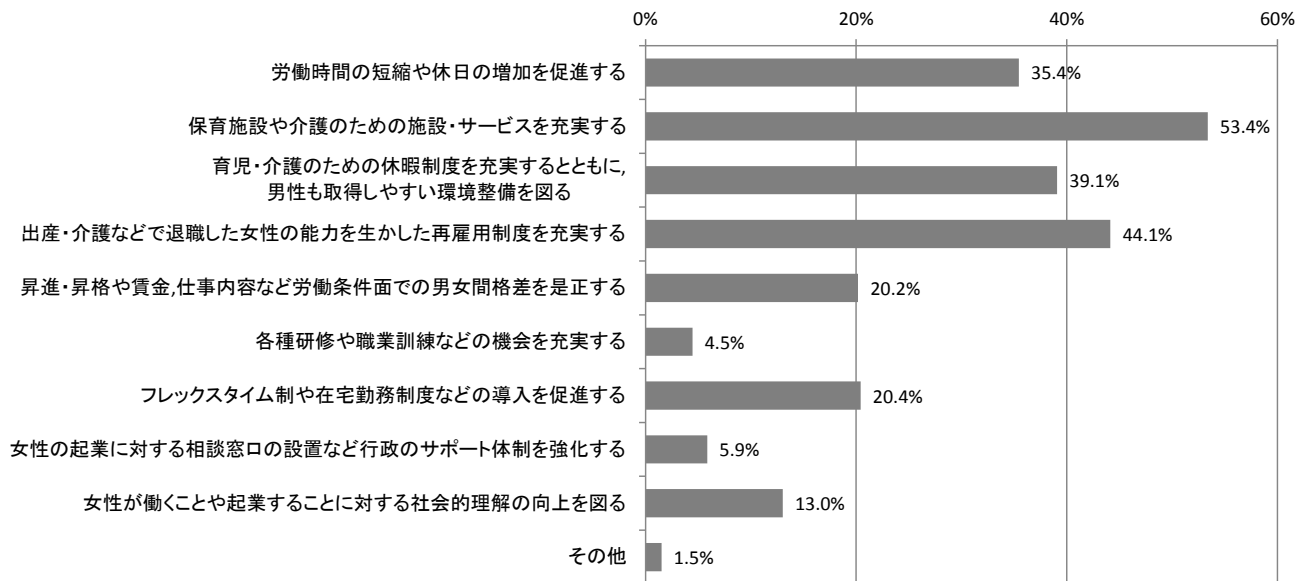
【平日の介護時間】（性別，仕事の有無別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

また、女性が働きやすくするために必要と思うこととして、「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」との回答は平成18年以降5割を超えて最も多く、平成28年調査でも53.4%と、高いニーズであることが示されています。

【女性が働きやすくするために必要と思うこと】(n=852) ※3 つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

施策の方向性

- 1 介護サービスの充実
- 2 両立のための環境整備

1 介護サービスの充実

石岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき市が実施している「介護サービス」を男女共同参画の視点から点検し、情報提供や支援事業、相談事業等の充実と推進を図ります。

2 両立のための環境整備

介護と仕事の両立がしやすくなるよう、高齢者を社会全体で支える環境づくりを進めます。また、委託により市の協力機関として市内各地に設置された在宅介護支援センター事業の充実を図り、介護に関するサービス等が効果的に受けられる環境を整備します。

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

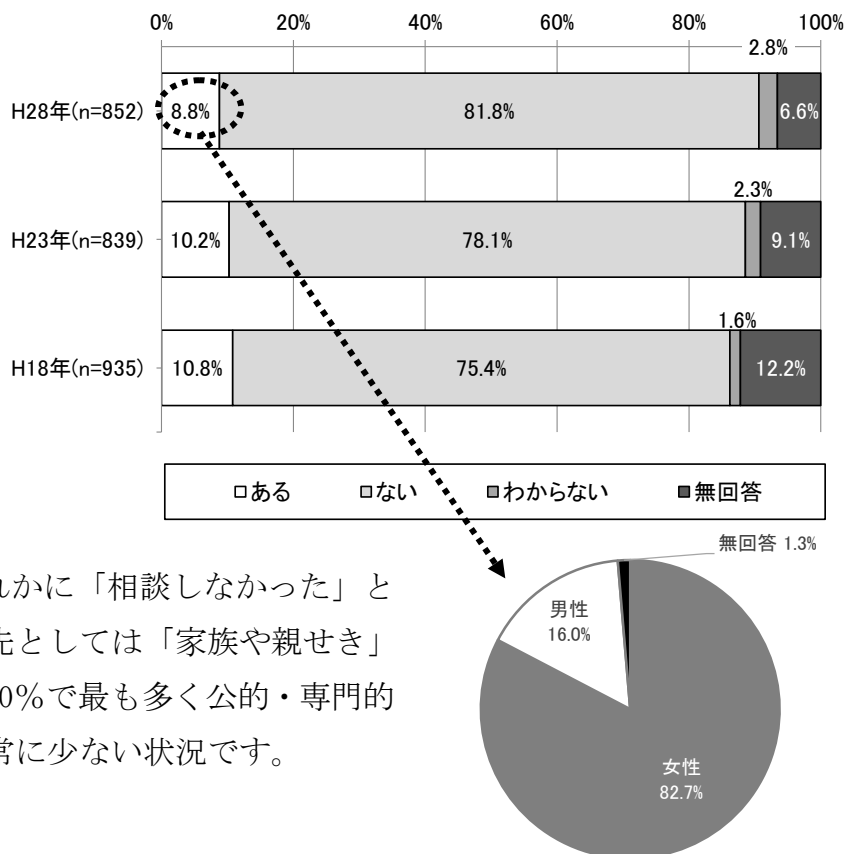
基本施策① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

市民意識調査では、配偶者や恋人などからの暴力を受けたことのある人の割合は、平成18年以降徐々に少なくなっています。しかし、平成28年においても1割近くの人が暴力を受けたことが「ある」と回答しており、そのうち8割以上を女性が占めています。

また、暴力を受けたことについて、4割近くの人はいずれか「相談しなかった」と回答し、相談した人でも相談先としては「家族や親せき」と「友人・知人」がともに32.0%で最も多く公的・専門的な相談機関へ相談した人は非常に少ない状況です。

【配偶者などから暴力を受けた経験】（経年）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18・23・28年）

【暴力を受けたことについての相談の状況】

項目	回答数(人)	比率(%)
県婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターに相談した	0	0.0
県民センターなど上記以外の県の相談窓口相談した	1	1.3
石岡市の相談窓口相談した	0	0.0
警察に連絡・相談した	4	5.3
法務局, 法テラス, 人権擁護委員に相談した	3	4.0
民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会, カウンセラー・カウンセリング機関, 民間, シェルターなど)に相談した	1	1.3
医療機関者(医師, 看護師など)に相談した	1	1.3
家族や親せきに相談した	24	32.0
友人・知人に相談した	24	32.0
相談できなかった	8	10.7
相談しなかった	29	38.7
回答者数	75	

出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

- 1 DV 防止へ向けた意識啓発
- 2 DV 相談体制及び支援体制の充実

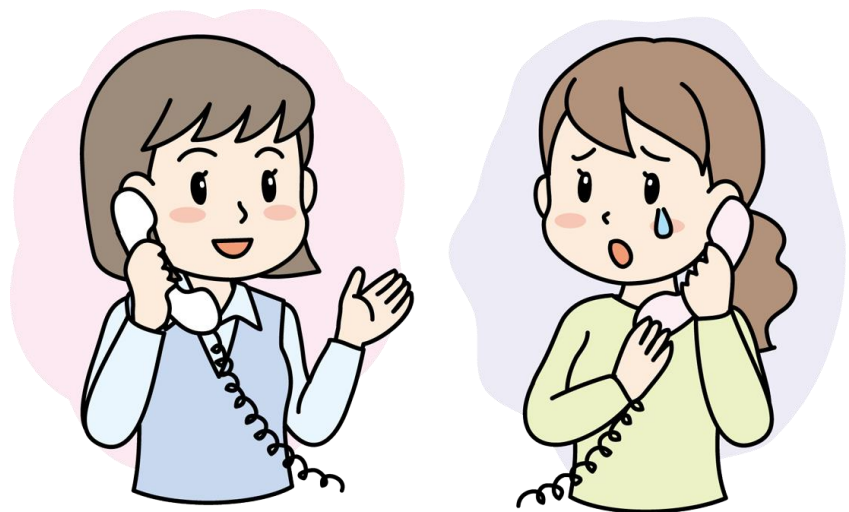
1 DV 防止へ向けた意識啓発

DV 根絶に向けた周知・啓発活動を、一般市民のみならず、中高生の段階から実施し、デートDVを含むDV防止に努めます。

2 DV 相談体制及び支援体制の充実

DV 被害者からの相談に対応するとともに、茨城県や警察等の関係機関と連携し、緊急に保護が必要な状況におかれている母子等について、安全の確保を行います。

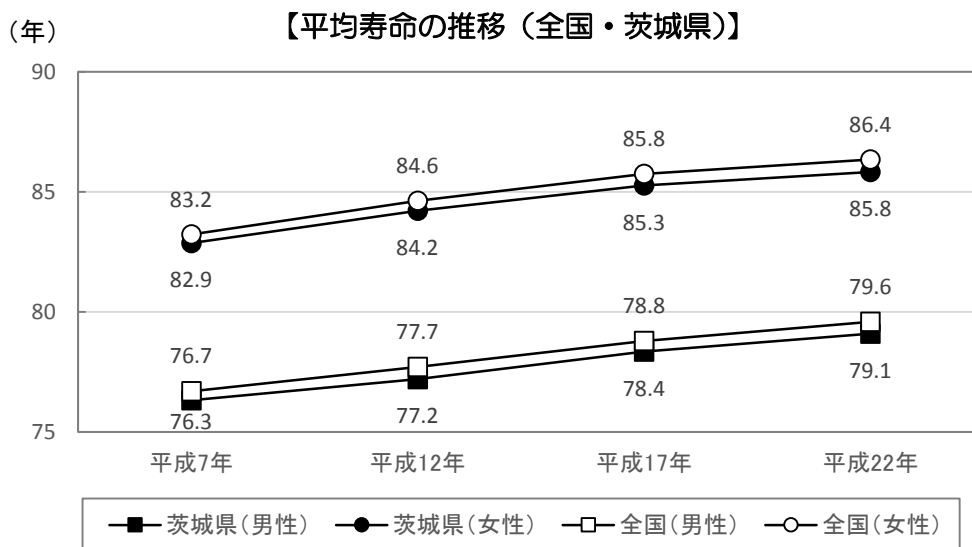
また、一時保護等の後、被害者が新たな生活を始めるに際し、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向け継続的な支援を行います。



基本施策② 生涯にわたる男女の健康支援

現状と課題

平成 27 年の国勢調査を基にした全国の平均寿命は、男性が 80.75 年、女性は 86.99 年とともに過去最高となりましたが、平成 7 年から 22 年まで、茨城県の平均寿命は下表のとおり、男女とも全国を下回っています。また、茨城県の平成 22 年と 25 年の「日常生活に制限がある状態で生活する期間（平均寿命と健康寿命の差）¹⁰」は、女性が 11.22 年から 10.68 年へと縮小している一方で、男性は 7.82 年から 8.01 年へと拡大しており、健康寿命を延伸する取り組みの重要性が高まっています。



出典：厚生労働省 平成 22 年都道府県別生命表

さらに、妊娠・出産・更年期疾患など、男性と異なる身体や健康上の状況や問題を経験する可能性がある女性に対し、就業率の上昇や晩婚化などの変化を踏まえ、支援を行うことが求められています。

¹⁰ 日常生活に制限がある状態で生活する期間（平均寿命と健康寿命の差）：厚生労働研究「健康日本 21（第二次）の推進に関する研究（平成 25～27 年度）」における「日常生活に制限のない期間の平均」と「日常生活に制限のある期間の平均」の平成 22・25 年の全国と都道府県の推定値」による。

- 1 ひとりひとりに応じた健康づくりの支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援

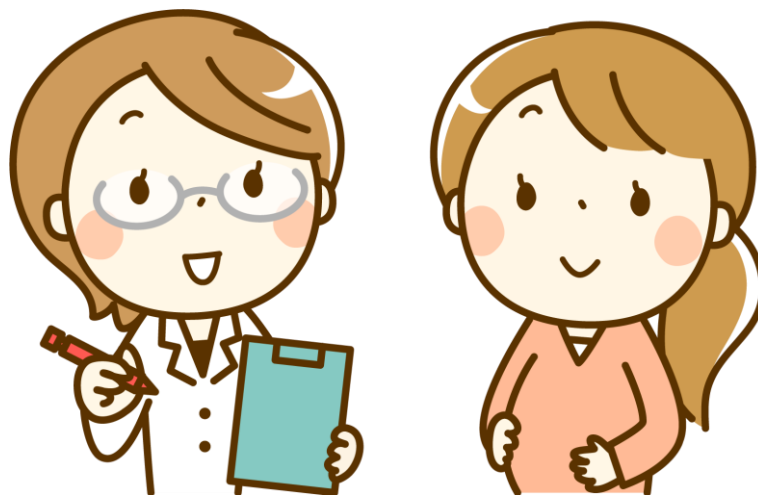
1 ひとりひとりに応じた健康づくりの支援

すべての市民がそれぞれの年代に応じた健康づくりに取り組めるよう、運動やスポーツに親しむ機会を設けます。また、生活習慣病予防のための食生活指導を行い、健康の維持・増進を支援するほか、高齢者に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業により講演会や研修会など、介護予防に向けた支援の充実を図ります。

さらに、市民の健康状態の定期的なモニタリングのため、各種の健（検）診を実施します。

2 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産は、女性にとって極めて重大なライフイベントであり、母体に大きな負担がかかる時期です。安心して安全に子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育てにわたり切れ目なく支援を行っていきます。また、妊婦や子育てに対する理解を深め、妊娠中又は出産後も安心して働き続けることができる環境を整備します。



基本施策③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立

現状と課題

国は、男女共同参画基本計画（第4次）において防災・復興体制の分野を「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」として独立させ、「復興における男女共同参画の推進」では、施策の方向性及び具体的な取り組みとして以下のとおり記述し、その充実を図りました。

施策の基本的方向性（抜粋）

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。

具体的な取組（抜粋）

復興計画の策定や推進のための委員会等において、女性委員の割合について、30%目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。

また、国の計画を受け、茨城県男女共同参画基本計画（第3次）でも、以下のとおり「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を掲げています。

基本目標Ⅲ

一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築 ～社会が変わる～

重点課題2 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備

施策の方向4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 1 応急対策、復旧・復興の場面における意思決定の場への女性の参画の促進
- 2 消防団等、防災活動の現場における男女共同参画の促進
- 3 防災会議等への女性委員の参画の促進
- 4 男女の二つの違いを踏まえた防災対策の取組の促進

近年、日本各地で地震や集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発していることから、災害発生時に弱者となりがちな「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」に焦点を合わせた避難所の運営や備品の確保などの備えが重要となっています。

本市の平成 29 年の消防団員に占める女性の割合は 3.0%と、平成 26 年の茨城県全体の平均 2.1%¹¹を上回っていますが、防災・復興への女性の視点をさらに反映させるため、より一層の女性の参画の拡大が求められています。

施策の方向性

- 1 防災施策への男女共同参画の視点の導入
- 2 防災における男女共同参画の啓発
- 3 男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練の実施

1 防災施策への男女共同参画の視点の導入

男女共同参画の推進の観点より、女性消防団の意義や活動状況などの周知を図ることで、女性の消防団への入団を促進します。また、防災のための施策に女性の視点を取り入れ、避難所の運営や備蓄品の確保に活かします。

2 防災における男女共同参画の啓発

防災対策セミナー等を開催し、防災について市民が男女共同参画の視点を踏まえて考える機会を提供します。

3 男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練の実施

災害への備えとして、訓練の段階から女性の視点を活かすために、市が実施する防災訓練への女性の参画を促進します。

¹¹ 茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）による。

基本施策④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

現状と課題

10 ページに示すとおり、本市における母子・父子世帯数は平成 17 年から平成 22 年にかけて急増し、平成 27 年時点で母子世帯数はおよそ 750 世帯、父子世帯数は 150 世帯となっています。

【ひとり親世帯等の現状について】

平成 27 年に実施された厚生労働省の調査（ひとり親家庭等の現状について）によれば、平均の年間就労収入は父子世帯が 360 万円である一方、母子世帯では 181 万円に留まっており、生活保護受給率も母子世帯は、一般世帯はもとより父子世帯よりも高くなっています。平成 23 年度から平成 27 年度にかけての本市の生活保護の状況をみると、総人口被保護世帯数、被保護人員、保護率¹²ともゆるやかな上昇傾向にあります。母子世帯を中心に、生活上の困難を抱える人への支援は、ますます重要になっています。

	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	80.6%	91.3%	女性 64.4%
※一般世帯は平成 26 年	(平成 23 年)	(平成 23 年)	男性 81.6%
うち非正規	57.0%	12.9%	女性 54.4%
			男性 19.9%
平均年間就労収入	181 万円	360 万円	女性 269 万円
() 内は非正規の場合	(125 万円)	(175 万円)	男性 507 万円
進学率※1	高校等	93.9% (平成 23 年)	96.5%
	大学等	23.9% (平成 23 年)	53.7%
生活保護受給率※2	14.4%	8.0%	3.2%
相対的貧困率※3	54.6%		12.4%

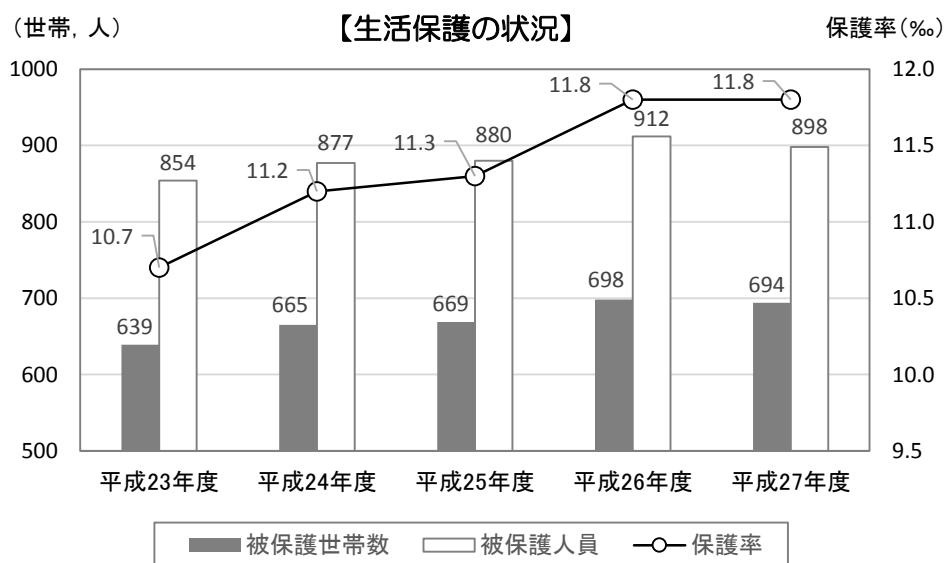
※1 進学率の「一般世帯」は、平成 26 年における「全世界帯」

※2 平成 24 年調査

※3 平成 25 年調査

出典：厚生労働省

員、保護率¹²ともゆるやかな上昇傾向にあります。母子世帯を中心に、生活上の困難を抱える人への支援は、ますます重要になっています。



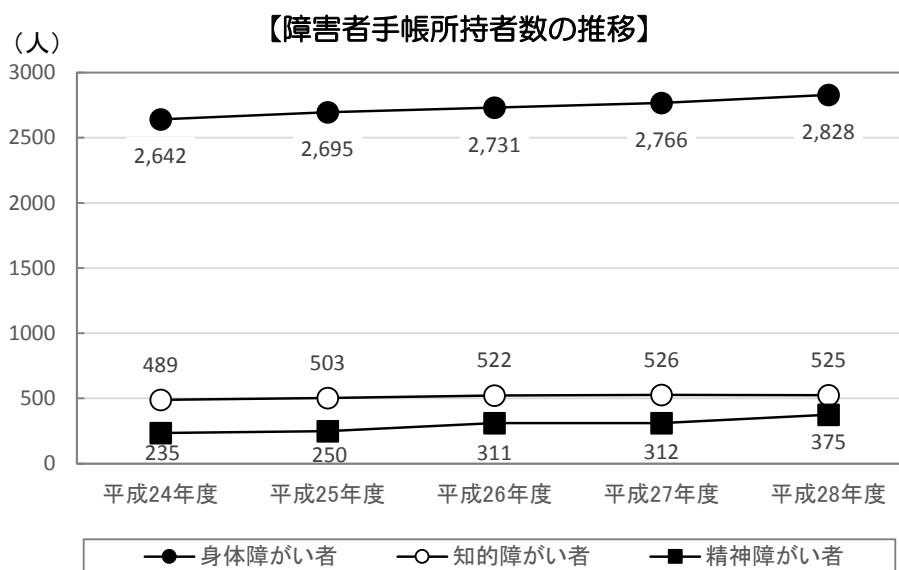
出典：社会福祉課

¹² 保護率：人口 1,000 人あたりの被保護人員の割合。単位は「%」（パーミル）となる。

また、本市における65歳以上の高齢者人口は、8ページに示されたとおり、平成27年時点でほぼ3割に達しており、人口ピラミッドからみても今後もその割合は上昇していくものと予測されています。

さらに、障害者手帳を所持する市民の人数をみると、身体障がい者は平成24年度から平成28年度にかけて186人(7.0%)、知的障がい者(療育手帳所持者)は36人(7.4%)、精神障がい者は140人(59.6%)、それぞれ増加しています。

高齢者や障がい者など、一般に生活上の困難を抱えることの多い市民の増加に対応し支援策を充実させることが重要です。



出典：社会福祉課（各年3月31日時点）

一方、本市では、平成28年時点で、およそ900人の外国人が住民登録をしています。様々な国籍の外国人が、日常生活においても、また災害発生などの緊急時においても、日本人と同様に安心して暮らすことができるよう、必要な情報を多言語で提供するなどの行政サービスが求められます。

施策の方向性

- 1 ひとり親世帯への支援
- 2 高齢者世帯，障がい者世帯への支援
- 3 外国人世帯への支援

1 ひとり親世帯への支援

経済的に困難な状況におかれている割合の高いひとり親世帯に対し，経済的な支援や相談支援，就労支援等の充実に努めます。

2 高齢者世帯，障がい者世帯への支援

石岡ふれあいプランや石岡市障がい者基本計画・障がい福祉計画等との連携を図り，高齢者や障がい者・障がい児を対象とした福祉施策や生活支援事業を推進します。

3 外国人世帯への支援

日本語を母国語としない市民に対し，多言語による情報発信を行い，日常生活の支援や防災対策への支援の充実に努めます。

第2次石岡市男女共同参画基本計画 成果指標

基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

項目	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
農業委員に占める女性の人数	1人	2人	3人
管理的職業従事者に占める女性の割合	3.4%	4.5%	6.0%
市(一般職)の管理職(課長補佐級以上)に占める女性の割合	10.2%	20.0%	25.0%
市の審議会等委員に占める女性の割合	23.6%	30.0%	35.0%
区長(自治会長)に占める女性の割合	3.0%	5.0%	8.0%
学校評議員に占める女性の割合	25.5%	30.0%	35.0%
「男は仕事, 女は家庭」という考え方(固定的役割分担意識)に賛成しない市民の割合	54.3%	60.0%	65.0%

※H28 市民意識調査

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

項目	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2社	4社	6社
市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	20.0%	25.0%
参考指標: 市の男性職員の育児参加休暇の完全取得率※	20.0%	50.0%	100.0%
30歳代既婚女性の労働力率	67.0%	70.0%	75.0%

※育児参加休暇の完全取得とは、付与日数のすべてを取得することを意味する。

基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

項目	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
(再掲)市の男性職員の育児休業取得率	0%	20.0%	25.0%
保育の受け皿の確保(待機児童ゼロの維持)	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

項目	現状値 (平成29年4月1日)	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)	
健康寿命(男女別)	男性 71.1歳 女性 74.7歳	男性 71.6歳 女性 75.2歳	男性 72.1歳 女性 75.7歳	
がん健診受診率	子宮頸がん	29.9%	40.0%	50.0%
	乳がん	27.8%	40.0%	50.0%
	胃がん	34.9%	40.0%	50.0%
	肺がん	31.6%	40.0%	50.0%
	大腸がん	34.3%	40.0%	50.0%
消防団員に占める女性の割合	3.0%	3.5%	4.0%	

第IV章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 石岡市男女共同参画審議会

公募を含む委員で構成し、基本計画に関する事項や、その他の男女共同参画の推進に関する事項を審議します。

(2) 男女共同参画推進連絡会議

庁内関係各課の連携を図るため、庁内連絡組織「男女共同参画推進連絡会議」において、施策の推進と総合調整を行います。

(3) 市民・企業との協働

男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、それぞれの生活のなかで考え、行動することが重要です。市の取り組みを市民・企業と行政が連携して推進するために、活動の中心となる人材や企業・団体の育成・支援に努め、ネットワークを強化します。

(4) 関係機関との連携

男女共同参画基本計画の着実な推進のためには、本市のみならず、国や県、近隣自治体と情報を共有し、連携して取り組んでいくことが重要です。このような関係機関とのネットワークをさらに強化し、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

2. 進行管理の体制

計画を着実に実行していくため、石岡市男女共同参画審議会において毎年度進捗状況を調査・確認します。また、進捗状況等を踏まえ、事業内容の見直しを行います。

推進体制

石岡市男女共同参画条例

第2次石岡市男女共同参画基本計画

石岡市男女共同参画審議会

根拠 石岡市男女共同参画条例第17条
委員 15名以内（公募含む）
任期 2年
内容 ・基本計画に関する事項，その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。
・男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し，市長に対して意見を述べる。

男女共同参画推進連絡会議

（庁内連携組織）

内容 ・施策の推進，総合調整ほか
*必要に応じて，分科会を設置。

実施計画（5年間）

普及・啓発事業

調査・研究事業

人材育成支援等

相談事業

女性問題支援ネットワーク会議

メンバー…市関係各課・女性相談員・石岡警察署生活安全課
内容 女性問題全般の総合調整及びDV等に関する相談・保護・自立支援等

資料

1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過

年 月	内 容	その他
平成 28 年度		
平成 28 年 6 月	平成 28 年度第 1 回審議会 (1) 第 2 次計画の策定について (2) 社会意識調査の実施について	
平成 28 年 7 月	石岡市男女共同参画に関する市民意識調査の実施	
平成 28 年 9 月	石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査の実施	
平成 28 年 11 月	石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施	
平成 29 年 3 月	平成 28 年度第 2 回審議会 (1) 社会意識調査の調査結果について (2) 平成 29 年度スケジュール (3) 平成 28 年度実施計画事業の進捗状況について	
平成 29 年度		
平成 29 年 5 月	平成 29 年度第 1 回策定専門部会 (1) 社会意識調査の調査結果について (2) 施策体系(案)について	
平成 29 年 5 月	平成 29 年度第 1 回審議会 (1) 第 1 次計画における成果指標の達成見込みについて (2) 基本的な考え方について (3) 施策体系(案)について	
平成 29 年 7 月	平成 29 年度第 2 回策定専門部会 (1) 施策体系(案)について (2) 計画の素案について	
平成 29 年 7 月	平成 29 年度第 2 回審議会 (1) 施策体系(案)について (2) 計画の素案について	
平成 29 年 9 月	平成 29 年度第 3 回策定専門部会 (1) 成果指標(案)について (2) 前期実施計画の実施事業(案)について	

年 月	内 容	その他
平成 29 年 9 月	平成 29 年度第 3 回審議会 （1）成果指標（案）について （2）前期実施計画の実施事業（案）について	
平成 29 年 11 月	平成 29 年度第 4 回策定専門部会 （1）基本計画（素案）について （2）前期実施計画の実施事業（案）について	
平成 29 年 11 月	平成 29 年度第 4 回審議会 （1）基本計画（素案）について （2）前期実施計画の実施事業（案）について	
平成 29 年 12 月	第 2 次石岡市男女共同参画基本計画に係るパブリック・コメントの実施	
平成 30 年 1 月	平成 29 年度第 5 回策定専門部会 （1）パブリック・コメント実施結果について （2）基本計画（最終案）について （3）その他	
平成 30 年 1 月	平成 29 年度第 5 回審議会 （1）パブリック・コメント実施結果について （2）基本計画（最終案）について （3）その他	

2. 石岡市男女共同参画審議会規則

平成18年3月31日

規則第15号

改正 平成25年3月29日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市男女共同参画条例（平成18年石岡市条例第5号）第21条の規定に基づき、石岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えないものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(平25規則15・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	清山 玲	茨城大学人文社会科学部	会長
各種団体	高田 まり子	元石岡市農業委員会	
	古谷野 光紀	石岡市私立幼稚園連絡協議会	
	高城 裕	社会福祉法人 泰仁会	副会長
	木村 一裕	一般社団法人 石岡青年会議所	
	美留町 利彦	柏原工業団地運営協議会 (パナソニックエコソリューションズ SPT(株))	
	谷島 朋子	石岡ハーモニーネット	
	鈴木 圭子	茨城県知事公室女性青少年課 (平成28年4月1日～平成29年3月31日) 茨城県女性政策統括監兼女性青少年課 (平成29年9月26日～)	
	石毛 光子	茨城県知事公室女性青少年課 (平成29年4月1日～平成29年9月25日)	
	青木 利彦	茨城労働局雇用環境・均等室 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)	
公募	松本 春美	茨城労働局雇用環境・均等室 (平成29年4月1日～)	
	八木 麻梨子	(吉田建築計画事務所)	
	貝塚 久美子	(元関川小学校長)	
その他	岡里 由佳	石岡市女性人材登録名簿より	

4. 石岡市男女共同参画基本計画策定専門部会委員名簿

役職名		氏名
部会長	市長公室次長	細谷 浩之
副部会長	保健福祉部次長	小倉 俊彦
	総務部次長	大関 浩二
	財務部次長	鈴木 勉
	生活環境部次長	遠藤 正志
	経済部次長	越渡 康弘
	都市建設部次長	島田 美智男
	教育委員会事務局次長	鈴木 和彦
	消防本部次長	足立 芳一

5. 石岡市男女共同参画条例

平成18年3月24日

条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第16条）

第3章 男女共同参画審議会（第17条—第21条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは、私たちの願いである。

豊かな自然環境と田園環境を有し、歴史と文化の息づく石岡市は、その特性を生かしつつ、活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくりを目指している。そのために、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっている。

しかしながら現実には、性別による固定的な役割分担意識を背景とした制度や慣行が根強く残っている。一方、少子高齢化や家族形態の多様化、国際化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しており、このような状況のなかでは、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層の努力が必要である。

ここに、石岡市は、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民、事業者など石岡市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野

における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、積極的に機会を提供することにより、実質的な機会均等の実現を目指す措置をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 市民が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 市民が、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

(3) 市民が、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 市民が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 市民が、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行うようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、その配偶者等に暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第8条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第17条に規定する石岡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第9条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発その他適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第10条 市は、市民があらゆる機会を通し、男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

（苦情の申出への対応）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談の申出への対応）

第12条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けた場合には、関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第17条 市に、石岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6. 意識調査結果の概要

(1) 市民意識調査

■調査方法

項目	内容
調査地域	石岡市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女3,000人
調査方法	調査用紙を使い、郵送による配付・回収
調査時期	平成28年7月1日(金)～平成28年7月31日(日)

■回収結果

対象	発送数	回収数	回収率
市民	3,000件	852件	28.4%

【調査票】

石岡市男女共同参画に関する市民意識調査

日頃から市政に対しご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、市では、平成20年3月に「石岡市男女共同参画基本計画」を作成し、男女がともにいきいきと個性や能力を発揮することができるまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。

この度、第2次石岡市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、新たな計画策定の基礎資料とさせていただきます。皆様のご意見や考えを広く市政に反映したいと考えています。

ご多用のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

平成28年7月
石岡市長 今泉 文彦

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 回答していただくかは…**
この調査は、封筒のあて名のご本人がお答えください。事情によりご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても構いません。
- 2 回答の方法は…**
原則として回答記入欄の中であてはまる番号を○で囲んで下さい。お答えは設問ごと(○は1つ)(○は2つまで)などと指定されていますので、設問をよくお読みになってご記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的内容を()内に記入してください。
- 3 ご記入が終わったら…**
無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、7月31日(日)までにポストへ投入してください。(切手は不要です)。
- 4 個人情報情報の取り扱い**
調査は無記名でお答えいただき、回答結果については集計・分析にのみ使用するものです。目的以外に使用はいたしません。
- 5 この調査に関するお問い合わせは…**
石岡市役所 市長公室 政策企画課 男女共同参画担当：長谷川、植田、横瀬
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
電話 0299-23-1111 (内線 224・226)
電子メール kikaku@city.ishioke.lg.jp

それでは、ご回答をお願いします

あなたご自身について

F 1 性別はどちらですか。(○は1つ)

1	男性	2	女性
---	----	---	----

F 2 あなたの年齢(平成28年7月1日現在)は次のどれに該当しますか。

1	20歳未満	2	20~24歳	3	25~29歳
4	30~34歳	5	35~39歳	6	40~44歳
7	45~49歳	8	50~54歳	9	55~59歳
10	60~64歳	11	65~69歳	12	70~74歳
13	75~79歳	14	80歳以上		

F 3-1 あなたの職業はどのような内容ですか。

(2つ以上仕事をお持ちの方は主なるものを1つ)

1	農林業(自営業主)	2	農林業(家族従事者)
3	商工・サービス業(自営業主)	4	商工・サービス業(家族従事者)
5	自由業(自営業主)	6	自由業(家族従事者)
7	被雇用者(専門・技術職)	8	被雇用者(事務職)
9	被雇用者(労務職)	10	専業主婦・主夫
11	学生	12	無職

F 3-2 上記F 3-1で、7、8、9とお答えいただいた方にお伺いします。

(1) そのお仕事は常勤ですか。パートタイムですか。(○は1つ)

1	常勤(フルタイム)	2	パートタイム(パート、アルバイト、嘱託等)
---	-----------	---	-----------------------

(2) あなたの職名は何ですか。(○は1つ)

1	役職、管理職	2	非管理職、一般職
---	--------	---	----------

F 4-1 あなたは結婚されていますか。

1	結婚している	2	結婚していないがパートナーと暮らしている
3	離別	4	死別
		5	未婚

F 4-2 上記F 4-1で、1と2にお答えいただいた方にお伺いします。あなたの

配偶者又はパートナーの方の職業はどのような内容ですか。(○は1つ)

(2つ以上仕事をお持ちの方は主なるものを1つ)

1	農林業(自営業主)	2	農林業(家族従事者)
3	商工・サービス業(自営業主)	4	商工・サービス業(家族従事者)
5	自由業(自営業主)	6	自由業(家族従事者)
7	被雇用者(専門・技術職)	8	被雇用者(事務職)
9	被雇用者(労務職)	10	専業主婦・主夫
11	学生	12	無職

F 5-1 あなたにはお子さんがいますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

F 5-2 F 5-1で、1の「いる」にお答えいただいた方にお伺いします。

一番下のお子さんは、現在次のどれに該当しますか。(○は1つ)

1	小学校入学以前	2	小学生	3	中学生	4	高校生
5	専門学校、短大、大学、大学院生	6	その他()				

F 6 あなたのお宅には、現在介護を必要とする高齢者の方はいますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

F 7 あなたが現在生活しているご家庭の家族構成は、次のどれに該当しますか。

1	1人世帯	2	夫婦のみの世帯	3	親と子からなる世帯
4	親と子と孫からなる世帯	5	その他の世帯()		

F 8 あなたが現在お住まいの地区はどの中学校区になりますか。

1	石岡中地区	2	府中中地区	3	城南中地区	4	国府中地区
5	旧柿岡中地区	6	旧八郷南中地区	7	旧有明中地区	8	園部中地区

1 男女の地位の平等に関する意識について

問1 あなたは、次にあげる8つの分野において、男女の地位は平等になっていると思えますか。（それぞれについて該当する「1～6」に○を1つ）

	男性の方が優遇されている	平等である	女性の方が優遇されている	わからない		
(1) 家庭生活(家事・育児など)	1	2	3	4	5	6
(2) 職場	1	2	3	4	5	6
(3) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(4) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(5) 町内会、自治会などの住民組織	1	2	3	4	5	6
(6) 地域活動	1	2	3	4	5	6
(7) 社会通念、慣習、しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(8) 法律や制度	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。（○は1つ）

- 1 男性の方が優遇されている
- 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 3 平等である
- 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 5 女性の方が優遇されている
- 6 わからない

問3 今後、あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことは何でしょうか。（○は2つまで）

- 1 法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
- 2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的な力の向上を図ること
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 国や地方公共団体や企業などの重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 6 その他（具体的に：
）
- 7 わからない

2 男女の生き方や家庭生活などに関する考え、役割分担などについて

問4 次にあげる男女の生き方や家庭生活などに関する考えについて、あなたの考えをお聞かせください。（それぞれについて該当する「1～5」に○を1つ）

	そう思う	思いは多少ある	思いは多少ある	思いは少ない	わからない
(1) 「男性（女性）だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じこめてしまう	1	2	3	4	5
(2) 社会の意識や制度・慣習によって、男女が仕事や生き方について多様な選択ができていない	1	2	3	4	5
(3) 仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきである	1	2	3	4	5
(4) 男性も家事・育児に積極的に参加すべきである	1	2	3	4	5
(5) 男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである	1	2	3	4	5
(6) 女性は結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5
(7) 女性が仕事を持つのはよいが家事、育児もきちんとすべきである	1	2	3	4	5
(8) 女性（妻）が仕事を持って、男性（夫）が家事・育児に専念するという選択があってもよい	1	2	3	4	5

問5 次にあげるような家事等を主に誰が分担していますか。また、家計費の管理等について最終的に決定しているのはどなたですか。（それぞれについて該当する「1～6」に○を1つ）

	夫が主	妻が主	一対一	家族	その他	わからない
家事等	1	2	3	4	5	6
の分担	1	2	3	4	5	6
の分	1	2	3	4	5	6
の担	1	2	3	4	5	6
の最	1	2	3	4	5	6
の終	1	2	3	4	5	6
の決	1	2	3	4	5	6
の定	1	2	3	4	5	6
の者	1	2	3	4	5	6

※一人暮らしの方で、ご本人自身が該当する場合は、4の「家族全員」に○をつけてください。

- 家 (1) 掃除
- 事 (2) 洗濯
- 等 (3) 食事のしたく
- の (4) 食事の後かたづけ、食器洗い
- 分 (5) 育児（乳幼児がいる方のみ）
- の (6) 高齢者の世話、介護（対象者がいる方のみ）
- 担 (7) 家計費管理
- の (8) 貯蓄・投資
- 最 (9) 土地・家屋の購入
- 終 (10) 夫の就職・転職
- 決 (11) 妻の就職・転職
- 定 (12) 子の教育・就職（子どもがいる方のみ）
- 者 (13) 家庭において全体的な妻権を握っている人

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方をどう
 思いますか。(〇は1つ)

1 同感する	2 どちらかといえば同感する	3 どちらかといえば同感しない	4 同感しない	5 わからない
--------	----------------	-----------------	---------	---------

問7 次にあげるア〜ウについて、あなたはどれくらい時間をかけていますか。平日、
 休日それぞれの1日あたり平均時間をご記入ください。

※時間をかけていない場合は0分としてください。
 ※次の①〜④はア〜ウに含めないでください。
 ①洗顔・入浴・トイレ・身拭きなど自分のための時間、 ②食事・飲食の時間、
 ③家族と団らんやお茶の時間などの休養の時間、 ④ペットの世話

ア 家事	家事の時間は	平日	分	休日	分
イ 育児	1. 育児に該当する子どもはいない 2. 育児の時間は	平日	分	休日	分
ウ 介護・ 看護	1. 介護・看護を必要とする家族等はいない 2. 介護・看護の時間は	平日	分	休日	分

家事の時間：炊事、食事の片付け、掃除、洗濯、衣類整理、家計簿の記入、庭の草とり、通勤、通学などの送迎、単身者が行う炊事、掃除、洗濯等、家族の身の回りの世話（ただし、小学校入学者の子ども身の回りの世話は「イ 育児」とする。）

育児の時間：乳幼児・小学校入学前の子どもの身の回りの世話、子どものつきそい、子どもの勉強相手、子どもの遊び相手

介護・看護の時間：家族・親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助け、看病、一時的な病気などで働いている家族の介護・看護

問8 近年、少子化が急速に進んでいますが、子どもの出生数のことでお伺いします。

(1) あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。(〇は1つ)

1 4人以上	2 3人	3 2人
4 1人	5 0人	6 わからない

(2) 実際の子どもの数又は実際に子育てできると思う数は何人ですか。(〇は1つ)

1 4人以上	2 3人	3 2人
4 1人	5 0人	6 わからない

(3) (2)の実際の数が、(1)の理想の数よりも少ない方にお伺いします。その理由は何ですか。(〇は3つまで)

1 出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため
2 子どもの教育等経済的負担が増えるから
3 年齢的な理由から
4 仕事と子育ての両立が困難だから
5 子育てに対して配偶者の理解、協力がいないから
6 子育てより自分の時間を大切にしたいから
7 欲しいけれどもできないから
8 その他（具体的に： _____）

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問9 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況において、理想はどうかあるべきだと思いますか。また、実際はどうかですか。（現在、仕事をやっていない方は今後の考えをお答えください。○はそれぞれ1つ）

- ・「仕事」・・・自営業主（農林漁業を含む）、家族従業、雇用者として週1時間以上働いていること。常勤、パート、アルバイトなどを問いません。
- ・「家庭生活」・・・家族と過ごすこと、家事、育児、介護、看護など。
- ・「地域・個人の生活」・・・地域活動（ボランティア活動、交際、つきあいなど）、学習・研究（学業も含む）、趣味、娯楽、スポーツなど。

用語の意味

【理想】

- 1 「仕事」に専念している
- 2 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している
- 3 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している
- 4 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している
- 5 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している
- 6 よくわからない

【実際】

- 1 「仕事」に専念している
- 2 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している
- 3 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している
- 4 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している
- 5 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している
- 6 よくわからない

問10 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）

- 1 家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること
- 2 男女の役割意識についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 3 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすること
- 4 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすること
- 5 男性の仕事中心の考え方を改めること
- 6 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間作りをすすめること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動などに関心を高めるよう普及啓発や情報提供を行うこと
- 8 男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などに必要な知識を学ぶ機会を充実させること
- 9 労働時間短縮や休暇制度を普及させること
- 10 その他（具体的に： ）

4 就業について

問11 就業に関してお伺いします。

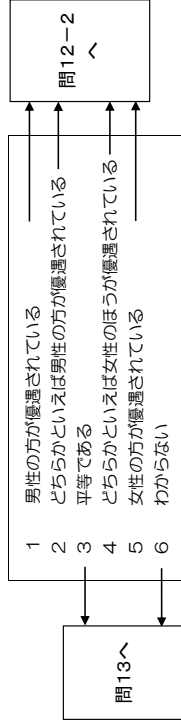
(1) 仕事をこなす能力に対する男女差はあると思いますか。（○は一つ）

- 1 あると思う
- 2 どちらかといえばあると思う
- 3 どちらかといえばないと思う
- 4 ないと思う
- 5 わからない

(2) 男性向き、女性向きの仕事内容はあると思いますか。（○は一つ）

- 1 あると思う
- 2 どちらかといえばあると思う
- 3 どちらかといえばないと思う
- 4 ないと思う
- 5 わからない

問12-1 職場における男女の地位は平等になっていると思いますか（3ページ問1の（2）職場と同じ答えになります。○は一つ）



問12-2 問12-1で、1、2、4、5とお答えいただいた方にお伺いします。その具体的な内容はどのようなことですか。（○はいくつでも）

- 1 採用時の条件
- 2 賃金、昇進、昇格
- 3 能力の評価
- 4 女性は庶務的な仕事など男女で職務内容を固定的に分ける
- 5 仕事に対する責任の求められ方
- 6 研修の機会や内容
- 7 有給休暇の取得のしやすさ
- 8 育児・介護休暇の取得のしやすさ
- 9 女性に対して結婚、出産退職などの慣習がある
- 10 軽勤や異動
- 11 その他（具体的に： ）

問13 次の仕事へのかわり方について、あなたはどのように考えですか。
(それぞれについて該当する「1～5」に○を1つ)

	とても 悪い	どちらか 悪い	どちらか よい	とても よい
(1) 女性は結婚するまでは、仕事を続けた方がよい	1	2	3	4
(2) 女性は子どもができるまでは、仕事を続けた方がよい	1	2	3	4
(3) 女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい	1	2	3	4
(4) 女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい	1	2	3	4
(5) 女性は仕事を一生持たない方がよい	1	2	3	4
(6) 男性は家族を支えるため、仕事を中心に生活した方がよい	1	2	3	4
(7) 男女問わずフルタイムの仕事よりは、自由時間の多いパートの仕事の方がよい	1	2	3	4
(8) 男女問わず家族・家族との触れ合いが充実することで仕事にも良い影響を与えらると思うから、うまくバランスをとりにから生活した方がよい	1	2	3	4
(9) 男女問わずできることなら仕事よりも家族・家族との時間を大切にしたい方がよい	1	2	3	4

問14-1 あなたは途中で仕事を辞めた経験がありますか。(○は1つ)

1 ある → 問14-2へ 2 ない → 問15へ

問14-2 問14-1で、1の「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。
仕事を辞めた主な理由はなんですか。(○は1つ)

1 健康上の理由のため
2 家事や育児に専念するため
3 家事や育児との両立が困難であるため
4 高齢者や病人の介護のため
5 経済的に働く必要がなくなったため
6 賞金や待遇などで勤め先や仕事の内容に不満があったため
7 勤め先の人間関係のため
8 結婚(自主的)のため
9 勤め先で、結婚・出産退職の慣行があったため
10 夫(妻)の転勤のため
11 家族の反対や無理解のため
12 その他(具体的に:)

問14-3 問14-1で、1の「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。
仕事を辞めたあと、再就職しましたか。(○は1つ)

1 した 2 しない 3 したかったができなかった → 問14-4へ

問14-4 問14-3で、3の「したかったができなかった」とお答えいただいた方にお伺いします。再就職できなかった理由は何ですか。(○は3つまで)

1 希望する仕事(職種)が見つからなかった
2 希望する雇用形態(待遇・時間帯)の仕事が見つからなかった
3 家庭生活とのバランスや両立が難しかった
4 自宅の近く又は通勤が可能な地域で見つからなかった
5 自宅や職場近くで子どもをあずける場所が見つからなかった
6 仕事に見合う資格がなかった
7 パートナーの協力や理解が得られなかった
8 自身の体力・健康上の理由
9 家族の健康
10 夫の税金控除や扶養手当との関係
11 再就職することに対して不安があった(具体的に:)
12 その他()

問15 女性が働きやすくなるためにはどんなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1 労働時間の短縮や休日の増加を促進する
2 保育施設や介護のための施設・サービスを充実する
3 育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る
4 出産・介護などで退職した女性の能力を生かした再雇用制度を充実する
5 昇進・昇格や賞金、仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する
6 各種研修や職業訓練などの機会を充実する
7 フレックスタイム制や在宅勤務制度などの導入を促進する
8 女性の起業に対する相談窓口の設置など行政のサポート体制を強化する
9 女性が働くことや起業することに対する社会的理解の向上を図る
10 その他(具体的に:)

5 地域活動・社会参画について

問16-1 あなたは現在、町内会やボランティアなどの地域活動はしていますか。

1 している → 問16-2へ 2 していない → 問16-3へ

問16-2 問16-1で、1の「している」とお答えいただいた方にお伺いします。それはどのような活動内容（分野）ですか。（あてはまる主なものを1つ）

1 まちづくり関係	2 自然環境保護関係	3 子ども関係
4 高齢者関係	5 障害者関係	6 安全・安心な生活関係
7 健康や医療関係	8 スポーツ・文化関係	9 災害関係
10 町内会関係	11 その他（具体的に）	

問16-3 問16-1で、2の「していない」とお答えいただいた方にお伺いします。

地域活動をするかどうか（○は1つ）

1 以前、地域活動をしていたが、現在はやめている
2 現在、地域活動をするための準備をしている
3 今後、地域活動をしたいと思うが、現在はそれに向けた準備はしていない
4 地域活動はしたいと思わない
5 わからない

問17-1 議員や審議会委員など、政策方針決定の場に女性が参画することについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）

1 男性を上回るほど増える方がよい
2 男女半々になるくらいまで増える方がよい
3 男女半々まではいけなくても、今より増える方がよい
4 今のままでよい
5 今より少ない方がよい
6 その他（具体的に）

問17-2 問17-1で、1～3のいずれかと回答された方にお伺いします。議員や審議会委員など、政策方針決定の場に女性が増えていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あなたが特に重要だと思うものを選んでください。（○は1つ）

1 人々の抵抗感をなくすること
2 男性優位の組織運営を改善すること
3 女性の能力開発の機会を充実させること
4 女性自身が積極的な参画意識をもちこと
5 家族からの支援や協力があること
6 政策方針決定の場に女性の比率を高めるための取組を充実させること
7 その他（具体的に）

6 ドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人等からの暴力）について

問18-1 配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力（問18-2のようなこと）を受けた経験はありますか。（○はひとつ）

1 ある → 問18-2へ
2 ない → 問19へ
3 わからない

問18-2 問18-1で、1の「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。それはどのようなことですか（○はいくつでも）

1 大切にしているものをわざと捨てたり壊したりされる
2 「ばかだ、役立たずだ」などと言われる
3 外出や人との付き合いを制限される
4 身体を傷つける可能性のあるもので殴られる
5 平手で打たれる
6 げんこつで殴られたり、足で蹴られたりする
7 大声で怒られたり、暴言を吐かれる
8 嫌がっているのに性的行為を強要される
9 何を言っても無視され続ける
10 生活費を渡さないなど、経済的におさえつけられる
11 その他（具体的に）

問18-3 問18-1で、1の「ある」とお答えいただいた方にお伺いします。あなたは、配偶者から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○はいくつでも）

1 県婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターに相談した
2 県民センターなど上記以外の県の相談窓口相談した
3 石岡市の相談窓口相談した
4 警察に連絡・相談した
5 法務局、法テラス、人権擁護委員に相談した
6 上記（1～5）以外の公的な機関に相談した
7 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
8 医療機関者（医師、看護師など）に相談した
9 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した。
10 家族や親せきに相談した
11 友人・知人に相談した
12 その他（具体的に）
13 相談できなかった
14 相談しなかった

問18-4 問18-3で13「相談できなかった」14「相談しなかった」とお答えいただいた方にお伺いします。どこ(だれ)にも相談できなかった、あるいは相談しなかったのは、なぜですか。(〇はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから
- 2 聊すかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思っただから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 加害者に「だれにも言うな」とおどされたから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると、これまで通りのつき合い(仕事や学校など)の人間関係)ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて思い出しにくかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他(具体的に：)

7 男女共同参画社会について

問19 次にあげる言葉や施策等の中で、あなたが見たり聞いたりしたことがありますか。(〇はいくつでも)

- 1 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 男女雇用機会均等法
- 4 育児・介護休業法
- 5 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
- 6 次世代育成支援対策推進法
- 7 茨城県男女共同参画推進条例
- 8 茨城県男女共同参画基本計画
- 9 石岡市男女共同参画条例
- 10 石岡市男女共同参画基本計画
- 11 さわかやハーモニーセミナー(男女共同参画の意識啓発のために開催しているセミナー)
- 12 女性のための困りごと相談(市役所本庁舎で毎月3回開催)
- 13 ハーモニーコーナー(「広報いしおか」の男女共同参画関連記事のコナー)
- 14 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)
- 15 ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)
- 16 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- 17 見たり聞いたりしたものはない

問20 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれたいかと思えますか。(〇は3つまで)

- 1 関係する制度の制定や見直し
- 2 女性に不利な慣習の見直し
- 3 男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実
- 4 男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実
- 5 男女が共に働きやすい就業環境の整備
- 6 各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援
- 7 審議会など政策や方針決定過程への女性の積極的起用
- 8 行政機関や公立学校における女性管理職の積極的起用
- 9 地域や団体に活躍できる女性リーダーの養成
- 10 女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実
- 11 配偶者等からの暴力被害の防止、根絶や相談・救援体制の充実
- 12 農林漁業・商工サービスの家族従事者の地位の向上
- 13 男性も対象とした各種講座や相談活動の充実
- 14 男女共同参画社会実現のための各種情報の提供や団体交流、調査研究などを実施する拠点施設の設置
- 15 その他(具体的に：)

問21 石岡市では、平成18年4月から男女共同参画条例を施行していますが、あなたはこの条例の内容をご存知ですか。(〇は1つ)

- | | | | |
|---|--------|---|-----------------------|
| 1 | 知っている | 2 | 施行したことは知っているが、内容は知らない |
| 3 | 全く知らない | | |

問22 男女平等や男女共同参画などについて普段感じていること、市へのご意見、ご要望等がございましたら、自由にご記入下さい。

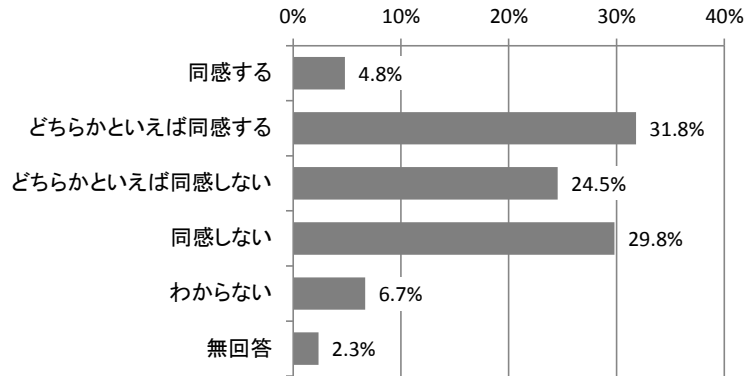
--

これですべての調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

【主な結果】 ※グラフ中の「n」は回答者の総数を示しています。

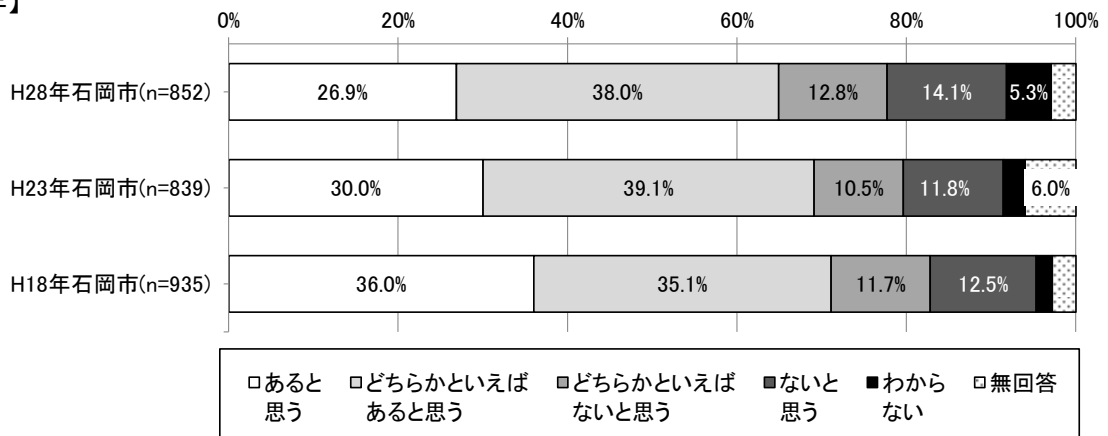
■「男は仕事，女は家庭」という考え方がありますが，あなたはこの考え方をどう思いますか。（○は1つ）

n=852

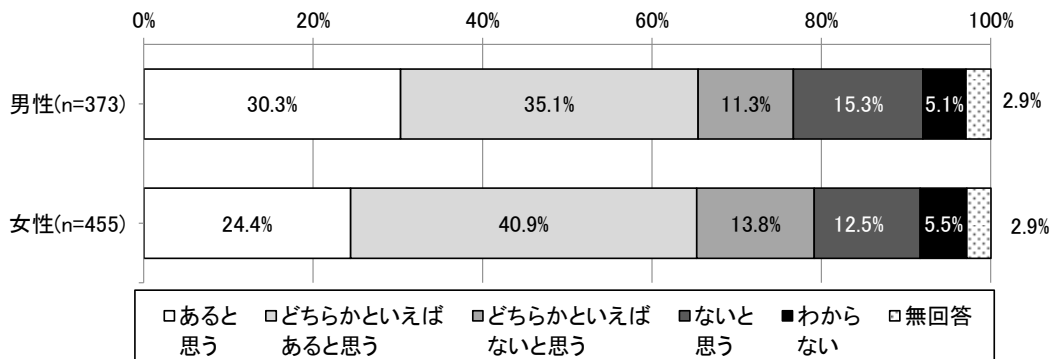


■就業に関してお伺いします。仕事をこなす能力に対する男女差はあると思いますか。（○は1つ）

【経年】

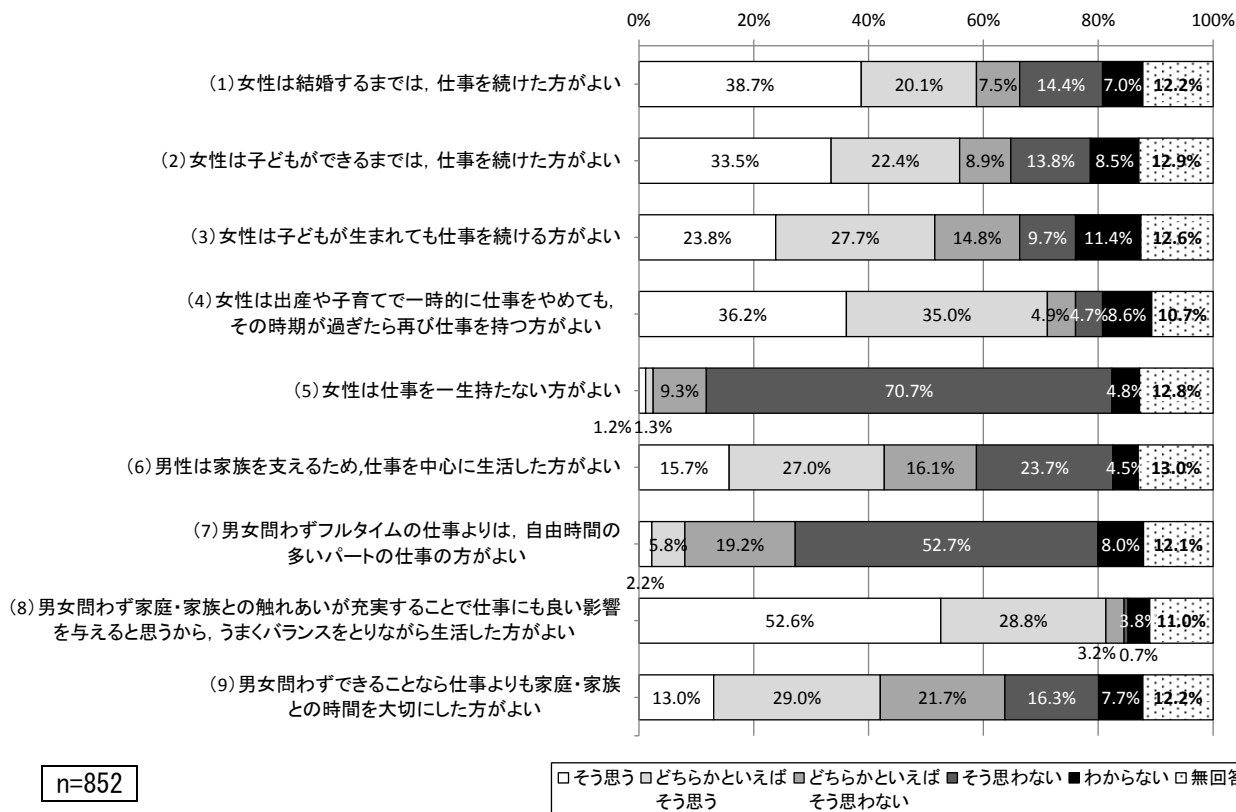


【性別】



■ 次の仕事へのかかり方について、あなたはどのようにお考えですか。

(それぞれについて該当するものに○を1つ)



n=852

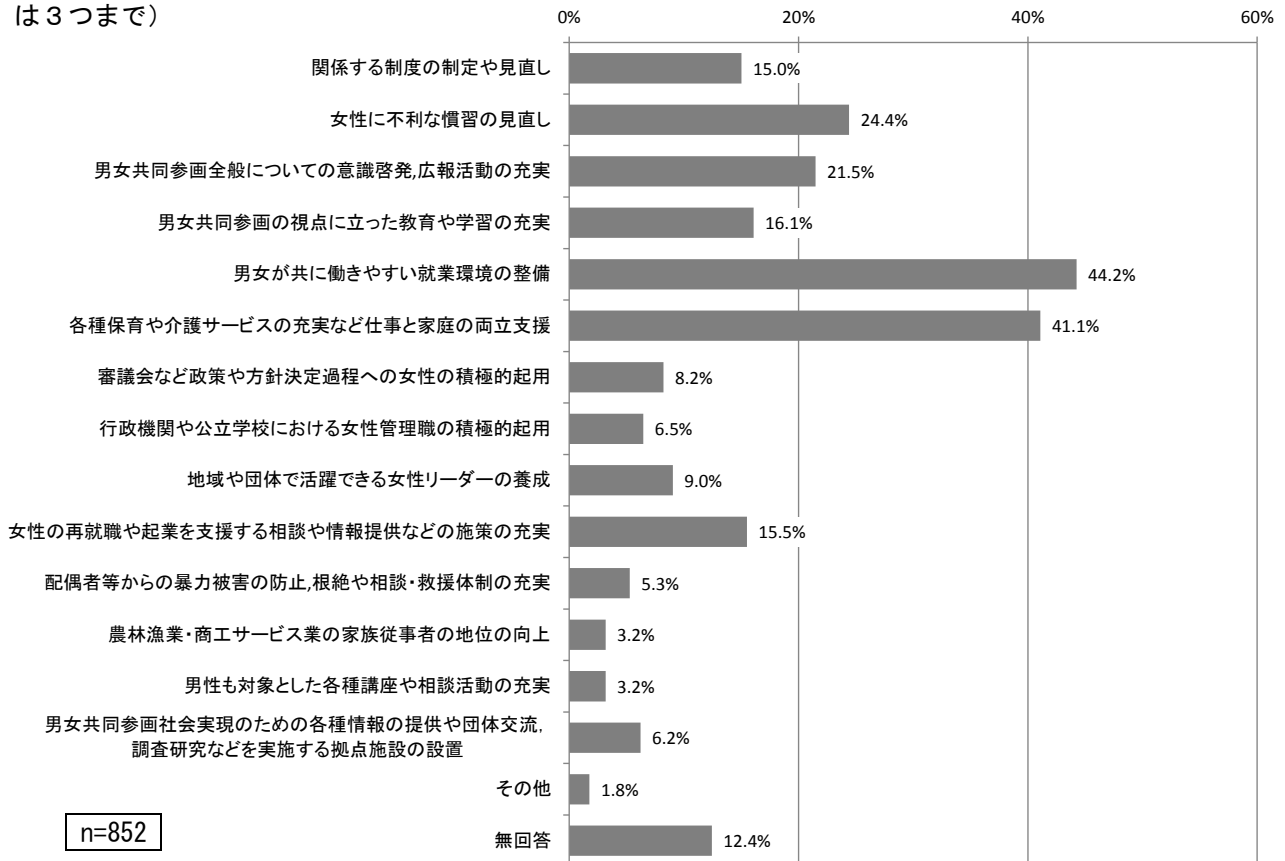
■ 配偶者や恋人などから暴力を受けたことのある人にお伺いします。あなたは、そのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○はいくつでも)

項目	回答数	構成比
県婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターに相談した	0	0.0%
県民センターなど上記以外の県の相談窓口相談した	1	1.3%
石岡市の相談窓口相談した	0	0.0%
警察に連絡・相談した	4	5.3%
法務局、法テラス、人権擁護委員に相談した	3	4.0%
上記(1~5)以外の公的な機関に相談した	0	0.0%
民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間、シェルターなど)に相談した	1	1.3%
医療機関者(医師、看護師など)に相談した	1	1.3%
学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した	0	0.0%
家族や親せきに相談した	24	32.0%
友人・知人に相談した	24	32.0%
その他	4	5.3%
相談できなかった	8	10.7%
相談しなかった	29	38.7%
無回答	3	4.0%
回答者数	75	

■「相談できなかった」「相談しなかった」とお答えいただいた方にお伺いします。どこ（だれ）にも相談できなかった、あるいは相談しなかったのは、なぜですか。（〇はいくつでも）

項目	回答数	構成比
どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから	3	8.6%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	8	22.9%
相談しても無駄だと思ったから	9	25.7%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	3	8.6%
加害者に「だれにも言うな」とおどされたから	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	0	0.0%
自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっているとと思ったから	12	34.3%
世間体が悪いから	5	14.3%
他人を巻き込みたくなかったから	1	2.9%
他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから	1	2.9%
そのことについて思い出したくなかったから	3	8.6%
自分にも悪いところがあると思ったから	9	25.7%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	4	11.4%
相談するほどのことではないと思ったから	14	40.0%
その他	3	8.6%
無回答	1	2.9%
回答者数	35	

■男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。（〇は3つまで）



(2) 小中学生意識調査

【調査の概要】

■ 調査方法

項目	内容
調査地域	石岡市内のすべての公立小学校・中学校
調査対象	小学校4年生，中学校2年生
調査方法	各学校へ協力依頼 対象児童・生徒へ調査票を配付し，ホームルーム内で記入
調査時期	平成28年9月15日（木）～平成28年9月30日（金）

■ 回収結果

対象	発送数	回収数	回収率
小学4年生	575件	563件	97.9%
中学2年生	706件	672件	95.1%
全体	1,281件	1,235件	96.4%

【調査票（小学4年生）】

石岡市男女共同参画に関する小学生意識調査

【お願い】

4年生のみなさんこんにちは！
これはテストではありません。
この調査は、石岡市の小学4年生のみなさんが、男女平等をどのように考えているのか知るために行うものです。
あなたの名前は書かなくてよいので、答えは先生や他の人にはわかりません。
あなたがいつも思っていることを答えてください。

【答え方】

1. 答えは、問いの後にあてはまる番号に○をつけてください。
2. 「その他」に○をした時は、() 中に自分で考えた答えを書いてください。
3. あてはまるものすべてと書かれている時は、思ったところ全部に○をつけてください。
4. 答えの数が5つまでと書かれているときは、「1つ」でも「2つ」でも「3つ」でも「4つ」でも「5つ」でもかまいません。
5. 意味のわからない質問や答えたくない質問があったときは、その質問をとはして先に進んでください。

石岡市 市長公室 政策企画課 男女共同参画担当

問1 あなたの性別は (○は1つ)

1. 女 2. 男

問2 次のことについてどう思いますか? (○はそれぞれ1つ)

①学校の係で男子の係・女子の係と決まっているものがある。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

②なにかにつけて男子が先 (優遇)、女子は後にされている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

③いろいろな場面で女子のほうが甘やかされている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

④いろいろな場面で男子のほうが期待されている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

⑤代表委員、学校行事の実行委員は男子に向いている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

⑥教室のそうじや整理整頓は女子に向いている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

⑦女子の方が音楽が得意である。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

⑧男子の方が運動が得意である。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない。

問3 あなたはおどなの人に「男だから○○しなさい」や「女だから○○しなさい」と言われたことがありますか? (○は1つ)

1. よく言われる 2. あまり言われない。
3. ときどき言われる 4. ぜんぜん言われない

問4 問3で「よく言われる」または「ときどき言われる」と答えた方に聞きます。どんな時に言われましたか? (あてはまるものすべてに○)

1. ことばづかい 2. 服装・身だしなみ 3. 整理整頓
4. お手伝い 5. 食事の仕方 6. すわり方
7. 歩き方 8. 勉強 9. テレビ番組
10. 友達関係 11. 家に帰る時刻 12. スポーツ
13. お金の使い方 14. 泣いた時
15. その他 ()

問5 問3で「よく言われる」または「ときどき言われる」と答えた方に聞きます。あなたはそんな時どんな気持ちになりましたか。(○は1つ)

1. いやな気持ちでした 2. その通りだと思った
3. 何とも思わなかった
4. その他 ()

問6 あなたは家の中でどのようなお手伝いをしますか。
 (あてはまるものをすべてに○)
 ※何もしていない場合は○をつけなくてください。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 食事のしたく | 2. 食事のあとかたづけ |
| 3. そうじ | 4. 洗濯 |
| 5. お風呂洗い | 6. 買い物 |
| 7. ごみ出し | 8. ペットの世話や花の水やり |
| 9. その他 () | |

問7 あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、誰かやるのが一番よいかと思いますか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1. 男の人が主にやるのがよい |
| 2. 女の人が主にやるのがよい |
| 3. 男の人と女の人が協力してやるのがよい |
| 4. わからない |
| 5. その他 () |

問8 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない。 |

問9 あなたは、大きくなったらどのような仕事につきたいと思いますか。
 (○は5つまで)

- | | | |
|--------------------|-------------------------|----------------------|
| 1 会社員・銀行員 | 2 会社経営(社長) | 3 学校の先生 |
| 4 保育園・幼稚園の先生 | 5 公務員 | 6 警察官・刑事 |
| 7 消防士、救急隊 | 8 自衛官 | 9 弁護士、検察官、裁判官など |
| 10 政治家 | 11 科学者、科学技術者 | 12 科学者以外の学者、博士 |
| 13 宇宙飛行士 | 14 パイロット | 15 フライアテンダン |
| 16 自動車、電車の運転手 | 17 コンピュータ関係の仕事 | 18 エンジニア |
| 19 建設業、大工 | 20 シェフ、調理師 | 21 パティシエ
(ケーキ屋さん) |
| 22 美容師、理容師 | 23 習い事の先生
(ピアノ、習字など) | 24 通訳、翻訳家 |
| 25 医者 | 26 看護師、医学療法士 | 27 福祉施設で働く人 |
| 28 獣医 | 29 薬剤師 | 30 画家、デザイナーなどの芸術家 |
| 31 作家、作曲家 | 32 マンガ家、イラストレーター | 33 ゲームデザイナー |
| 34 スポーツ選手 | 35 歌手、タレントなどの芸能人 | 36 新聞記者 |
| 37 アナウンサー | 38 食べ物屋さん
(パン屋さん) | 39 花屋さん |
| 40 ペット屋さん
動物の飼育 | 41 商店などの自営業 | 42 店員・販売員 |
| 43 農業、漁業、林業 | 44 その他 () | 45 わからない |

【調査票（中学2年生）】

石岡市男女共同参画に関する中学生意識調査

【お願い】

2年生のみなさんこんにちは！
これはテストではありません。
この調査は、石岡市の中学2年生のみなさんが、男女平等をどのように考えているのか知るために行うものです。
あなたの名前は書かなくてよいので、答えは先生や他の人にはわかりません。
あなたがいつも思っていることを答えてください。

【答え方】

1. 答えは、問いの後にあてはまる番号に○をつけてください。
2. 「その他」に○をした時は、() 中に自分で考えた答えを書いてください。
3. あてはまるものすべてと書かれている時は、思ったところ全部に○をつけてください。
4. 答えの数が5つまでと書かれているときは、「1つ」でも「2つ」でも「3つ」でも「4つ」でも「5つ」でも「5つ」でもかまいません。
5. 意味のわからない質問や答えたくない質問があったときは、その質問を飛ばして先に進んでください。

石岡市 市長公室 政策企画課 男女共同参画担当

問 10 あなたは『男女共同参画社会』という言葉を知っていますか。
(○は1つ)

1. 聞いたことがあり内容も知っている
2. 聞いたことはあるが内容は知らない
3. 聞いたことがない

ご協力ありがとうございました。

問1 あなたの性別は (○は1つ)

1. 女 2. 男

問2 次のことについてどう思いますか? (○はそれぞれ1つ)

①学校の係で男子の係・女子の係と決まっているものがある。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

②代表委員、生徒会長は男子に向いている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

③教室のそうじや整理整頓は女子に向いている。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

④女子の方が音楽が得意である。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

⑤男子の方が運動が得意である。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない 4. そう思わない

問3 あなたはおとなの人に「男だから○○しなさい」や「女だから○○しなさい」と言われたことがありますか? (○は1つ)

1. よく言われる 2. あまり言われない
3. ときどき言われる 4. ぜんぜん言われない

問4・問5へ

問4 問3で「よく言われる」または「ときどき言われる」と答えた方に聞きます。どんな時に言われましたか? (あてはまるものすべてに○)

1. ことばづかい 2. 服装・身だしなみ 3. 整理整頓
4. お手伝い 5. 食事の仕方 6. すわり方
7. 歩き方 8. 勉強 9. テレビ番組
10. 友達関係 11. 家に帰る時刻 12. スポーツ
13. お金の使い方 14. 泣いた時
15. その他 ()

問5 問3で「よく言われる」または「ときどき言われる」と答えた方に聞きます。あなたはどの時どんな気持ちになりましたか。(○は1つ)

1. いやな気持ちでした 2. その通りだと思った
3. 何とも思わなかった
4. その他 ()

問6 次の①～③の場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○はそれぞれ1つ)

①家庭生活の場で

1. 男性のほうが優遇されている
2. どちらかといえば男性が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性が優遇されている
5. 女性のほうが優遇されている
6. わからない

②学校教育の場で

1. 男性のほうが優遇されている
2. どちらかといえば男性が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性が優遇されている
5. 女性のほうが優遇されている
6. わからない

③社会全体の場で

1. 男性のほうが優遇されている
2. どちらかといえば男性が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性が優遇されている
5. 女性のほうが優遇されている
6. わからない

問7 あなたは家の中でどのような家庭の仕事をしますか。

(あてはまるものすべてに○)

※何もしていない場合は○をつけなくてください。

1. 食事のしたく
2. 食事のあとかたづけ
3. そうじ
4. 洗濯
5. お風呂洗い
6. 買い物
7. ごみ出し
8. ベットの世話や花の水やり
9. その他 ()

問8 あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、誰がやるのが一番よいと思いますか。(○は1つ)

1. 男の人が主にやるのがよい
2. 女の人が主にやるのがよい
3. 男の人と女の人が協力してやるのがよい
4. わからない
5. その他 ()

問9 女性が仕事をもつことについて、あなたはどのように考えますか。(○は1つ)

1. 女性は仕事を持たないほうがよい
2. 結婚するまでは仕事を持つほうがよい
3. 子どもができるまでは仕事を持つほうがよい
4. 子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと仕事を続けるほうがよい
5. 子どもができてきたら仕事をやめ、大きくなったらふたたび仕事を持つほうがよい
6. わからない

問10 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問11 あなたは、大きくなったらどのような仕事につきたいと思いますか。

(○は5つまで)

1 会社員・銀行員	2 会社経営(社長)	3 学校の先生
4 保育園・幼稚園の先生	5 公務員	6 警察官・刑事
7 消防士、救急隊レスキュー隊	8 自衛官	9 弁護士、検察官、裁判官など
10 政治家	11 科学者、科学技術者	12 科学者以外の学者、博士
13 宇宙飛行士	14パイロット	15 フライアトラクション
16 自動車、電車の運転手	17 コンピュータ関係の仕事	18 エンジニア
19 建設業、大工	20 シェフ、調理師	21 パティシエ
22 美容師、理容師	23 習い事の先生(ピアノ、習字など)	24 通訳、翻訳家
25 医者	26 看護師、医学療法士	27 福祉施設で働く人
28 獣医	29 薬剤師	30 画家、デザイナーなどの芸術家
31 作家、作曲家	32 マンガ家、イラストレーター	33 ゲームデザイナー
34 スポーツ選手	35 歌手、タレントなどの芸能人	36 新聞記者
37 アナウンサーレポーター	38 食べ物屋さん(ケーキ屋さん、パン屋さん)	39 花屋さん
40 ペット屋さん動物の飼育	41 商店などの自営業	42 店員・販売員

43 農業，漁業，林業 (44 その他) 45 なりたい仕事がない
 46 わからない 問 12 へ

問 12 問 11 で「なりたい仕事がない」または「わからない」と答えた方に聞きます。つぎたい仕事がない，または，わからない理由は何ですか。
 (○は1つ)

1. どのような職業があるかわからないから
2. これから先のようなことに興味をもつかわからないから
3. 就職する時に社会がどのような状況かわからないから
4. 仕事をすることに興味がわからないから
5. 仕事したいが魅力的な職業がないから
6. やりたい仕事はあるが，できるかどうか自信がないから
7. その他 ()
8. 特にない

【すべての人にお聞きします】

- 問 13 仕事を選ぶ時に重視することは何ですか (○は1つ)
1. 自分の興味
 2. 高収入が得られること
 3. 身分が安定していること
 4. 専門的な知識や技能が生かせること
 5. 時間が比較的自由なこと
 6. 社会に役立つこと
 7. その他 ()
 8. 特にない

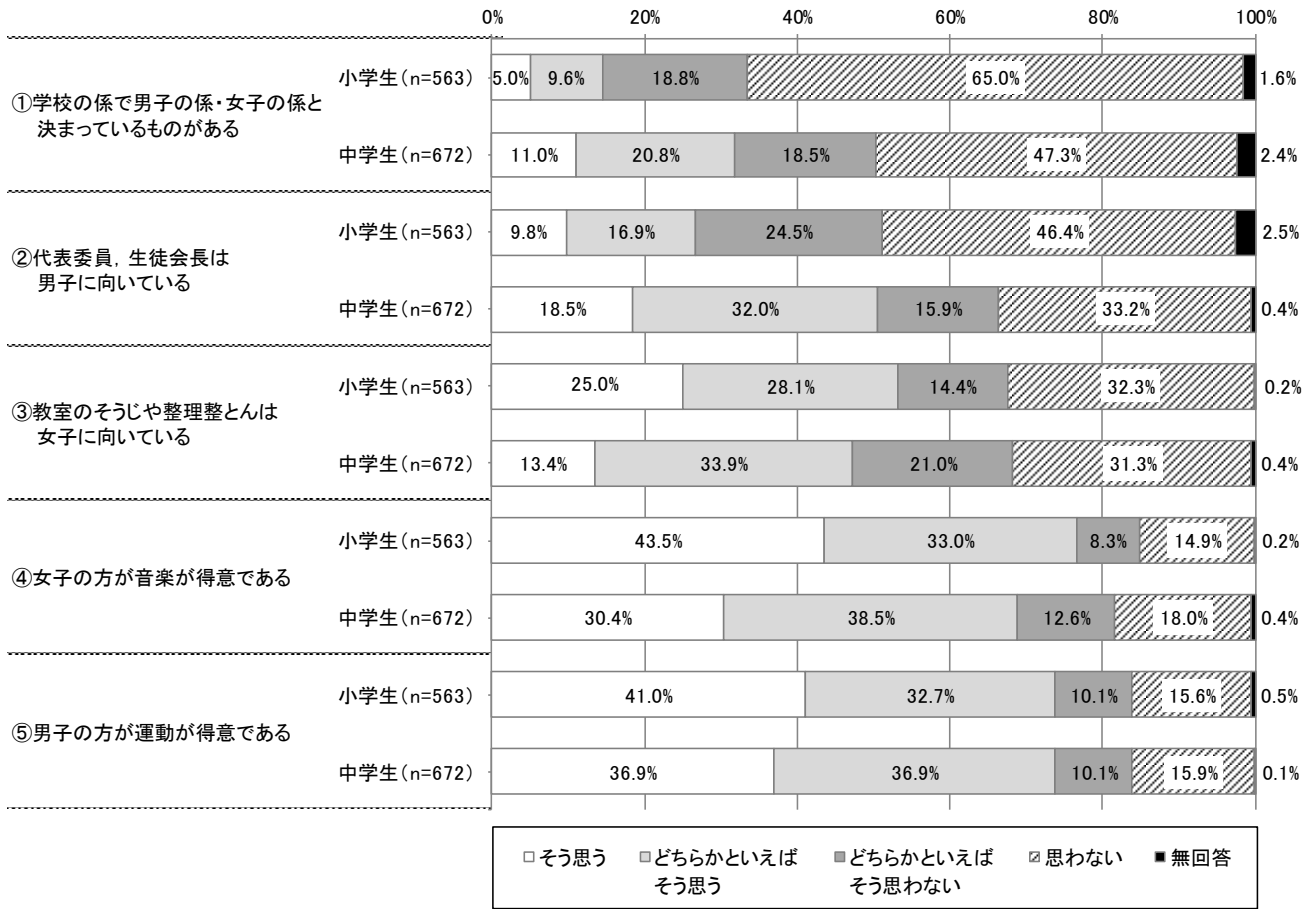
問 14 あなたは『男女共同参画』という言葉を知っていますか。
 (○はそれぞれ1つ)

1. 聞いたことがあり内容も知っている
2. 聞いたことはあるが内容は知らない
3. 聞いたことがない

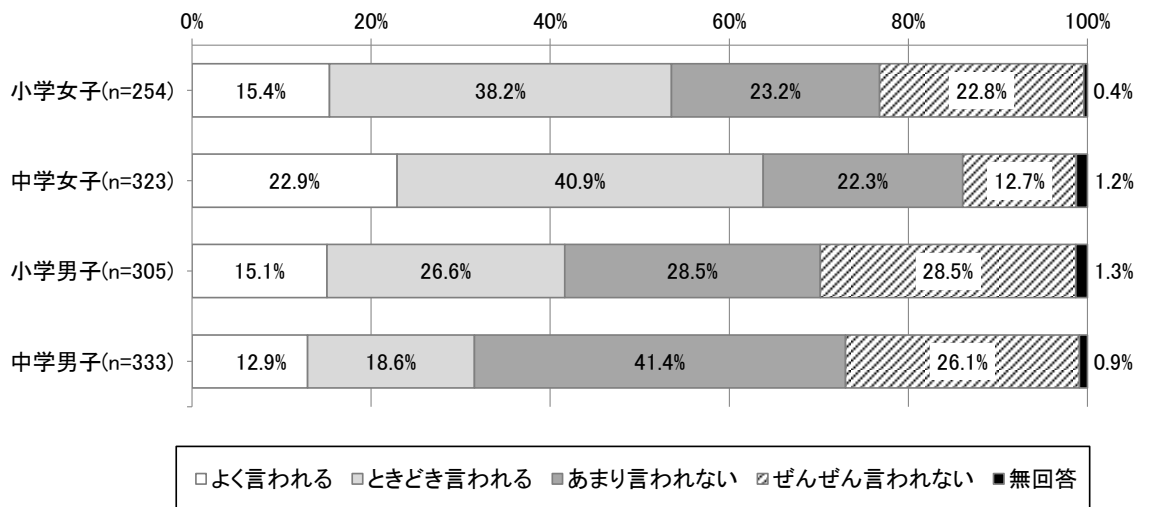
ご協力ありがとうございました。

【主な結果】 ※グラフ中の「n」は回答者の総数を示しています。

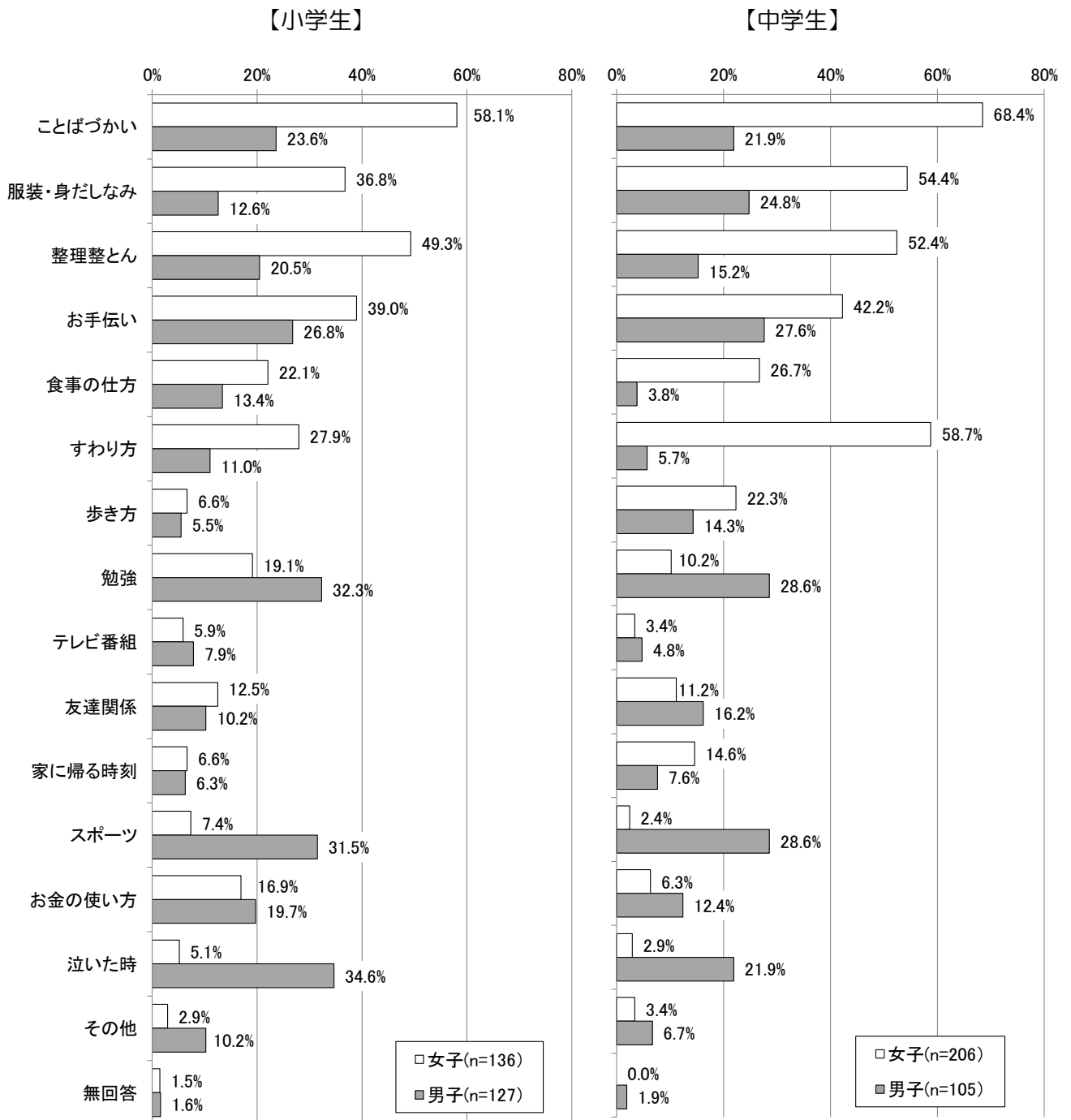
■ 次のことについてどう思いますか。(○はそれぞれ1つ)



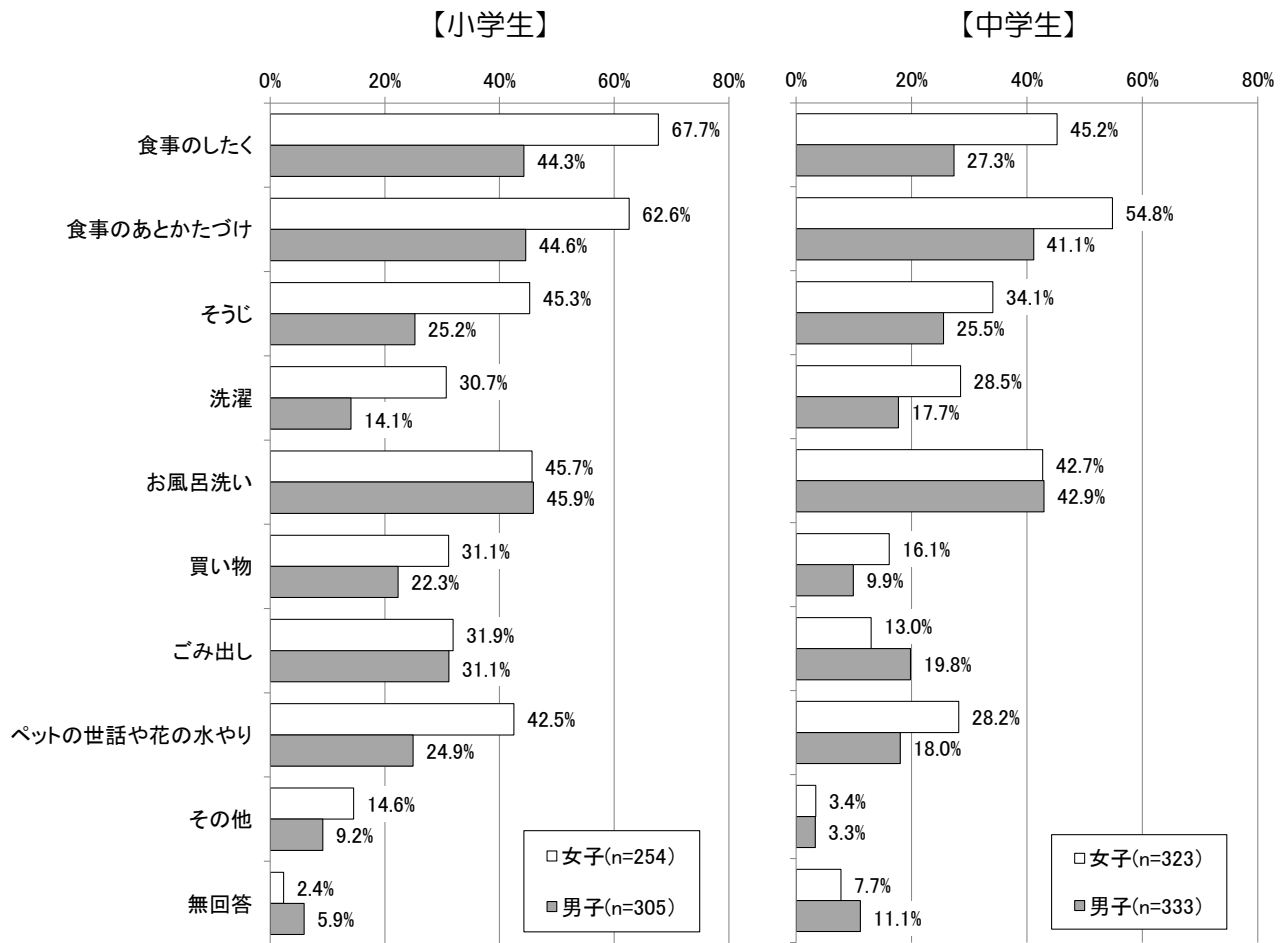
■ あなたはおとなの人に「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。(○は1つ)



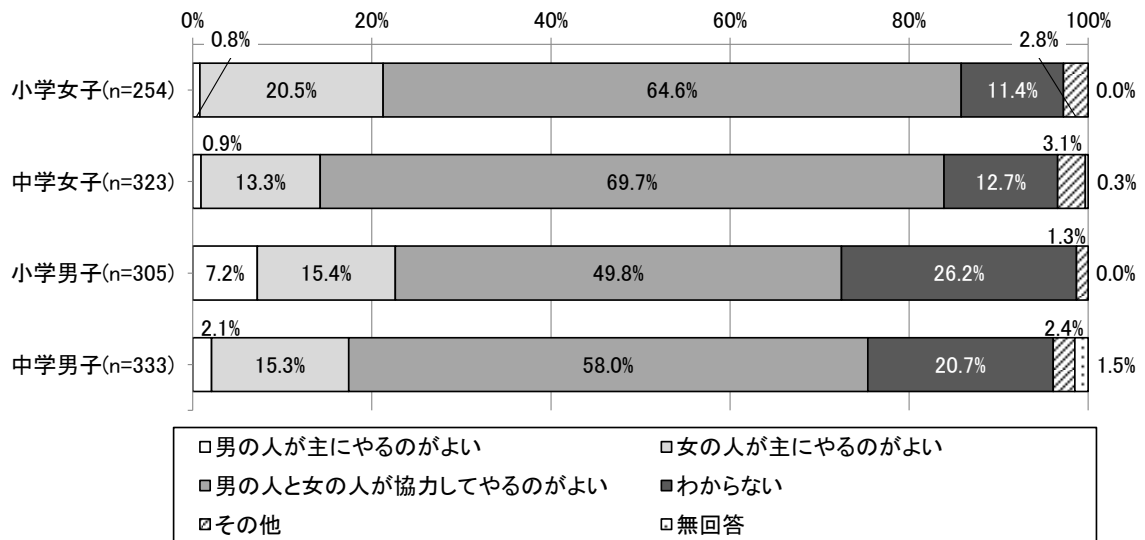
■あなたはどんな時に、おとなの人に「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われましたか。(あてはまるものすべてに○)



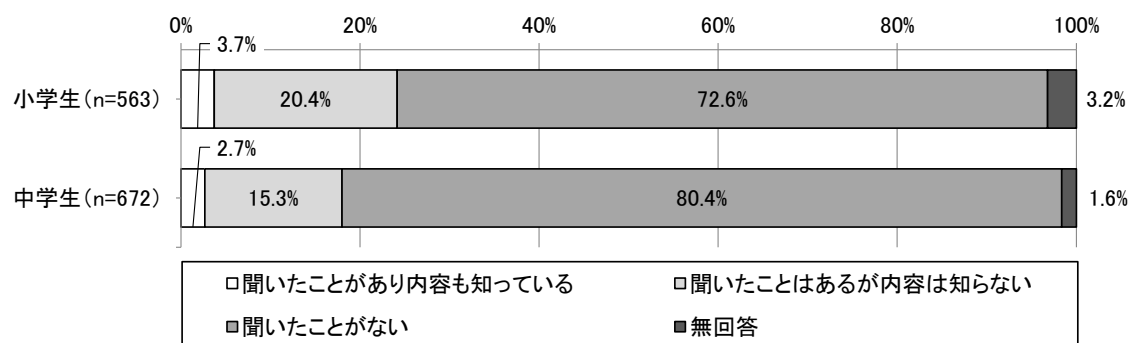
■あなたは家の中でどのようなお手伝いをしますか。(あてはまるものすべてに○)



■あなたは家の中で、食事のしたくやそうじ、洗濯のような家事は、だれがやるのが一番よいと思いますか。(○は1つ)



■あなたは『男女共同参画社会』という言葉聞いたことはありますか。(○は1つ)



(3) 事業所意識調査

【調査の概要】

■調査方法

項目	内容
調査地域	石岡市全域
調査対象	従業員 10 名以上の事業所 675 事業所
調査方法	返信封筒を同封して、郵便による配付・回収
抽出方法	平成 24 年経済センサスー活動調査の調査結果を基準として抽出
調査時期	平成 28 年 11 月 14 日（月）～平成 28 年 12 月 2 日（金）

■回収結果

対象	発送数	回収数	回収率
事業所	675 件	236 件	35.0%

【調査票】

石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査
調査票

【ご記入にあたってのお願い】

1 回答の方法は…
原則として回答記入欄の中であてはまる番号を○で囲んで下さい。お答えは設問ごとに（○は1つ）（○は2つまで）などと指定されていますので、設問をよくお読みになってご記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的内容を（ ）内に記入ください。

2 記入が終わったら…
無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、12月2日（金）までにポストへ投入してください。（切手は不用です）

3 この調査に関するお問い合わせは…
石岡市役所 市長公室 政策企画課 男女共同参画担当
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
電話 0299-23-1111（内線 224・226）
電子メール kikaku@city.shioka.lg.jp

1 雇用や職場環境について

問1 今年度の新入社員（従業員）の性別内訳はどのようになっていますか。

1 全員女性	2 女性の方が多い	3 男女ほぼ同数
4 男性の方が多い	5 全員男性	6 今年度は採用しなかった

問2 会社説明会のお知らせや資料の送付に際して、性別によって、時期や内容の異なる対応をすることがありますか。

1 全くない	2 少しある	3 かなりある	4 その他（ ）
--------	--------	---------	----------

問3 従業員のうち、女性はどのくらいいますか。

1 全員女性	2 半数より多い	3 ほぼ半数
4 半数より少ない	5 全くいない	

問4 女性の役員はいますか。

1 いる	2 いない
------	-------

問5 管理職の中で女性が占める割合はどのくらいですか。

1 すべて女性	2 50%以上	3 30%以上 50%未満
4 10%以上 30%未満	5 10%未満	6 全くいない

問6 女性管理職は多い方だと思えますか。

1 多いと思う	2 どちらかという多と思う
3 どちらかという少ないと思う	4 全くない

問7 今後、女性を管理職として登用するつもりはありますか。

1 ある	2 ない
------	------

《問7で「2 ない」と回答した方にお伺いします。》

問7-1 それをなぜですか。最も大きな理由を1つだけ選んでください。

1 仕事と家庭の両立がむずかしいから
2 女性を管理職にする制度が十分ではないから
3 女性は昇進・昇格するためのスキルを身につける機会が少ないから
4 管理職を希望する女性が少ないから
5 職場の中に女性管理職を受け入れられない雰囲気があるから
6 社会的に女性管理職を受け入れられない雰囲気があるから
7 その他（ ）

問8 女性従業員の結婚、出産、共働き等に際して、配置換えや退職勧告等をする場合がありますか。

1 ある	2 社内結婚の場合のみある
3 ない	4 その他（ ）

問9 社員の1人当たりの1ヶ月の平均残業時間はどの程度ですか。

1 0時間	2 1時間以上 10時間未満
3 10時間以上 20時間未満	4 20時間以上 30時間未満
5 30時間以上 40時間未満	6 40時間以上 50時間未満
7 50時間以上 100時間未満	8 100時間以上

問10 結婚、出産、育児、または介護に際して退職した従業員はいますか。また、いる場合はどのケースが最も多いですか。

1 いる・結婚に際して	2 いる・妊娠、出産に際して	5 いない
3 いる・育児に際して	4 いる・介護に際して	

《問10で「1 いる・結婚に際して」、「2 いる・妊娠、出産に際して」、「3 いる・育児に際して」、「4 いる・介護に際して」と回答した方にお伺いします。》

問10-1 退職した従業員の性別は、男女どちらが多いですか。

1 女性	2 男性	3 どちらとも同じくらい
------	------	--------------

問11 以下のような項目で、男女の取り扱いの状況は、均等になっていますか。それぞれ1つずつ選んでください。

	なっていない	なっている程度	なっていない
(1) 募集	1	2	3
(2) 採用	1	2	3
(3) 配置	1	2	3
(4) 賃金	1	2	3
(5) 昇進（管理職への登用機会など）	1	2	3
(6) 時間外・休日労働	1	2	3
(7) 教育・研修	1	2	3
(8) 福利厚生	1	2	3
(9) 定年の年齢	1	2	3

問 12 貴事業所では、男女雇用機会均等法に定められているポジティブアクション（男女間の格差を解消し、女性労働者の能力発揮促進のために企業が積極的に取り組むこと）について何らかの措置をしていますか。あてはまるもの全てを選んでください。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 女性がいない部署や業務に、積極的に女性を配置する |
| 2 | 女性が参加していなかった会議や勉強会に、積極的に女性を参加させる |
| 3 | 管理職に対して、女性の活用についての研修を行う |
| 4 | 昇進・昇格に関して女性に配慮した措置がある |
| 5 | 募集・採用に関して女性に配慮した措置がある |
| 6 | 従業員全体に対して男女雇用機会均等法に関する研修を行い、意識改革をする |
| 7 | 特に配慮していない |
| 8 | その他（
） |

2 育児休業制度・介護休業制度について

【④ 育児休業制度について】

問 13 これまでに、育児休業制度を利用した従業員はいますか。

- | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|--------|---|-------|
| 1 | いる・女性 | 2 | いる・男性 | 3 | どちらもない | 4 | 全くいない |
|---|-------|---|-------|---|--------|---|-------|

《問 13 で「1 いる・女性」「2 いる・男性」「3 どちらともいる」と回答した方にお伺いします。》

問 13-1 育児休業制度を利用したあと、職場復帰した従業員はいますか。

- | | | | |
|---|-------------|---|-------------|
| 1 | ほとんどが復帰している | 2 | 半数程度は復帰している |
| 3 | 復帰した従業員はいない | | |

《問 13 で「4 全くいない」と回答した方にお伺いします。》

問 13-2 育児休業制度を利用した従業員がいないのは、なぜだと思われますか。

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 該当者がいなかったから |
| 2 | 出産に際して該当者またはその配偶者が退職したから |
| 3 | 保育所・両親等、他に子どもの世話をしてくれる人がいたから |
| 4 | 該当者の配偶者が育児休業を取得したから |
| 5 | 制度を利用しにくい雰囲気があるから |
| 6 | その他（
） |

問 14 子育てと仕事が両立できよう、実施していることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。

- | | | | |
|---|---------------|---|-------------------|
| 1 | フレックスタイム制度の導入 | 2 | 妊娠中、育児中の勤務時間の短縮 |
| 3 | 育児休業期間の延長 | 4 | 始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ |
| 5 | 残業（所定外労働）の免除 | 6 | 深夜残業の制限 |
| 7 | 育児休業中の収入補てん | 8 | 事業所内保育所の整備 |
| 9 | 1～8のいずれもない | | |
- （その他具体的な取組みがあればご記入ください。）

問 15 育児休業制度を男女ともに利用しやすくするために、行政がすべきことは何だとお考えですか。2つ以内で選んでください。

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 育児休業を男女それぞれが取得できるように法律で義務づける |
| 2 | 育児休業取得者がいる事業所の税制面などの優遇措置を行う |
| 3 | 育児休業者に代わる人材を雇用した場合の補助金制度 |
| 4 | 育児休業制度に関する広報や周知を徹底する |
| 5 | 休業中の所得保障をより充実させる |
| 6 | 特になし |
| 7 | その他（
） |

【② 介護休業制度について】

問 16 これまでに、介護休業制度を利用した従業員はいますか。

1 いる・女性 2 いる・男性 3 どちらともいる 4 全くいない

《問 16 で「1 いる・女性」「2 いる・男性」「3 どちらともいる」と回答した方にお伺いします。》

問 16-1 介護休業制度を利用したあと、職場復帰した従業員はいますか。

1 ほとんどが復帰している 2 半数程度は復帰している
3 復帰した従業員はいない

《問 16 で「4 全くいない」と回答した方にお伺いします。》

問 16-2 介護休業制度を利用した従業員がいないのは、なぜだと思いますか。

1 該当者がいなかったから
2 介護に際して該当者またはその配偶者が退職したから
3 他に要介護者の世話をしてくれる人がいたから
4 該当者の配偶者が介護休業を取得したから
5 制度を利用しにくい雰囲気があるから
6 その他 ()

問 17 介護と仕事が両立できよう、実施していることはありますか。あてはまるものを全てを選んでください。

1 フレックスタイム制度の導入 2 介護中の勤務時間の短縮
3 介護休業期間の延長 4 始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ
5 残業（所定外労働）の免除 6 深夜残業の制限
7 介護休業中の収入補てん 8 1～7のいずれもない
〔その他具体的な取組みがあればご記入ください。〕

問 18 介護休業制度を男女ともに利用しやすくなるために、行政がすべきことは何だと思えますか。2つ以内で選んでください。

1 介護休業取得者がいる事業所の税制面などの優遇措置を行う
2 介護休業者に代わる人材を雇用した場合は補助金制度
3 介護休業制度に関する広報や周知を徹底する
4 休業中の所得保障をより充実させる
5 特にない
6 その他 ()

3 パートタイマーについて

問 19 パートタイマーを雇用していますか。

1 はい 2 いいえ-----> 問 20 にお進みください

《問 19 で「1 はい」と回答した方にお伺いします。》

問 19-1 パートタイマー全体のうち、女性は何のくらいいいますか。

1 全員女性 2 半数より多い 3 ほぼ半数
4 半数より少ない 5 全くいない

《問 19 で「1 はい」と回答した方にお伺いします。》

問 19-2 パートタイマーに対して、実施している制度や保障しているものを全てを選んでください。

1 労働条件・時間の明示	2 就業規則の作成
3 有給休暇	4 教育訓練・研修
5 福利厚生施設の利用	6 健康診断
7 育児休業制度	8 介護休業制度
9 雇用保険	10 社会保険
11 正規従業員への転換制度	12 特にない
13 その他 ()	

4 セクシュアル・ハラスメントについて

問 20 セクシュアル・ハラスメントを防止するために、取り組んでいることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 事業所内にセクシュアル・ハラスメントの相談・苦情窓口を設置している |
| 2 | 就業規則にセクシュアル・ハラスメントを禁止する条項を記載している |
| 3 | 職場環境の見直しを進めている |
| 4 | セクシュアル・ハラスメントに関する研修を実施している |
| 5 | 社内報や掲示板等を活用して、従業員の意識を高めている |
| 6 | 実態把握のための調査を実施している |
| 7 | 問題がないので、防止策はしていない |
| 8 | 防止策が必要となっているが、特に何もしていない |
| 9 | その他 () |

問 21 セクシュアル・ハラスメントを防止するために、今後取り組みたいと考えていることがありましたらご記入ください。

--

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問 22 現在、貴事業所ではワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを行っていますか。この中から1つだけ選んでください。

- | | | |
|---|---------------------------|-----------------------|
| 1 | 積極的に取り組み、効果が出ている | |
| 2 | 積極的に取り組んでいるが、あまり効果があっていない | |
| 3 | 取り組んでいるが、十分にはできていない | |
| 4 | 今後取り組みたいと考えている | → 問 22-2 に
お進みください |
| 5 | 取り組みつもりがない | |
| 6 | ワーク・ライフ・バランス自体がよくわからない | |
| 7 | その他 () | → 問 23 に
お進みください |

《問 22 で「1 積極的に取り組み、効果が出ている」「2 積極的に取り組んでいるが、あまり効果があっていない」「3 取り組んでいるが、十分にはできていない」と回答した方にお伺いします。》

問 22-1 現在、ワーク・ライフ・バランスに関して行っている取り組みはどのようなものですか。あてはまるもの全てを選んでください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 社長や取締役等がリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる |
| 2 | 管理職の意識改革を行っている |
| 3 | 管理職以外の社員の意識改革を行っている |
| 4 | ワーク・ライフ・バランスを推進する責任者を決めている |
| 5 | 業務効率の向上を図っている |
| 6 | 年休を取りやすい環境を整えている |
| 7 | ノー残業デーを設けている |
| 8 | 育児・介護休業をとりやすい環境を整えている |
| 9 | 時間短縮勤務ができるようにしている |
| 10 | 在宅勤務ができるようにしている |
| 11 | その他 () |

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランスとは、「国民一人ひとりがいやいやや束縛を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に順じて多様な生き方が選択・実現できる社会」※のことです。

※内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）基本計画」より

《問22で「4 今後取り組みたいと考えている」「5 取り組むつもりがない」と回答した方にお伺いします。》

問22-2 貴事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組むうえでの課題はなんですか。あてはまるものを全てを選んでください。

- | | |
|----|----------------------------|
| 1 | 代替委員の確保が難しい |
| 2 | 働き方に関する様々な社会通念がある |
| 3 | 日常的に労働時間が長い部門・事業所がある |
| 4 | 育児・介護休業等により職場で周りの人の業務量が増える |
| 5 | 全体的に休暇取得率が低い |
| 6 | 管理職の認識が乏しい |
| 7 | 制度導入に伴いコストがアップする |
| 8 | 育児・介護支援制度等の利用が異進・昇格に影響する |
| 9 | 本社は取引先が取り組むことに理解がない |
| 10 | その他 () |

問23 これまでに従業員や労働組合から、男女ともに仕事のしやすい環境を整えるために何らかの意見や提案、要望等を受けたことがありますか。

- | | |
|---|----|
| 1 | ある |
| 2 | ない |

《問23で「1 ある」と回答した方にお伺いします。》

問23-1 要望はどのようなものでしたか。また、それに対してどのように対応しましたか。要望と対応についてそれぞれ記入ください。

【要望】

【対応】

6 女性活躍推進法について

女性活躍推進法とは？

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備するために制定された法律です。

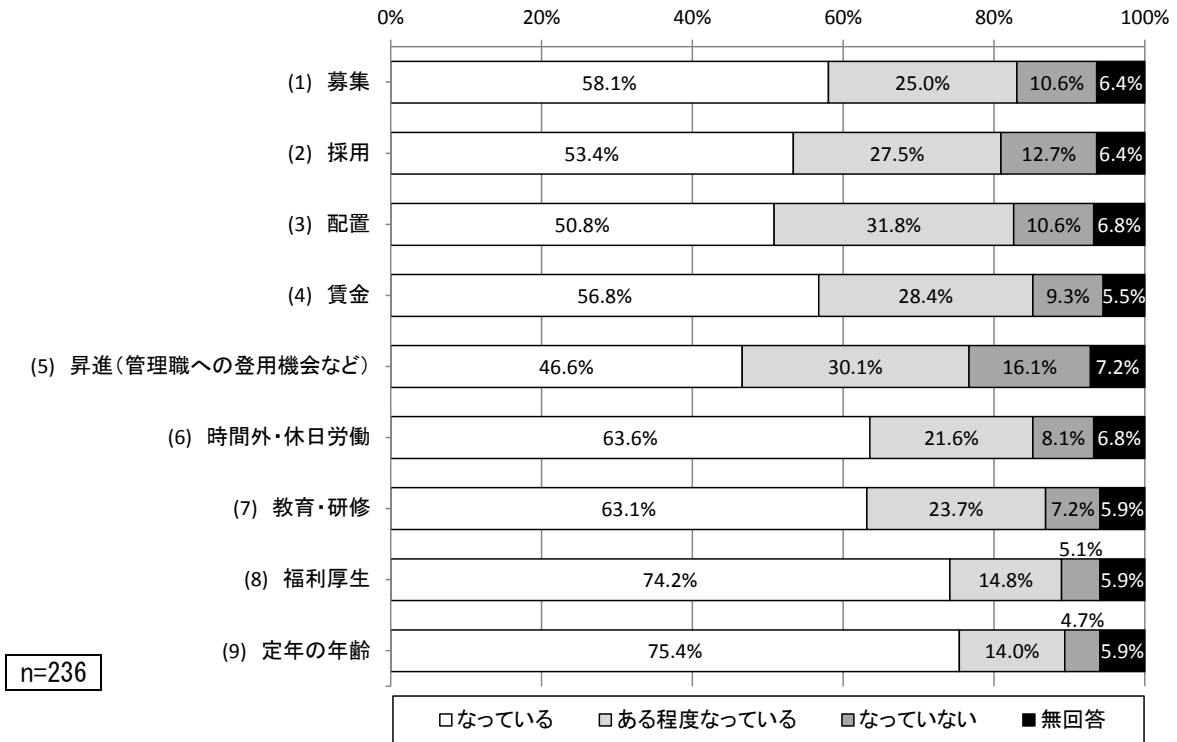
28年4月より従業員301人以上の規模の企業は、女性目標を盛り込んだ行動計画の作成と公表が義務付けられています。また、すべての地方自治体に対しても行動計画の策定と公表が義務付けられています。

問24 貴事業所では、法律で規定されている事業主行動計画を策定していますか？

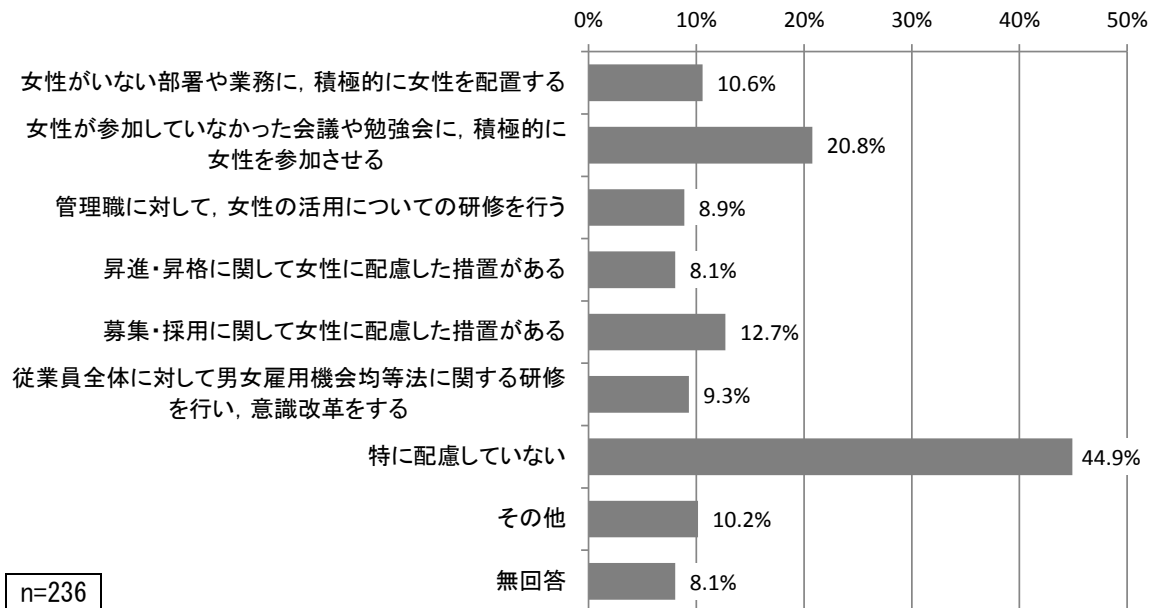
- | | |
|---|-------------|
| 1 | 策定済みである |
| 2 | 策定中である () |
| 3 | 策定予定である () |
| 4 | 策定する予定はない |
| 5 | その他 () |

【主な結果】 ※グラフ中の「n」は回答者の総数を示しています。

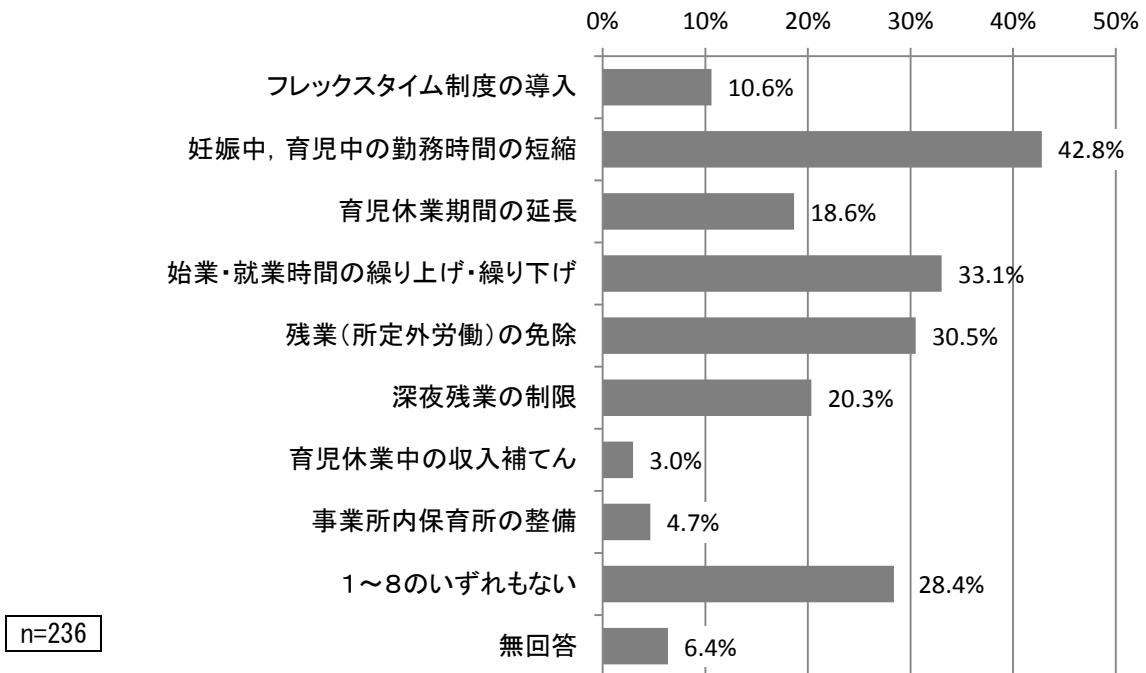
■以下の項目で、男女の取り扱いの状況は均等になっていますか。それぞれ1つずつ選んでください。



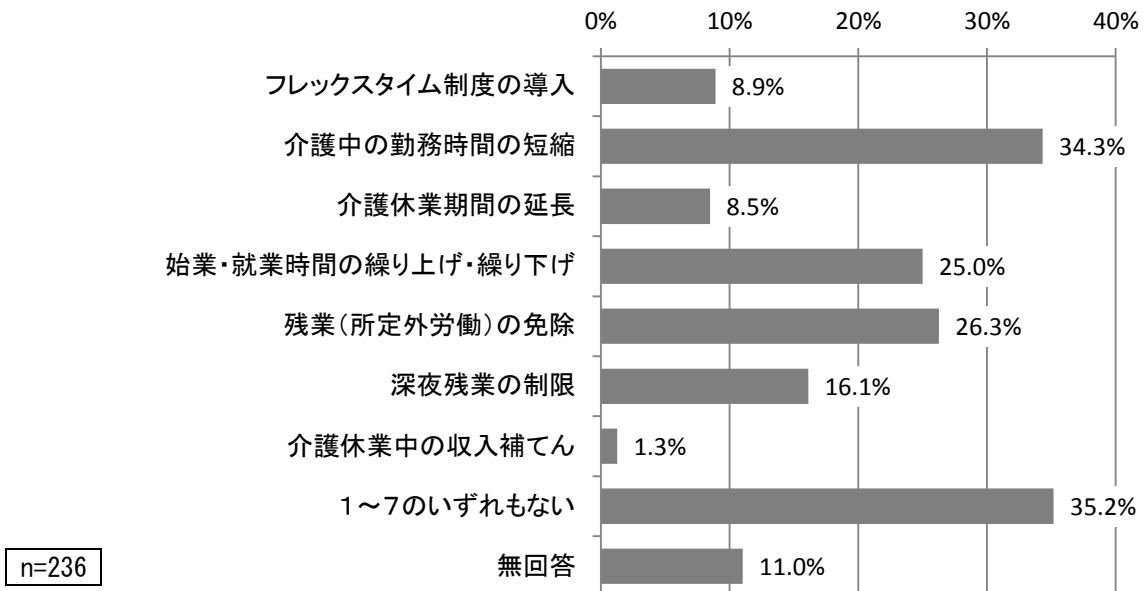
■貴事業所では、男女雇用機会均等法に定められているポジティブアクション（男女間の格差を解消し、女性労働者の能力発揮促進のために企業が積極的に取り組むこと）について何らかの措置をしていますか。あてはまるもの全てを選んでください。



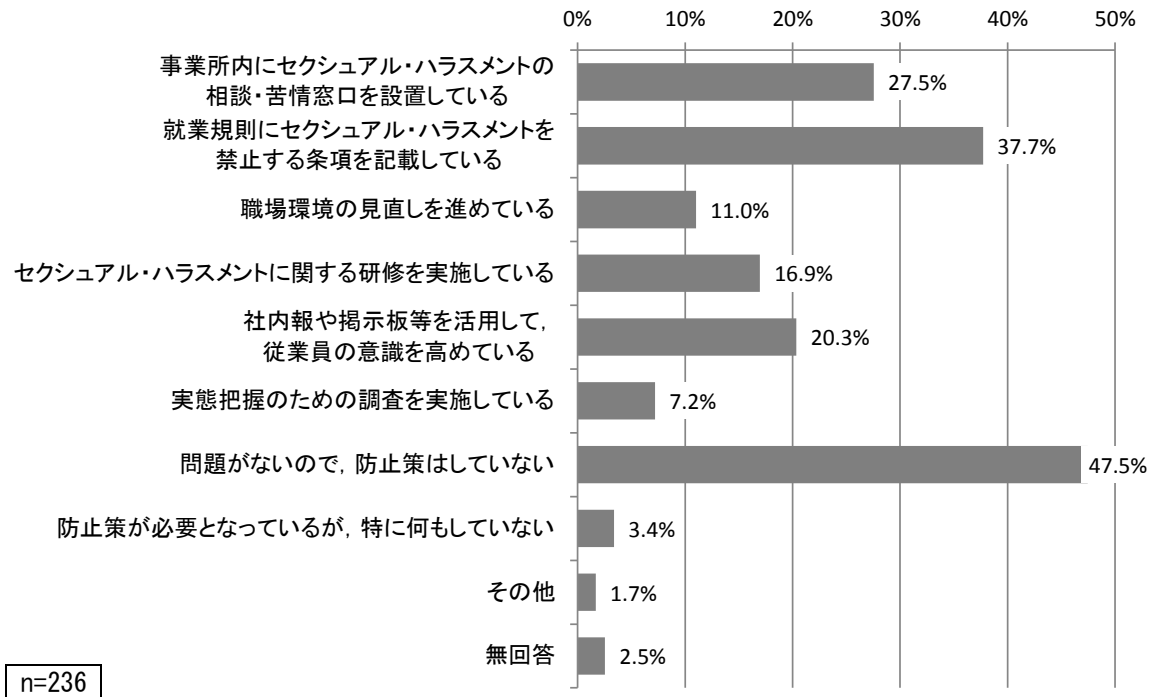
■子育てと仕事が両立できるよう、実施していることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。



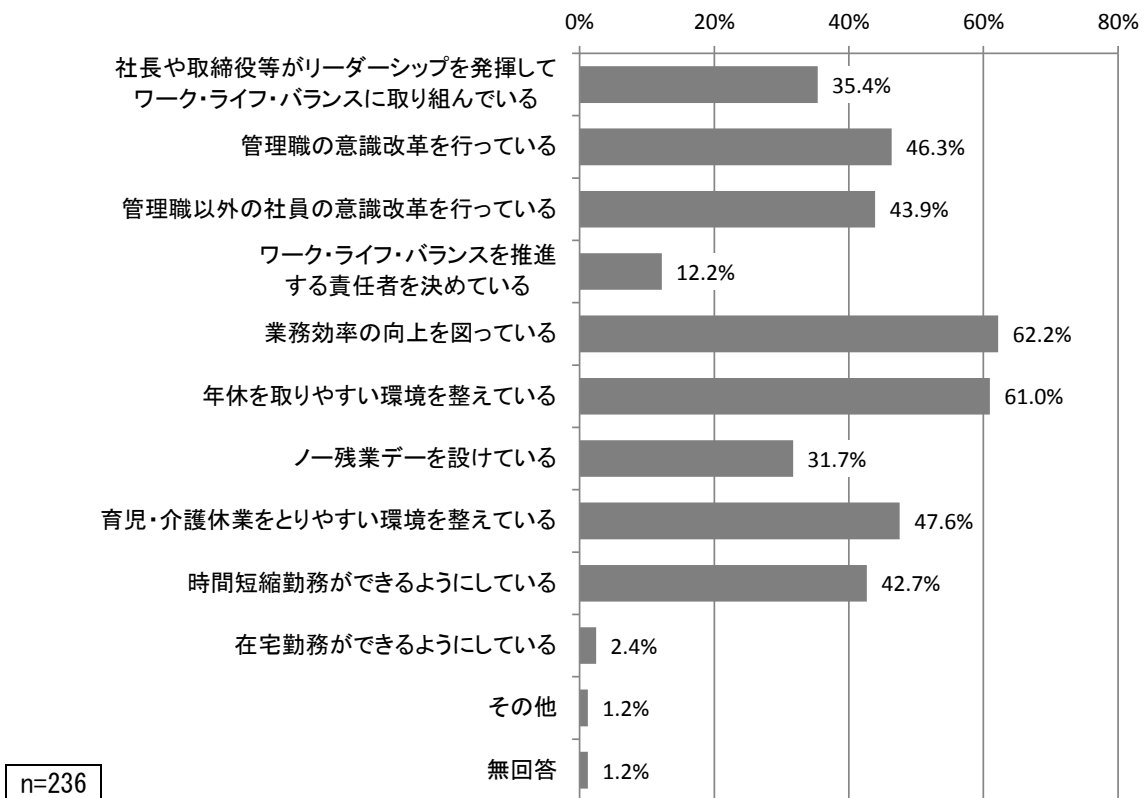
■介護と仕事が両立できるよう、実施していることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。



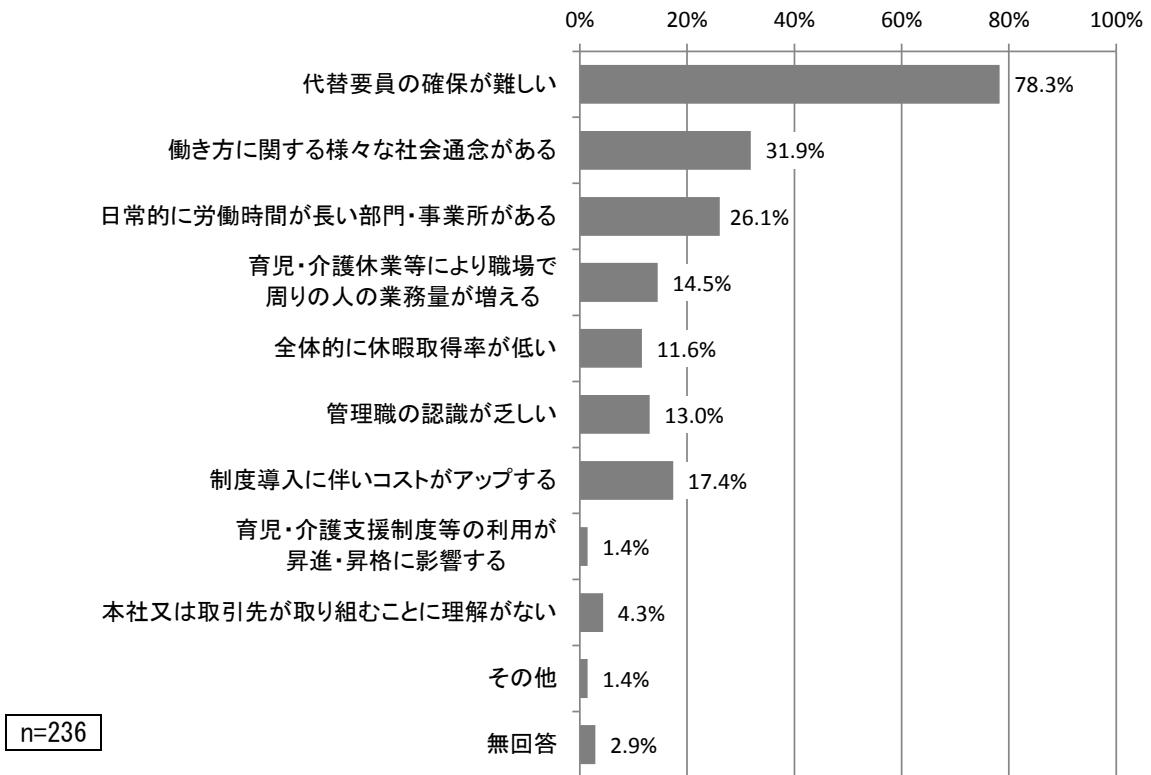
■セクシュアル・ハラスメントを防止するために、取り組んでいることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。



■ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所に伺います。現在、ワーク・ライフ・バランスに関して行っている取り組みはどのようなものですか。あてはあるもの全てを選んでください。



■ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない業所に伺います。貴事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組むうえでの課題はなんですか。あてはあるもの全てを選んでください。



第2次石岡市男女共同参画基本計画

平成30年3月発行

発行 石岡市

編集 石岡市 市長公室 政策企画課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111 (代) FAX 0299-22-5276